

大磯らしい豊かさを、
さらに。





大磯町長 池田 東一郎

ごあいさつ

大磯町は、1973年(昭和48年)に第一次となる総合計画を策定して以来、まちの将来像として「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」を掲げ、先人たちが育んできた美しい自然環境と、歴史の積み重ねの中で培われてきた文化を大切にしながら、発展してきました。

私は、2022年(令和4年)12月に町長に就任して以来、「大磯をもっと前へ。」という強い気持ちを持ち、町の人口減少に歯止めをかけることを最大のミッションと位置付け、子育て・教育環境の向上、福祉・医療の充実、地域活性化、防災などに重点をおいて町政を運営してきました。

近年では、子育て世代の転入の増加などにより人口の社会増減が転入超過となるとともに、2025年(令和7年)9月に公表された民間会社のアンケート調査では、「住み続けたい街(駅)ランキング」で大磯駅が県内1位、1都3県で4位となり、私が取り組んできた様々な政策が着実に実を結んでいると受け止めています。一方で、出生数が減少に転じていることや、大磯町へ転入を希望される方々に対して十分な住宅供給ができていないといった課題が見えてきています。

このような状況の中で、2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までを計画期間とする新たな計画(第五次総合計画後期基本計画)を策定しました。

この計画では、これまでに出てきた課題の解決に向けた政策を展開し、一層の人口減少対策に向けて取り組みます。そして、多くの方々が大磯町に住んでみたい、住み働きたい、住み続けたいと思うような「大磯らしい豊かさ」を生むまちづくりを「さらに」進めてまいります。

計画の策定にあたり、町民アンケートやこどもアンケート、町民意見交換会、パブリックコメント等を通じて、貴重なご意見をいただきました町民の皆様、そして、熱心なご審議を賜りました総合計画審議会委員及び町議会議員の皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。

2026年(令和8年)3月

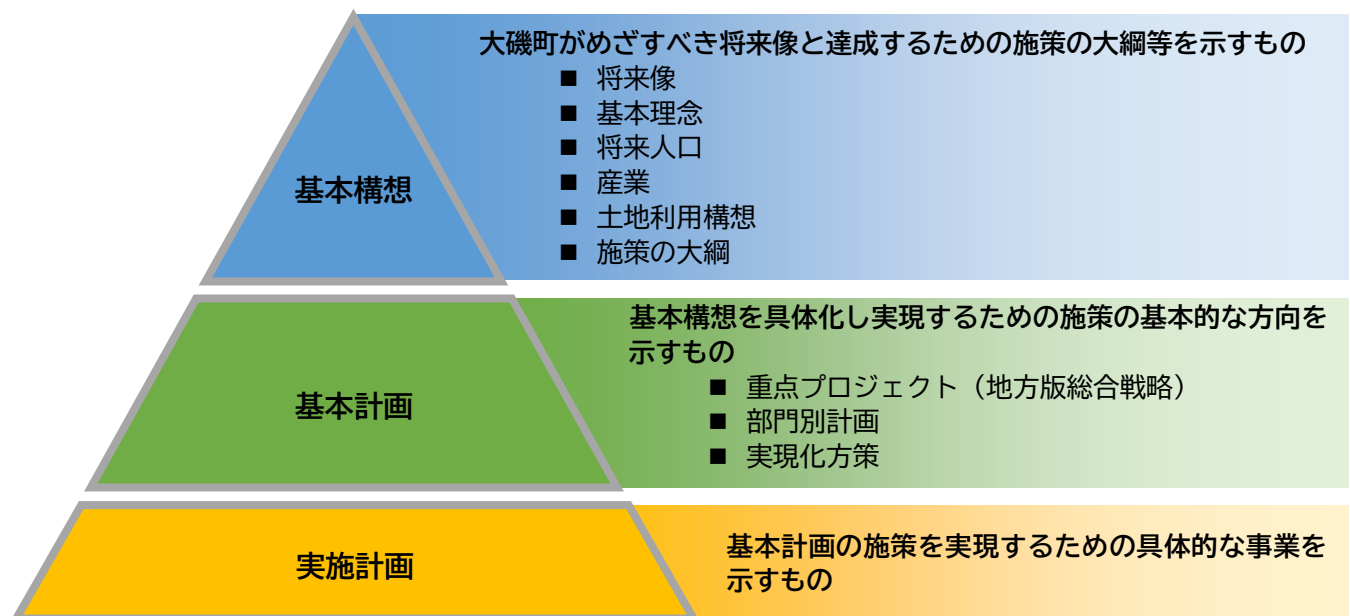
【第五次総合計画策定の趣旨】

本町では1973年（昭和48年）に総合計画を策定して以降、これまで四次にわたり大磯町総合計画を策定し、総合計画に基づくまちづくりを継続してきました。今後は全国的に急速に進行する人口減少や少子高齢化、それに伴う税収の減少や社会保障費の増大による財政の悪化など、地方公共団体はますます厳しい状況下に置かれることが懸念されます。その一方で、高度情報化、国際化社会への対応、防災・防犯への町民意識の高揚、また、地域コミュニティの希薄化への対応など、町政に求められる役割が多様化してきています。

このような状況下で、これらの課題に的確に対応し、誰もが豊かで満足できる生活を実現するため、長期ビジョンを示すとともに総合的かつ計画的な行政運営を推進するため、「大磯町第五次総合計画」を2021年（令和3年）3月に策定しました。

後期基本計画は2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5年間を計画期間とし、基本構想によって策定された町の将来像及び施策の大綱を具現化するための計画として位置付け、部門ごとに体系化した施策として示すものです。

【第五次総合計画の構成】



【第五次総合計画の計画期間】

西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
基本構想	基本構想(10年間)									
基本計画	前期基本計画(5年間)					後期基本計画(5年間)				
実施計画	実施計画(3年間)			実施計画(3年間)			実施計画(3年間)			実施計画(3年間)
		実施計画(3年間)					実施計画(3年間)			
			実施計画(3年間)						実施計画(3年間)	
				実施計画(3年間)						実施計画(3年間)

目 次

I 基本構想 2021年～2030年（10年間）	4
第1章 基本構想の目的	4
第2章 基本構想の期間	4
第3章 まちの将来像	4
第4章 まちづくりの基本理念	4
第5章 将来人口	5
第6章 産業	5
第7章 土地利用構想	6
第8章 施策の大綱	7
柱Ⅰ 安全安心でいきいきとくらするまちづくり	7
柱Ⅱ 町民の力や知恵が集まるまちづくり	8
柱Ⅲ 快適でくらしやすいまちづくり	9
柱Ⅳ 心豊かな人を育むまちづくり	10
柱Ⅴ 元気や活力が生まれるまちづくり	11
II 後期基本計画 2026年～2030年（5年間）	12
1 社会経済情勢の変化	14
2 これまでの成果・課題	15
(1) 第五次総合計画前期基本計画及び第2期総合戦略の進行状況	15
(2) 町民ニーズの把握	15
(3) 後期基本計画でめざす方向性	18
3 計画の体系	19
(1) 体系図	19
(2) 総合戦略との関係	20
4 重点プロジェクト	21
(1) 重点プロジェクトの方針	21
(2) 重点プロジェクトの関連性	23
重点プロジェクト1	24
重点プロジェクト2	26
重点プロジェクト3	28
重点プロジェクト4	30
5 部門別計画	32
柱Ⅰ 安全安心でいきいきとくらするまちづくり	34
柱Ⅱ 町民の力や知恵が集まるまちづくり	56
柱Ⅲ 快適でくらしやすいまちづくり	62
柱Ⅳ 心豊かな人を育むまちづくり	76
柱Ⅴ 元気や活力が生まれるまちづくり	88

6	実現化方策（まちの将来像の実現に向けた推進方策）	96
7	計画の進行管理	99
8	実効性の向上	100
資料編		102
1	大磯町第3期人口ビジョン	102
2	主な個別計画体系	106
3	SDGs（持続可能な開発目標）	108
4	策定経過	110

【本計画における指標値の取扱いについて】

本計画では、事業の進捗度合いを定量的に示せるよう、重点プロジェクト及び部門別計画において指標値を設定しています。これらの指標値は当該施策に関する代表的なものを位置付けていますが、あくまで当該施策の状況を示す一つの要素であり、指標値の達成だけが各施策の目標となるものではありません。

また、各種指標値は、事業の進捗や社会経済情勢の変化に合わせて、実施計画にて適宜見直しを図るものとなります。

I 基本構想（2021年～2030年）

第1章 基本構想の目的

基本構想は、大磯町のめざすべき将来像と、これを実現するための施策の方向を明らかにするものであり、総合的・計画的なまちづくりを進めるための指針とするものです。

また、町政運営の方針を明らかにし、町政に対する理解と協力のもと、町民等と行政が協働してまちづくりを進めていく方向性を示すものです。

第2章 基本構想の期間

第五次総合計画基本構想は2030年度（令和12年度）を目標年度とし、2021年度（令和3年度）からの10年間とします。

第3章 まちの将来像

「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」

美しい自然と由緒ある歴史、文化に恵まれた大磯を愛し、誇りを持つことにより、その価値を高めながら、さらに住みよいまちづくりをめざし、「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」をまちの将来像とします。

第4章 まちづくりの基本理念

まちの将来像の実現に向け、「郷土の誇りとくらしの親和」「つながりと創生」の2つの基本理念を掲げ、まちづくりを進めます。

■ 郷土の誇りとくらしの親和

私たちの大磯町は、先人たちから受け継いだ高麗山や鷹取山などの丘陵、こゆるぎの浜などの海辺、花水川や葛川などの河川といった豊かな自然、相模国府や東海道の宿場町としての歴史、明治期に発展した邸園文化などに恵まれ、郷土への愛着や誇りの源となっています。この郷土の誇りを次世代に引き継ぎ、環境と親和したまちづくりを行っていくことは、私たちの使命であり責任でもあります。一方で自然環境の豊かさは、近年頻度と激しさを増す自然災害とも表裏一体のものです。

これからのまちづくりは、環境と親和するくらしを築き上げていくことが重要になってきます。自然の循環に負荷をかけない質を重視した生活を広め、美しい景観や快適な環境を未来に引き継ぐとともに、大磯で育まれてきた生活文化に、新しい息吹を吹き込みながら、未来につながる郷土の誇りと安全・安心なくらしとの親和が図れるまちづくりを推進していきます。

■ つながりと創生

人口減少・少子・超高齢社会の到来と情報化社会の進展に伴い、地域のつながりが薄れつつあり、まちの活力を維持していくためには、町民一人ひとりがまちや地域への愛着と誇りを持ち、まちづくりに積極的に参加することが重要となってきます。

「住んでみたい」、「住み働きたい」、「いつまでも住み続けたい」と思える大磯を創っていくために、町民一人ひとりが持っている力を出し合い、まちづくりの輪を広げることで、新しい創造や活力が生まれます。

こうした町民の力を背景に、町民、行政、事業者がみんなで情報を共有し、力を合わせるつながりと創生の協働社会を築き、くらしの豊かさを分かち合うことができるまちづくりを推進していきます。

第5章 将来人口

人口減少・少子・超高齢社会が進行する中で、大磯町人口ビジョンでは、目標年度とする2030年（令和12年）の将来人口は約2万8,000人になり、その後も人口減少の傾向は続くものと見込んでいます。

今後、人口減少の進行を抑制することを基本に、自然動態（合計特殊出生率の向上）と社会動態（転入促進、転出抑制）の両面から各施策を積極的に推進することにより、人口ビジョン*で設定した目標を達成するため、総合計画の目標年次である2030年度（令和12年度）の目標人口を3万人とします。

* 第3期人口ビジョン：P102参照

第6章 産 業

社会経済情勢に柔軟に対応した産業の活性化を図り、町内外における様々なつながりを生かし、地域の産業全体が持続可能で活力あるものとなるよう取組みを進めます。

農林漁業については、多様な担い手の確保や育成による生産力の維持・向上を図るとともに、農地や山林の保全・再生・活用、地場産物の消費拡大、生産物の付加価値向上への取組みを進めることで活性化を図っていきます。

商工業については、事業承継や担い手の発掘・確保、経営環境の改善や経営基盤の強化に向けた取組みを図るとともに、本町の自然や歴史・文化などの地域資源を活用した取組みを進めることで活性化を図っていきます。

これらの地域産業と町内への交流や周遊をもたらす観光の取組みとの連携を図り、地域経済循環を向上させるよう取り組んでいきます。

I 基本構想（2021年～2030年）

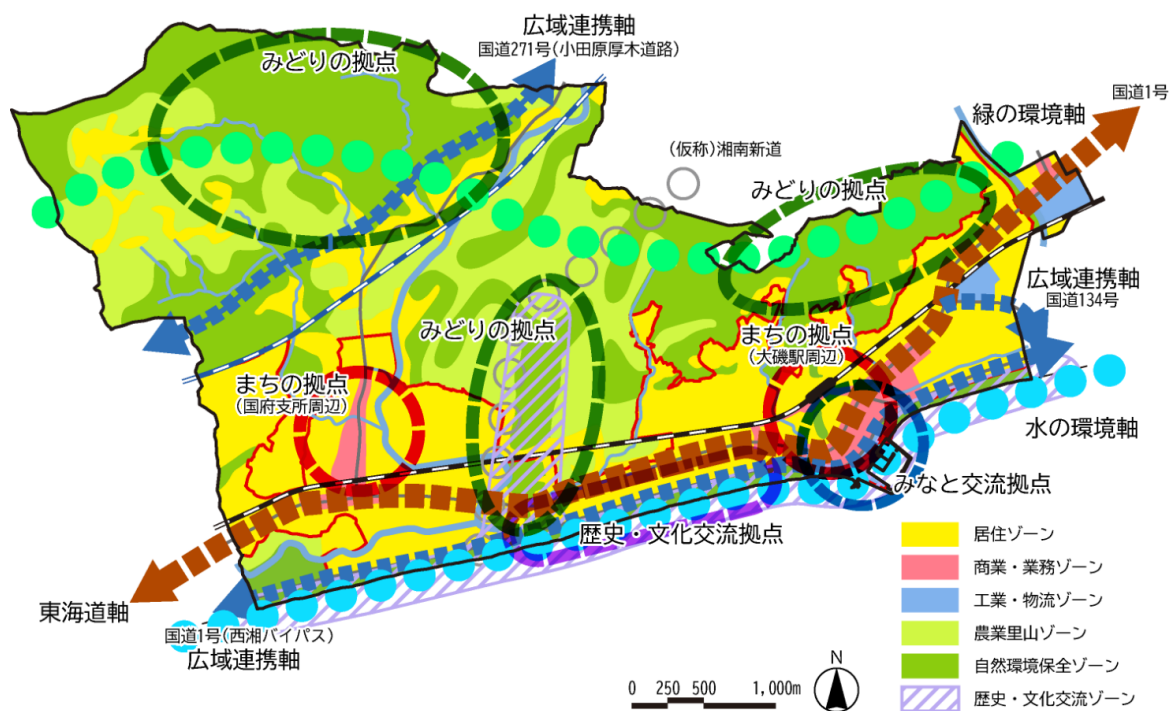
第7章 土地利用構想

土地利用構想は、まちの将来像の実現に向け、都市機能のあり方や町域の特性に応じた発展を図るための土地利用の方向性を示すものであり、将来のめざすべき町の姿を概念的に示し、都市計画法に基づく都市マスタープランを包含するまちづくり基本計画の基礎となるものです。

土地利用構想では、地形的にコンパクトである市街化特性を生かすとともに、現在の環境を将来にわたり持続していくため、自然資源や田園資源のゾーニングを行っていきます。

また、都市圏連携と円滑な都市活動、歴史的な背景による都市軸や環境軸を位置付けながら都市間、地域間ネットワークや防災力の強化を進めていくとともに、大磯、国府の2つの都市機能、みどりや交流といった既存資源を生かした拠点を配置することで、持続可能なまちづくりをめざします。

■ 将来都市構造図



第8章 施策の大綱

まちの将来像である「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」の実現に向けて、「郷土の誇りとくらしの親和」と「つながりと創生」の2つの基本理念のもと、次のとおり5つの方針をまちづくりの柱に据え、施策を展開していきます。

柱Ⅰ 安全安心でいきいきとくらせるまちづくり

少子高齢化の急速な進展や、自然災害や感染症への関心が高まる中で、町民の安全安心なくらしをしっかりと支える基盤や地域における支え合いを促進します。

安全なまちづくりの推進	<p>地震や津波、集中豪雨、火災などの様々な災害の発生に備えた防災・減災対策を徹底し、災害から町民の命と財産を守り、被害を最小限にとどめることができるよう、自助・共助・公助の考えの下、地域の防災対策を充実し、災害に強いまちづくりをめざすとともに、消防・救急体制の整備と予防体制の充実を推進します。感染症のまん延も災害の一種と捉え、予防対策と危機管理体制の充実を図ります。</p> <p>また、地域ぐるみの交通安全、防犯、消費者保護への対策を推進し、町民生活の安全確保を図ります。</p>
子どもを産み育てやすい環境づくりの推進	<p>子育て世代が未来を担う子どもたちを安心して産み、育てられるよう、妊娠から出産、育児まで切れ目なく地域社会全体で子どもたちの成長を支えるための教育・保育への環境づくりと、子育て世代のニーズに合った多様な子育て支援機能の充実を図ります。</p>
健康と生きがいづくりの推進	<p>町民一人ひとりがこころと体の健康の大切さを自覚し、健康づくりを意識した生活を送ることができるよう、子どもから高齢者までライフステージに応じた健康増進や疾病予防に対する支援を行い、健康寿命の延伸をめざすとともに、医療機関との広域連携などを図り、町民が安心できる医療体制を確保します。</p> <p>また、世代間交流や地域のボランティア活動など、高齢者の社会参加機会の充実を図り、住み慣れた地域の中でいきいきとくらせる地域づくりや仲間づくりを促進します。</p>
こころふれあう共生社会の推進	<p>高齢者や障がいを持つ人が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるような支援を進めます。</p> <p>また、少子高齢化が進む中、町民一人ひとりの多様な生活ニーズに柔軟に対応し、町民が将来にわたり安心して生活を送れるよう、地域での支え合い、助け合いの仕組みをつくり、共生社会の推進を図ります。</p>

I 基本構想（2021年～2030年）

柱Ⅱ 町民の力や知恵が集まるまちづくり

地域の生活課題が多様化する中、官と民の垣根を取り払い、町民の地域に貢献したいという思いを結集し、その力や知恵を生かしていくことで、幅広い分野での協働によるまちづくりをめざします。

交流と協働のまちづくりの推進	世代間交流や自治会、各種団体などの地域活動の支援を行い、町民が主体となり地域の課題に取り組むなど、コミュニティ活動の活性化を図ります。 また、一人ひとりが持っている力を出し合い、まちづくりの輪を広げ、町民等との交流・協働型のまちづくりをめざします。
開かれた町政と情報化の推進	高度情報化によるICTの活用など、様々な手段や機会を通じて、広報・広聴活動を充実するとともに、町民と行政がお互いにコミュニケーションをとり、町政運営やまちづくりに関する情報共有を図ります。
持続可能な行財政の運営	中長期的な視点に立ち、将来あるべき姿に至るための課題に計画的に取り組むとともに、持続可能な行財政運営に努めます。 また、時代の変化に即した行政サービスを提供するため、民間経営の視点や自治体間の広域連携、未来技術の活用など、積極的に行財政改革を推進します。

柱Ⅲ 快適でくらしやすいまちづくり

先人が遺した自然や歴史・文化との関わりを大切にし、住み続けることに楽しさや生きがい、充実した人生を実感できる快適なくらしの実現を図ります。

身近な自然環境空間の形成	<p>自然と調和した歴史・文化資源とともに、高麗山や鷹取山などの豊かな山林や緑地、こゆるぎの浜などの美しい風景や貴重な生態系など、遺された優れた自然環境の保全・再生に努めます。</p> <p>また、海岸や河川、里山などの人と自然とがふれあい、楽しめる環境づくりを推進します。</p>
良好な地域環境と循環型地域社会の形成	<p>町民、行政、事業者などが適切な役割分担と連携のもと、環境保全や美化活動の促進を図るとともに、河川管理や公共下水道、合併処理浄化槽の整備・普及による河川等の水質保全、環境に負荷の少ないくらしや、再生可能エネルギーと省エネルギーの普及促進を進め、地域環境の保全と意識向上を図ります。</p> <p>また、あらゆる主体が協力し、家庭や事業所における廃棄物の排出抑制や再利用、再生利用を進める循環型社会の形成を推進するとともに、一般廃棄物の広域処理を推進します。</p>
魅力ある快適なくらし空間の形成	<p>ゆとりや快適さが確保されたくらしやすい住まいの場や、魅力ある町並みを整備するとともに、空き家等の利活用を促進し、住み心地の良さを感じることできるまちづくりを推進します。</p> <p>また、大磯港「みなとオアシス」、明治記念大磯邸園や旧吉田茂邸などの交流拠点を太平洋岸自転車道等をつなぎ、一体的に活用することにより、ふれあい交流の空間として、町の魅力を高めていきます。</p>

I 基本構想（2021年～2030年）

柱IV 心豊かな人を育むまちづくり

次代を担う子どもや若者に対する教育を充実し、これらの世代はもとより町民一人ひとりの郷土への愛着や誇りを醸成し、一人ひとりの個性を尊重し、多様性のあるまちづくりを推進します。

次世代を担う人づくりの推進	<p>学校、家庭、地域が一体となって、次世代を担う子どもたちをみんなで育てます。子ども一人ひとりの教育ニーズに対応し、子どもたちが生きる力を身につけるよう、時代の変化に対応した特色ある教育内容や教育環境の充実を図り、人と人との関わりの中で、確かな学力・健やかな体・豊かな心を育む学校教育を推進します。</p> <p>また、地域の人たちとの様々な関わりの中で、青少年が自主的に参加できる社会参加活動や体験学習などを通じて、地域ぐるみで青少年の健全育成を図ります。</p>
つながりを育む生涯学習の推進	<p>町民の一人ひとりが生涯にわたり、自由に学習機会を選択し、ともに学ぶことができるように、学習機会や学習情報提供の充実を図ります。</p> <p>また、町民主体の地域に根ざした文化・芸術活動が行われる環境づくり、学びを通じて地域に生かす心豊かな人づくり、人とのつながりを広げるまちづくりを推進します。</p>
誰もが尊重される社会づくりの推進	<p>町民一人ひとりが互いを認め合うとともに、人権意識を高め、性別、年齢、人種等に関わりなく、あらゆる分野で個性や能力が発揮できる、差別や偏見のない思いやりと多様性のあるまちをめざし、人権教育や啓発活動を推進します。</p>
先人から引き継いだ文化の継承と活用	<p>文化財や伝統文化など、先人から引き継いだ文化に愛着と誇りを持ち、次世代へ継承するとともに、様々なまちづくりの分野での活用を推進します。</p> <p>また、様々な文化活動を支援し、講座や学習機会の充実を図ることにより、本町の香り高い文化価値の再評価につなげます。</p>

柱Ⅴ 元気や活力が生まれるまちづくり

町内の自然や歴史・文化などの地域資源を活用し、様々な活力をもたらす交流の拡大を図ることで、本町の産業の可能性を引き出すとともに、これらの事業や活動を展開していく多様な機会や場の創出につなげ、まちの活性化をめざします。

生活を支える交通基盤の形成	<p>安全かつ円滑に移動できるように、長寿命化計画等に基づき町道の計画的な維持管理保全や改良、整備を進めるとともに、広域的な交通網としての国・県道の改良、整備を促進します。</p> <p>また、誰もが気軽に外出できるように、町民ニーズを踏まえたこれからの時代にあった公共交通のあり方や、人が快適に移動できる交通対策に取り組みます。</p>
地域の特性を生かした産業の活性化	<p>地域経済の活力を生み出すため、産業基盤への支援を進めるとともに、自然や歴史・文化などの地域資源を生かした観光施策や金融機関などと連携し、活力ある産業振興を図ることで、地産地消の拡大や後継者及び担い手の育成に努めます。</p>
地域資源を生かした特色ある観光の推進	<p>恵まれた自然や歴史・文化といった本町が持つ地域資源の魅力を積極的に発信するとともに、民間資本とも連携した中で地域資源を幅広く活用し、「食べる」「買う」「泊まる」といった消費行動へとつながる機会や場を生み出すことで、地域経済循環の向上を図り、大磯らしい潤いを創出します。</p>

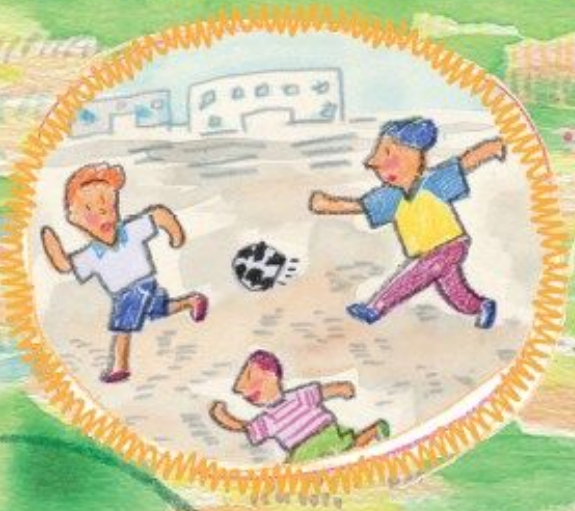


✧ ✧ ✧
+

Oiso style !!



Attractive ✧ ✧

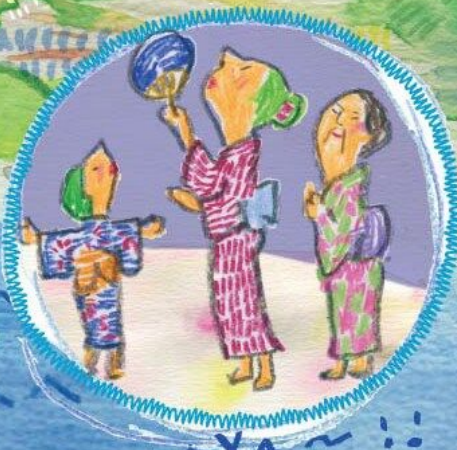
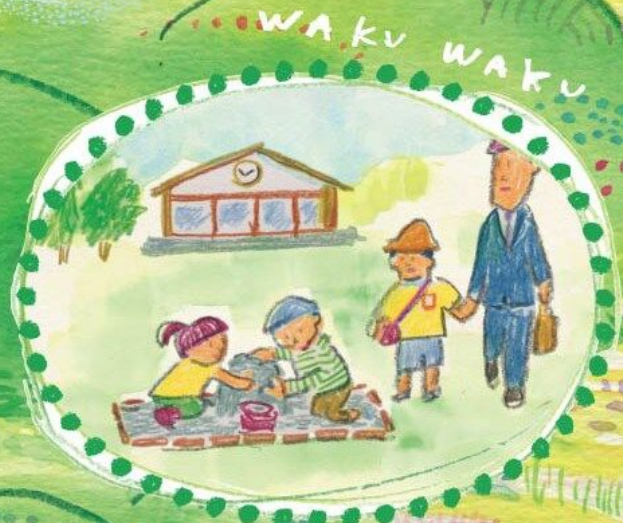
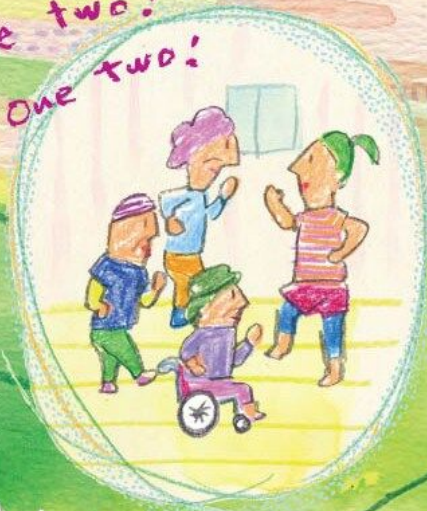


✧ ✧

✧

大磯らしい豊かさを、 さらに。

One two!
One two!



TAMAYA ~ !!

Ⅱ 後期基本計画（2026年～2030年）

❖ 1 社会経済情勢の変化

近年、急速なペースで人口減少や少子高齢化が進展しており、労働力不足、社会保障制度の不安定化、税収減による財政危機に加え、地域社会においても、地域コミュニティの衰退、空き家の増加、地域公共交通の衰退など、様々な社会的・経済的な問題が深刻化しています。また、自然災害の頻発化・激甚化や、老朽化したインフラの増加など、住民の安全安心な生活を脅かす要因が増加しています。一方で、多様で柔軟な働き方の実現、デジタル社会の形成、ダイバーシティ（多様性）の推進などが進み、今後も社会環境は大きく変化していくことが懸念されます。

本町においても、こうした社会経済情勢の変化を踏まえながら、人口減少に歯止めをかけるため、これらの課題に対応したまちづくりを進める必要があります。

人口減少・少子高齢化

- ◆ 労働力・人手不足
- ◆ 社会保障関連経費の増大
- ◆ 税収減による財源不足

地域社会

- ◆ 地域コミュニティの衰退
- ◆ 空き家や所有者不明の土地の増加
- ◆ 地域公共交通の衰退

グローバル化

- ◆ 多文化共生の実現
- ◆ インバウンド対応
- ◆ 保護主義*の台頭

デジタル化

- ◆ I o TやA Iなどの先端技術の活用
- ◆ デジタル人材不足
- ◆ 情報セキュリティ対策

働き方改革

- ◆ 多様で柔軟な働き方
- ◆ 障がいのある人や高齢者の就労
- ◆ 女性や若者の活躍できる社会

地球環境

- ◆ カーボンニュートラル
- ◆ S D G s（持続可能な開発目標）の推進
- ◆ 人、社会、環境に配慮した消費行動（エシカル消費*）

ダイバーシティ（多様性）

- ◆ ジェンダー平等
- ◆ 性的マイノリティ
- ◆ 男女共同参画

災害リスクの増大 インフラの老朽化

- ◆ 自然災害の頻発化・激甚化
- ◆ 老朽化による安全性低下
- ◆ 維持管理費の増大

地域産業

- ◆ 原材料などの価格高騰
- ◆ 後継者不足による廃業
- ◆ 雇用機会の減少

■ 用語解説

保護主義

自国の輸入量を制限したり、高い関税をかけることにより、自由な貿易を制限すること。

エシカル消費

地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動のこと。

❖ 2 これまでの成果・課題

(1) 第五次総合計画前期基本計画及び第2期総合戦略の進行状況

令和6年度総合計画重点プロジェクト（総合戦略事業）の評価検証

	KPI 達成率	評価
働く人を応援する プロジェクト (重点プロジェクト1)	100%	Ⅲ
妊娠・出産・子育て・教育 の希望をかなえる プロジェクト (重点プロジェクト2)	0%	Ⅳ
住む人の安心な暮らしを 守るプロジェクト (重点プロジェクト3)	33.3%	Ⅲ

<評価基準>

- Ⅰ - 重点事業が順調に進捗しており、事業の効果が認められるため、重点事業を継続して実施する。
- Ⅱ - 概ね重点事業が順調に進捗しているが、一部の事業を改善する必要がある。
- Ⅲ - 重点事業を実施したものの、十分な成果が得られておらず、一部の事業を見直す必要がある。
- Ⅳ - 重点事業のさらなる推進が必要である。
- Ⅴ - 達成状況を検証する数値目標を見直す必要がある。

<評価方法>

総合計画審議会（委員15名）での協議により決定

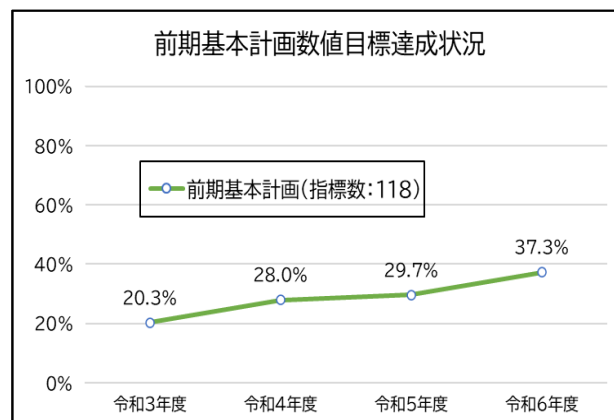
<KPI（重要業績評価指標）とは>

Key Performance Indicatorsの略称で、目標の達成度合いを測る定量的な指標のこと

数値目標達成状況

第五次総合計画前期基本計画及び第2期総合戦略では、すべての部門に数値目標を設定し、進行状況を定量的に把握できるようにすることで、適宜事業計画を見直しながらか実施してきました。

各種施策の進捗に伴い、数値目標の達成状況は向上しており、徐々に成果が現れてきています。



(2) 町民ニーズの把握

取組み①：町民意見交換会

■ 実施の趣旨

町民の多様な意見を把握するとともに、町政に反映していくことを目的に実施

■ 対象者

第五次総合計画後期基本計画に係るアンケート調査対象者（無作為抽出）で参加を希望した方

■ 実施概要

全2回開催（延べ参加者数：36名）

■ 推進していくべきまちの取組み

- ・ こども・若者の居場所づくり
- ・ 待機児童対策
- ・ みなとエリアのイベント拡充
- ・ 企業誘致などによる雇用創出
- ・ デジタル化
- ・ 空き家対策
- ・ 町のブランド力の向上

Ⅱ 後期基本計画（2026年～2030年）

取組み②：町民アンケート

■ 調査の目的

まちづくりに対する町民の意向などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施

■ 調査概要

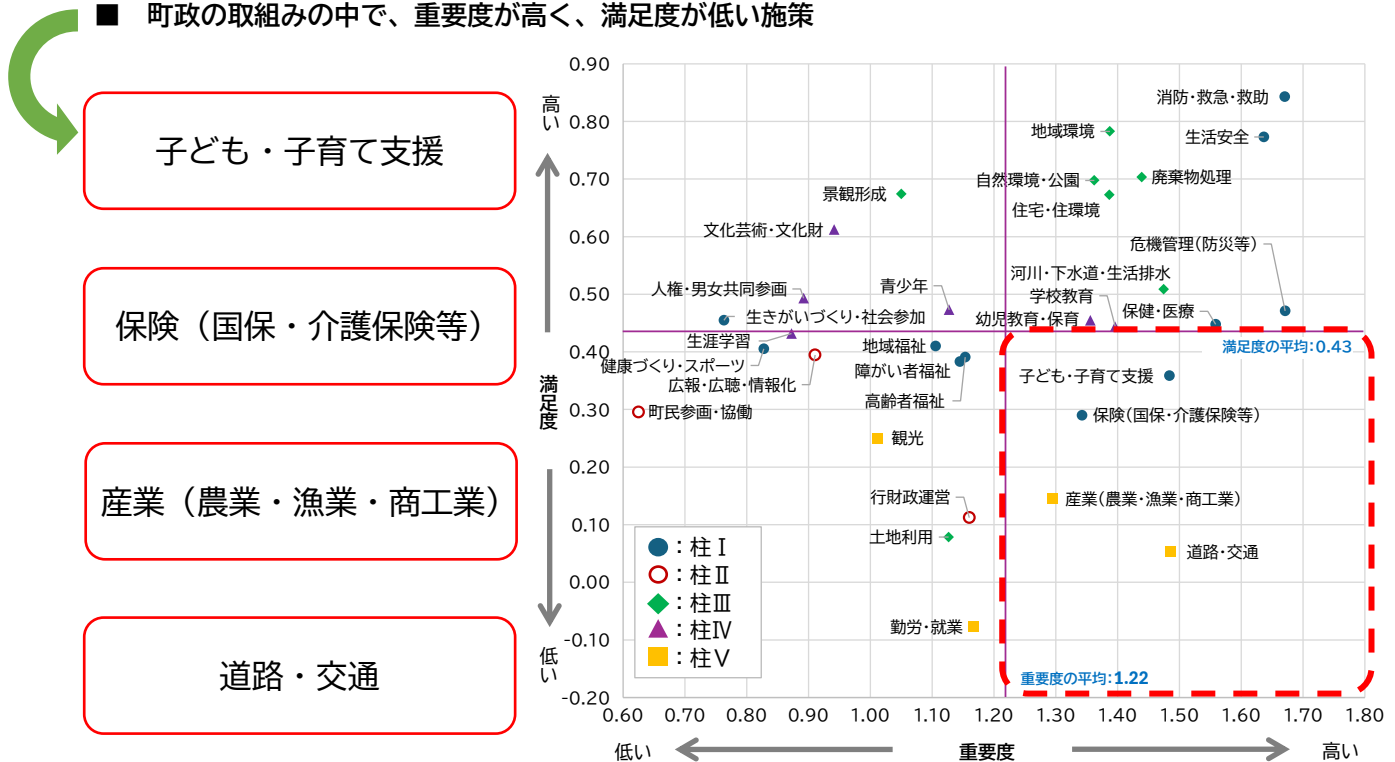
○ 調査種別	(A)一般町民	(B)転入者	(C)こども
○ 調査対象	大磯町在住の18歳以上の男女1,500人	転入して5年以内の大磯町在住の18歳以上の男女500人	町立小学校5年生の児童215名 町立中学校2年生の生徒272名 県立大磯高校3年生の生徒268名
○ 抽出方法	2024年（令和6年）5月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出		対象学年の全クラス
○ 回収状況	31.4%	39.6%	(小学生)84.2% (中学生)39.7% (高校生)26.9%

(A) 一般町民

■ 大磯町に「住み続けたい」と回答した割合

83.4% ※前回(平成31年)調査：80.5%

■ 町政の取組みの中で、重要度が高く、満足度が低い施策



一般町民では、「住み続けたい」と回答した割合が前回調査よりも上回っており、定住意向が高まっている傾向にあります。また、重要度が高く、満足度が低い施策として、子ども・子育て支援、保険（国保・介護保険等）、産業（農業・漁業・商工業）、道路・交通が該当しており、重点的な改善を求められています。

⇒ 一般町民の求める4施策に対する取組みを重点的に実施し、こどもを産み育てやすい環境づくりや、健康長寿を実現し、自然増をめざします。

(B) 転入者

■ 大磯町に「住み続けたい」と回答した割合

81.8% ※前回(平成31年)調査: 81.7%

■ 町政の取組みの中で、重要度が高く、満足度が低い施策

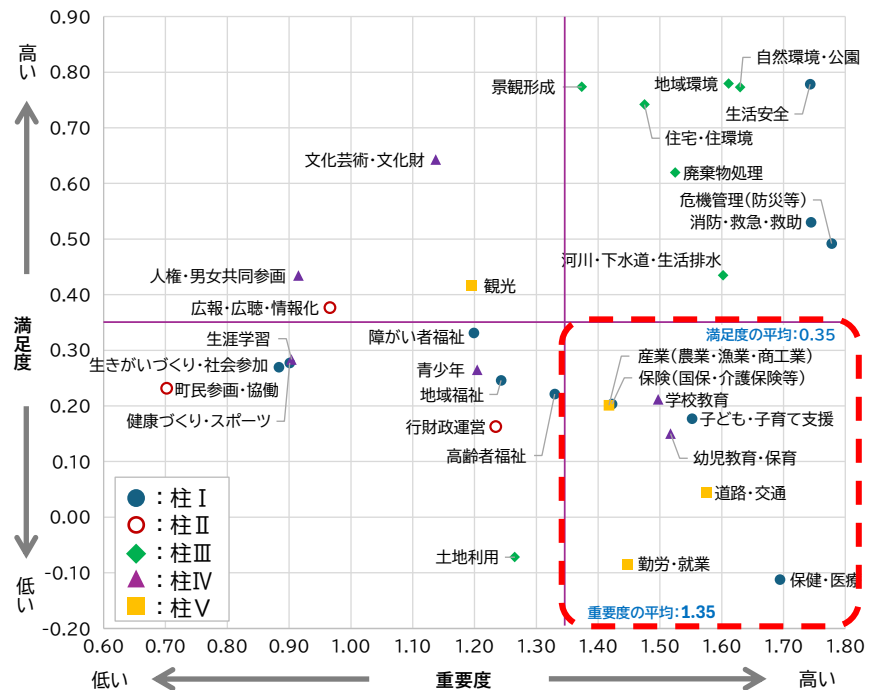
子ども・子育て支援

保険(国保・介護保険等)

産業(農業・漁業・商工業)

道路・交通

学校教育
幼児教育・保育
勤労・就業
保健・医療



転入者では、「住み続けたい」と回答した割合が前回調査と比較して横ばいであり、一般町民よりも低い結果となりました。また、重要度が高く、満足度が低い施策として、一般町民で該当した4施策に加えて、学校教育、幼児教育・保育、勤労・就業、保健・医療の4施策の改善も求められています。

⇒ 転入者の求める4施策も重点的に実施して、転入促進を図り社会増をめざします。

(C) こども

■ 大磯町が「住みやすい」と回答した割合

※住みやすい、どちらかと言えば住みやすいと回答したこどもの割合

(小学生) 86.8%

(中学生) 75.9%

(高校生) 41.7%

■ 大磯町のまちづくりに対する主な希望・要望

(小学生)

- ・自然を大切にしてほしい
- ・誰でも楽しく過ごせるまちにしてほしい
- ・みんなが健康で長生きできるようにしてほしい
- ・学校をきれいにしてほしい
- ・気軽に遊べる場所を作ってほしい
- ・まちのイベントを増やしてほしい
- ・大きな公園、広場、遊ぶ場所を増やしてほしい
- ・みんなが安全安心にらせるまちにほしい

(中学生)

- ・遊べる場、お店をもっと増やしてほしい
- ・スポーツ公園がほしい
- ・給食を再開してほしい

(高校生)

- ・大磯の自然や文化財などは残してほしい
- ・通学している道をきれいにしてほしい
- ・大磯の魅力を生かした施設を作ってほしい
- ・バスの時間を増やしてほしい

小学生と中学生は住みやすいと回答する割合が高い一方で、高校生の割合は低いことから大人になるにつれて定住意向が低い傾向にあります。また、まちづくりに対する希望・要望では、子育て(居場所づくり)、学校、健康長寿、自然環境保全、文化財保護、防災、道路・公共交通に関連する施策が求められています。

⇒ これらの施策を推進することで、こどもたちの生活に対する幸福感を高め、大人になっても住み続ける、一度離れても、生まれ育った大磯町にまた戻ってくることをめざします。

Ⅱ 後期基本計画（2026年～2030年）

（3）後期基本計画でめざす方向性

本町は、1973年（昭和48年）に第一次となる総合計画を策定して以来、「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」の実現をめざし、先人たちから引き継いできた豊かな自然や歴史・文化を生かし、人口の増加とともに発展してきました。しかしながら、本町の人口は2010年度（平成22年度）に頂点に達して以降、子育て世代の転入の増加により社会増となる一方で、出生数の減少などによる自然減の影響により、緩やかな人口減少を辿っています。日本全体の問題でもある人口減少と少子高齢化は、今後も続いていくものと想定されており、歳入面では町財政の根幹をなす町税収入の減少、歳出面では社会保障関連経費の増大など、財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

また、令和6年7月に実施した町民アンケート調査の結果では、自然環境の良さなどの理由から多くの町民が「住み続けたい」と回答しており定住意向が高まる一方で、こども・子育て支援、教育、保健・医療、産業などの施策について重点的に改善を求める声が高まっています。

このような状況下で、後期基本計画では、「人口減少に歯止めをかける」ことをめざす方向性とし、財源の確保を図りつつ、人口の自然増・社会増に向けた対策と町民の健康長寿に向けた対策の2つの視点を置き、急激に変化する社会に適応しながら、子育て・教育環境の向上、福祉・医療の充実、地域活性化、防災などに取り組んでいくことで、基本構想の基本理念で示す「住んでみたい」「住み働きたい」「いつまでも住み続けたい」と思えるような「大磯らしい豊かさ」を生むまちづくりを「さらに」進めます。

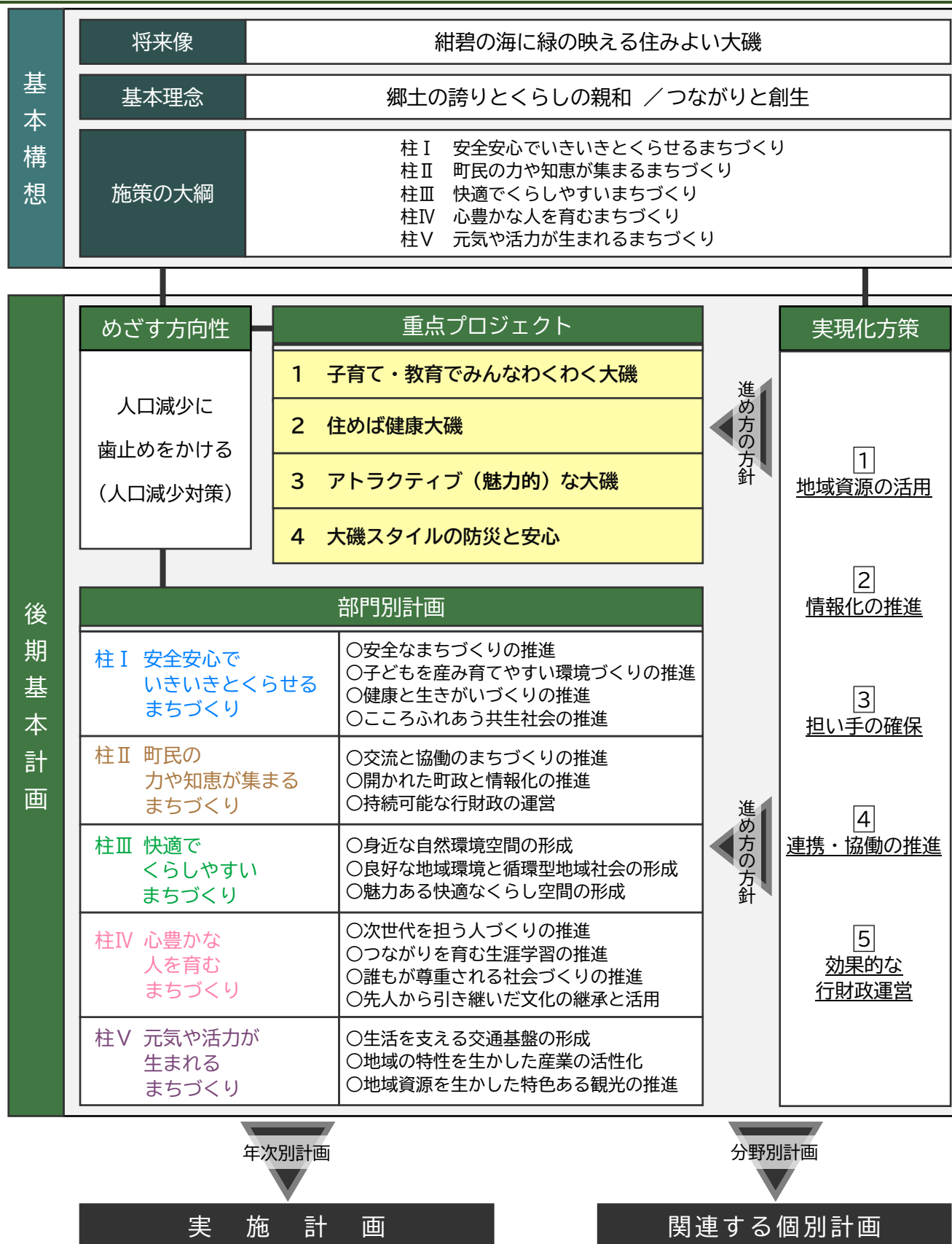
～人口減少に歯止めをかける～ （人口減少対策）

人口の自然増・
社会増
に向けた対策

町民の健康長寿
に向けた対策

❖ 3 計画の体系

(1) 体系図



Ⅱ 後期基本計画（2026年～2030年）

（2）総合戦略との関係

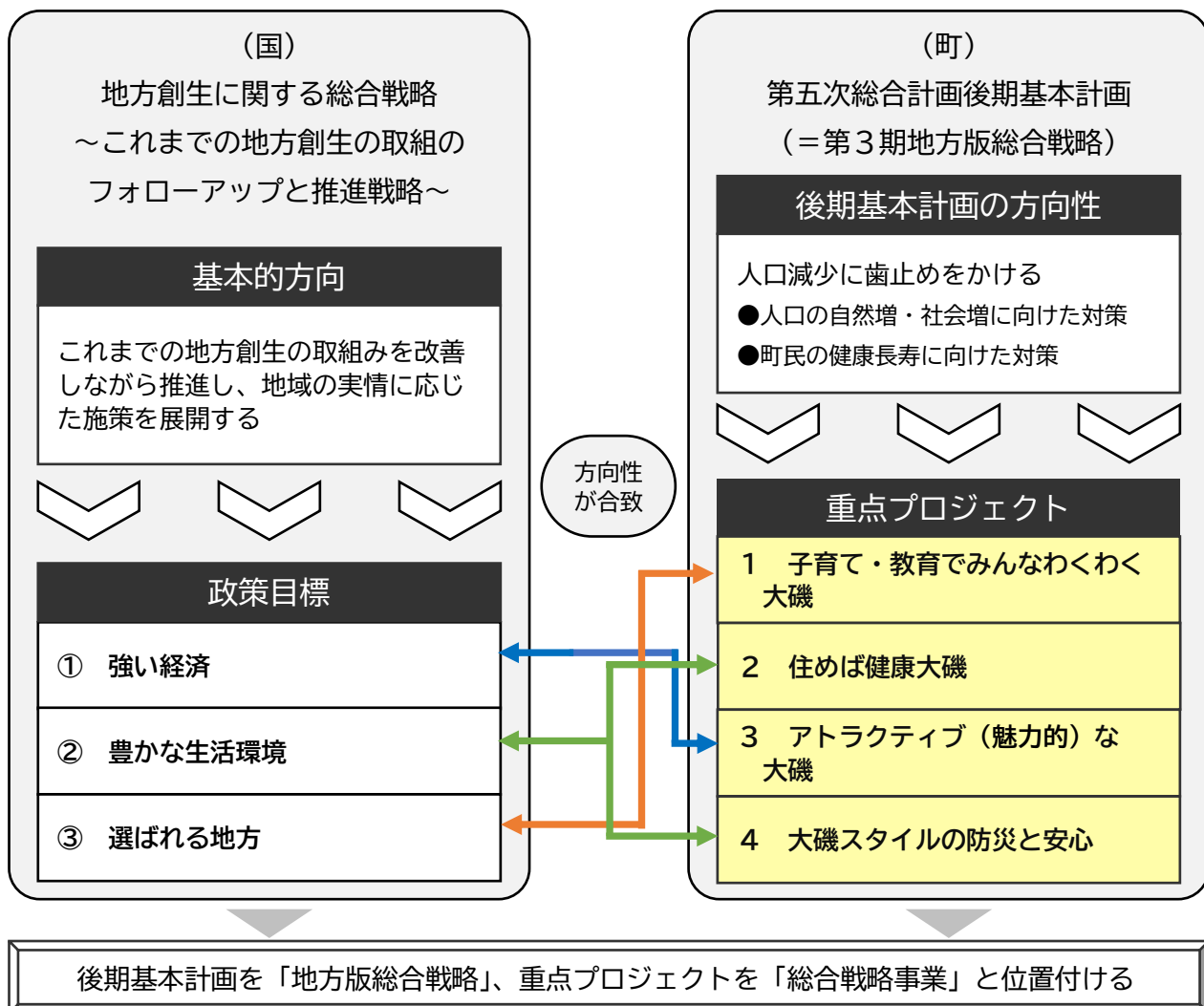
■ 総合戦略とは

国は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、2014年（平成26年）に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、人口問題に対する現状と展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、人口問題を克服するための基本的方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。その後、2019年（令和元年）12月に、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定、2022年（令和4年）12月に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

そして、2025年（令和7年）12月には、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を変更し、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」を策定しており、引き続き、地方公共団体においてもこれらを勘案した「地方版総合戦略」を策定することが求められています。

■ 第3期地方版総合戦略の位置付け

国の「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」の基本的方向に対する政策目標と、大磯町第五次総合計画後期基本計画の重点プロジェクトの方向性と合致させることで、後期基本計画を「第3期地方版総合戦略」を兼ねるものとし、課題解決に向けて重点的に推進する取組みを示す重点プロジェクトを「総合戦略事業」として位置付けます。



❖ 4 重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトの方針

基本構想でまちの将来像「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」を掲げ、前期基本計画を振り返りながら、後期基本計画のめざすべき方向性である「人口減少に歯止めをかける（人口減少対策）」の実現に向け、重点プロジェクトを定めます。

なお、重点プロジェクトは、戦略的に重要かつ優先度が高く、特に力を入れて推進していく政策として、4つの視点からプロジェクトを構成し、お互いに連動（ポリシーミックス）させながら相乗効果（シナジー）を高め、好循環を生み出すことで課題解決に取り組みます。



重点プロジェクト1 子育て・教育でみんなわくわく大磯 <<前期基本計画の振り返り>>

前期基本計画の重点プロジェクト2（妊娠・出産・子育て・教育の希望をかなえるプロジェクト）では、待機児童対策、切れ目ない支援体制の構築、教育環境の充実などに取り組んできましたが、町民アンケート調査で、子ども・子育て支援、学校教育、幼児教育・保育の施策について改善を求められていることから継続して重点的に取り組む必要があります。

【参考：町民アンケート調査及び総合計画審議会からの主な意見】

○町民アンケート調査	○総合計画審議会
<ul style="list-style-type: none"> ・若者が「住みたい」と思うまちにしてほしい。 ・こどもの遊び場を作ってほしい。 ・中学校給食を復活させてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童対策を早急に進める必要がある。 ・地域と連携した教育を実現することが重要である。

<<課題>>

一人ひとりの子ども・若者の主体性と人権を大切に、子ども・若者の最善の利益を尊重する中で、子どもたちが心を弾ませ、笑顔でわくわくする夢をもって心豊かに成長できるよう、子どもたちや若者、保護者が生きづらさを感じることなく“育つ”こと、社会全体で“見守り支える”ことが求められています。

<<方針：社会全体で子どもが育ち、子育てしやすい環境づくりを進めます。>>

Ⅱ 後期基本計画（2026年～2030年）

重点プロジェクト2 住めば健康大磯 <<前期基本計画の振り返り>>

前期基本計画の重点プロジェクト3（住む人の安心な暮らしを守るプロジェクト）では、通いの場の普及や介護予防教室など健康長寿に向けた取組みを進めてきましたが、町民アンケート調査では、保険（国保・介護保険等）の改善が求められており、高齢化に伴う医療費給付費の増加などの影響による保険料の引上げを心配する声があることから、町民の健康長寿の実現に向けた取組みを継続する必要があります。

【参考：町民アンケート調査及び総合計画審議会からの主な意見】

○町民アンケート調査	○総合計画審議会
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対するサービスを拡充してほしい。 ・元気な高齢者の活躍の場を提供してほしい。 ・障がいのある人でも安心してくらするまちにしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康寿命の延伸」は様々な施策と関連性があり、高齢者が主体的に参加する仕組みを作る必要がある。

<<課題>>

高齢化による社会保障関連経費の増大などの影響で特別会計はさらに厳しい経営状況となることを見込まれています。通いの場の普及や、介護予防教室など健康寿命の延伸に向けた取組みを進めるとともに、高齢者だけでなく、町民一人ひとりが元気にいきいきとくらする社会をめざしていくことが必要です。

<<方針：町民一人ひとりが健康を意識し、いきいきとくらする地域社会をつくります。>>

重点プロジェクト3 アトラクティブ（魅力的）な大磯 <<前期基本計画の振り返り>>

前期基本計画の重点プロジェクト1（働く人を応援するプロジェクト）では、大磯らしい潤いづくり協議会*を中心とした観光施策の実施やふるさと納税返礼品の登録促進など地域に賑わいを生み出しました。町民アンケート調査では、産業（農業・漁業・商工業）の改善が求められており、多様な担い手の確保や育成の支援を行い、生産力のさらなる向上をめざして取組みを進めていく必要があります。

【参考：町民アンケート調査及び総合計画審議会からの主な意見】

○町民アンケート調査	○総合計画審議会
<ul style="list-style-type: none"> ・人が集まるイベントを継続してほしい。 ・スーパーなど買い物ができるお店がほしい。 ・個人で頑張っているお店を支援してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて観光施策は進められている。 ・地域産業の基盤強化に向けた取組みを進めるべきである。

<<課題>>

地域に賑わいを生み出す観光施策を実施し、通年での誘客や、町民の満足度の向上につながっている一方、産業は人口減少・少子高齢化により、大磯町の魅力の根幹を担う事業者の後継者・担い手不足が喫緊の課題です。大磯町の豊かな自然環境と共生したライフスタイルを実現するための施策に注力するとともに、環境について学んだり、体験したりする機会の創出が必要です。

<<方針：地域資源を活用しながら、魅力を発信し、人が集まる大磯をめざします。>>

■ 用語解説

大磯らしい潤いづくり協議会 地域に瀟洒（しょうしゃ）な賑わいを生み出すことを目的に、大磯町、公益社団法人大磯町観光協会、大磯町商工会などをはじめ、町内を包括する団体や関連事業者等で構成された協議会のこと。

重点プロジェクト4 大磯スタイルの防災と安心 《前期基本計画の振り返り》

前期基本計画の重点プロジェクト3（住む人の安心なくらしを守るプロジェクト）では、総合防災訓練などの継続的な実施により防災意識の向上に取り組みました。しかし、新たな公共交通サービスについては計画期間内の導入が実現できていません。町民アンケート調査では、道路・交通の改善が求められており、引き続き、移動が困難な交通弱者への対応を図る必要があります。

【参考：町民アンケート調査及び総合計画審議会からの主な意見】

○町民アンケート調査	○総合計画審議会
<ul style="list-style-type: none"> ・避難スペースを増やしてほしい。 ・交通空白地の解消に努めてほしい。 ・高齢者のために交通の便を良くしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力向上をめざして熱心に取り組んでいる。 ・新たな公共交通サービスの導入に向けた取組みの進捗が見られない。

《課題》

継続的な防災訓練の実施により、町民及び町職員の防災意識の向上や、災害時に迅速に対応できる全町的な体制づくりを進めていくことが必要です。

公共交通事業者の経営悪化や人材不足により地域公共交通は衰退している一方、高齢者・こどもなど、移動手段の維持・確保に関する多様なニーズへの対応が求められており、引き続き、新たな地域公共交通の手段を導入することが必要です。

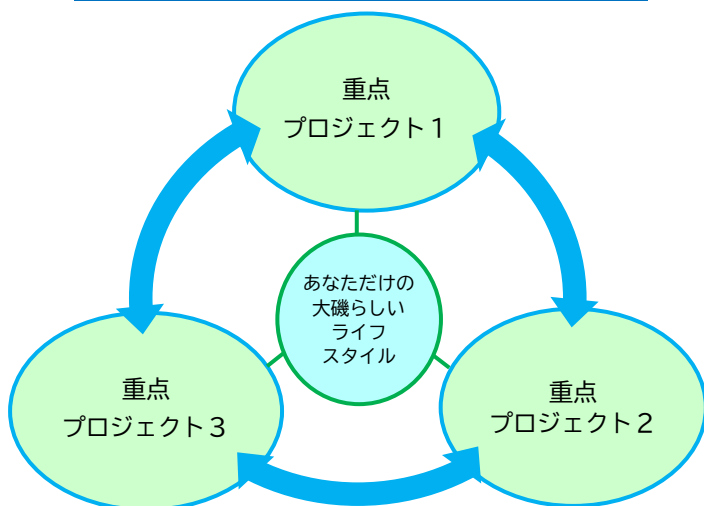
《方針：生活の基盤を支え、安全で安心してくらすことのできる地域をつくります。》

(2) 重点プロジェクトの関連性

前期基本計画では3つの重点プロジェクトを関連させながら進め、「あなただけの大磯らしいライフスタイル」の実現をめざしてきました。後期基本計画では、4つの視点から取り組む重点プロジェクトをお互いに連動（ポリシーミックス）しながら推進することにより、相乗効果（シナジー）を高め、好循環を生み出していくことで人口減少対策につなげます。

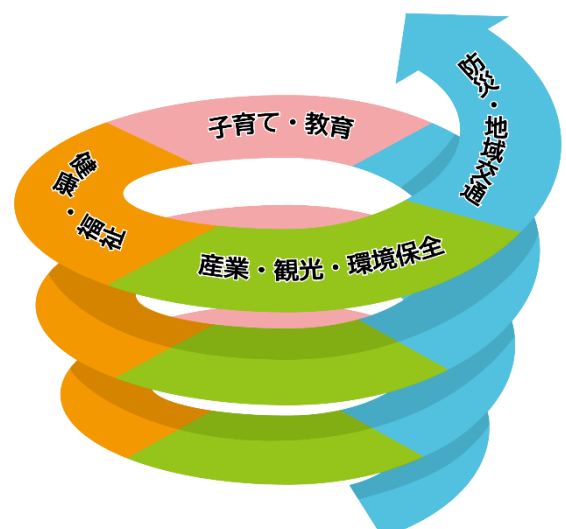
(前期基本計画)

○人口減少・少子・超高齢社会への適応
○定住人口の安定化



(後期基本計画)

“人口減少に歯止めをかける”
(人口減少対策)



Ⅱ 後期基本計画（2026年～2030年）

重点プロジェクト1

子育て・教育で みんなわくわく大磯



（1）基本的な考え方

「方針：社会全体でこどもが育ち、子育てしやすい環境づくりを進めます。」

大磯町で生まれ育ったすべてのこどもたちや若者が、成長して社会に出て、様々な経験を経て、自身が結婚、子育てを希望したときに、“ふるさと大磯”で子育てしたいと願う人が増えるよう、大磯の歴史や文化、そして自然を大切にしながら、居心地の良い暮らしとライフステージを通じた切れ目ない支援体制の充実を進め、“こどもまんなか”のまちづくりに取り組みます。

（2）期待される効果

自然増

社会増

定住
意向

(3) 実施項目

実施項目① こども・若者の育ちを社会全体で支える仕組みづくり

ライフステージを通じた切れ目ない支援と居場所づくりに取り組みます。

《主な取組み》

- ◆妊娠前、妊娠・出産期から子育て期を通じた切れ目のない支援
- ◆こども・若者の居場所づくりと充実
- ◆社会全体での子育てを支える機運の醸成

【KPI】出生数		
現状値(R6)		目標値(R12)
99人		100人

実施項目② 子育てに優しく、魅力ある保育・幼児教育への環境づくり

こどもたちが心を弾ませ、心豊かに成長できる特色ある環境づくりに取り組みます。

《主な取組み》

- ◆こどもの権利と社会参加の促進
- ◆地域資源を活用した大磯らしい保育・教育の提供
- ◆待機児童対策と認定こども園化の促進


【KPI】子育て世帯の転入世帯数		
現状値(R6)		目標値(R12)
425世帯		450世帯

実施項目③ わくわくするような大磯教育の推進

家庭、学校及び地域がともに、こどもの最適な学びを追求した大磯教育を推進します。

《主な取組み》

- ◆GIGAスクール構想による教育活動の推進
- ◆教育施設等の整備
- ◆地域学校協働活動*の推進

【KPI】児童・生徒の学校に対する満足度		
現状値(R6)		目標値(R12)
80.95%		96.1%以上

(4) SDGs (持続可能な開発目標) との関連

 P108 参照



■ 用語解説

地域学校協働活動

地域の高齢者、保護者、PTA、NPO法人、民間企業や民間団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりをめざして、地域と学校がパートナーとして相互に連携・協働して行う活動のこと。

Ⅱ 後期基本計画（2026年～2030年）

重点プロジェクト2

住めば健康大磯



（1）基本的な考え方

<方針：町民一人ひとりが健康を意識し、いきいきとくらせる地域社会をつくります。>

町民一人ひとりのライフステージやライフスタイルに合わせた健康づくり活動を支援し、全町民が運動機能の維持・増進や、健康に関心を持ち、主体的に活動できるまちづくりに取り組みます。

町民の誰もが元気に力を発揮し、いきいきとくらせる地域社会を推進していくことで、町民一人ひとりがいつまでも活躍できるまちづくりに取り組みます。

（2）期待される効果

健康
長寿

社会増

定住
意向


(3) 実施項目

実施項目① 主体的な健康づくり活動の支援

町民の主体的な健康づくり活動を支援し、運動機能の維持・増進に取り組みます。

《主な取組み》

- ◆自主的な健康づくり活動の支援
- ◆介護予防教室等の継続開催
- ◆シニア人材活用の促進


【KPI】 65歳以上に占める介護認定者の割合		
現状値(R6)		目標値(R12)
18%		20.7%以下

実施項目② 包括的な支援体制の整備

町民の誰もが元気でいきいきとくらす地域社会を推進します。

《主な取組み》

- ◆包括的な支援体制の充実
- ◆重層的な地域福祉ネットワーク*の推進
- ◆見守り体制の強化

【KPI】 地域生活への移行に伴う福祉施設の入所者の減少		
現状値(R6)		目標値(R12)
36人		32人以下

実施項目③ 生涯健康に向けた保健・医療の推進

各種健診（検診）の周知・啓発を行い、生活習慣病の予防と早期発見・早期治療につなげます。

《主な取組み》

- ◆各種健診（検診）の受診勧奨
- ◆健康に関する相談機会の充実
- ◆地域医療体制の維持・確保

【KPI】 特定健康診査受診率		
現状値(R6)		目標値(R12)
県内8位		県内1位

(4) SDGs（持続可能な開発目標）との関連

☞ P108 参照



■ 用語解説

重層的な地域福祉ネットワーク

高齢者、障がい者、子育て世帯など、地域にくらす多様な人々が抱える福祉的な課題に対して、切れ目のない支援を提供する体制のこと。

Ⅱ 後期基本計画（2026年～2030年）

重点プロジェクト3

アトラクティブ（魅力的）な大磯※



（1）基本的な考え方

<方針：地域資源を活用しながら、魅力を発信し、人が集まる大磯をめざします。>

大磯らしい地域資源の魅力を発信していくため、観光イベントの開催や地域産業の担い手づくりなど、地域に賑わいを創出しながら地域力の充実・強化を図ります。

豊かで美しい自然と先代から引き継がれた歴史・文化資源を大切に保全しながら、伝統的なお祭りや行事の継承支援を進めます。

森林・里山等の整備活動、まちの美化の推進、こどもから高齢者までライフステージに合わせた環境学習・体験の推進に取り組みます。

（2）期待される効果

定住
意向

社会増

(3) 実施項目

実施項目① 地域に賑わいを創る大磯らしい観光振興

大磯の地域資源を生かした観光を推進し、地域に賑わいを創出します。

《主な取組み》

- ◆観光資源の発掘及び磨き上げ
- ◆観光PRによる来訪者数の増加
- ◆来訪者の町内周遊促進

【KPI】観光消費額		
現状値(R6)		目標値(R12)
27億円		32億円以上

実施項目② 意欲的な人が集まり、元気で活気のある地域産業

産業に意欲的な後継者・担い手の確保・育成が進み、元気で活気のある地域をめざします。

《主な取組み》

- ◆多様な担い手の確保や育成の支援
- ◆デジタル産業の推進
- ◆地域資源の有効活用

【KPI】新規開業数		
現状値(R6)		目標値(R12)
24件		36件以上

実施項目③ みんなの想いから実現する“人と自然が共生するまち”

森林・里山等の再生やまちの美化を推進し、人と自然が共生するライフスタイルを実現します。

《主な取組み》

- ◆環境学習・体験機会の充実
- ◆まちの美化の推進
- ◆森林・里山等の整備活動

【KPI】生き物調査や自然体験・学習会の参加者数		
現状値(R6)		目標値(R12)
16人		300人以上

(4) SDGs (持続可能な開発目標) との関連

📄 P108 参照



■ 用語解説

アトラクティブ(魅力的)な大磯 地域資源が豊かな大磯町の魅力に引かれ、「ひと」や「おかね」が集まってくること。

Ⅱ 後期基本計画（2026年～2030年）

重点プロジェクト4

大磯スタイルの 防災*と安心



(1) 基本的な考え方

<方針：生活の基盤を支え、安全で安心してくらすことのできる地域をつくります。>

防災訓練や研修などを通じて、町民及び町職員の地域防災への意識を高め、町全体の防災体制の充実を図ることで、安全安心な暮らしができるまちづくりを進めます。

また、公共交通の空白地対策として、日常生活の移動手段の維持、確保及び利用促進を図り、誰もが快適に利用できる環境づくりに取り組みます。

(2) 期待される効果

定住
意向

社会増

(3) 実施項目

実施項目① みんなで高める地域防災力の向上

防災訓練等により町民一人ひとりの地域防災への意識を高め、防災体制の充実を図ります。

《主な取組み》

- ◆総合防災訓練等の継続実施
- ◆自主防災組織等の育成・強化
- ◆防災のデジタル化


【KPI】防災訓練等の参加者数		
現状値(R6)		目標値(R12)
2,747人		4,000人以上

実施項目② 災害に強い防災基盤の強化

災害に強い基盤を強化し、安全安心なまちづくりを推進します。

《主な取組み》

- ◆災害情報伝達手段の確保
- ◆住宅等の耐震化の推進
- ◆防災備蓄品や避難所運営体制の整備

【KPI】おおいそ防災・行政ナビ登録件数*		
現状値(R6)		目標値(R12)
9,813件		20,000件以上

実施項目③ 誰もが快適に利用できる地域公共交通

日常生活の移動手段の維持、確保及び利用促進を図ります。

《主な取組み》

- ◆移動手段の維持・確保
- ◆公共交通の利用促進
- ◆公共交通の空白地対策

【KPI】公共交通サービスの導入数		
現状値(R6)		目標値(R12)
1件		5件以上

(4) SDGs (持続可能な開発目標) との関連

 P108 参照



■ 用語解説

大磯スタイルの防災

町民及び町職員が防災訓練や研修等に参加し、熱心に取り組むことで、町全体に地域防災への意識が浸透すること。

おおいそ防災・行政ナビ

災害時に限らず平時から役立つ情報をお知らせする無料情報ポータルアプリのこと。

Ⅱ 後期基本計画（2026年～2030年）

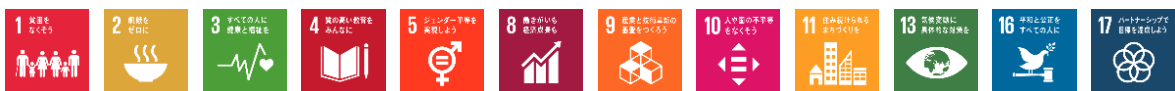
❖ 5 部門別計画

柱

安全安心でいきいきとくらすまちづくり

I

安全なまちづくりの推進	1 危機管理・防災 -----	P34
	2 消防・救急・救助 -----	P36
	3 生活安全 -----	P38
子どもを産み育てやすい環境づくりの推進	4 こども・子育て支援 -----	P40
健康と生きがいづくりの推進	5 生きがいづくり・社会参加 -----	P42
	6 保健・医療 -----	P44
	7 運動・スポーツ -----	P46
こころふれあう共生社会の推進	8 地域福祉 -----	P48
	9 障がい者福祉 -----	P50
	10 高齢者福祉 -----	P52
	11 保険 -----	P54



柱

町民の力や知恵が集まるまちづくり

II

交流と協働のまちづくりの推進	12 町民参画・協働 -----	P56
開かれた町政と情報化の推進	13 広報・広聴・デジタル化 -----	P58
持続可能な行財政の運営	14 行財政運営 -----	P60



柱

快適でくらしやすいまちづくり

III

身近な自然環境空間の形成	15 自然環境・公園 -----	P62
良好な地域環境と循環型地域社会の形成	16 地域環境 -----	P64
	17 河川・下水道・生活排水 -----	P66
	18 廃棄物処理 -----	P68
魅力ある快適な暮らし空間の形成	19 土地利用 -----	P70
	20 住宅・住環境 -----	P72
	21 景観形成 -----	P74



柱
IV

心豊かな人を育むまちづくり

次世代を担う人づくりの推進	22 幼児教育・保育	P76
	23 学校教育	P78
	24 青少年・若者	P80
つながりを育む生涯学習の推進	25 生涯学習	P82
誰もが尊重される社会づくりの推進	26 人権・男女共同参画・多文化共生	P84
先人から引き継いだ文化の継承と活用	27 文化芸術・文化財	P86



柱
V

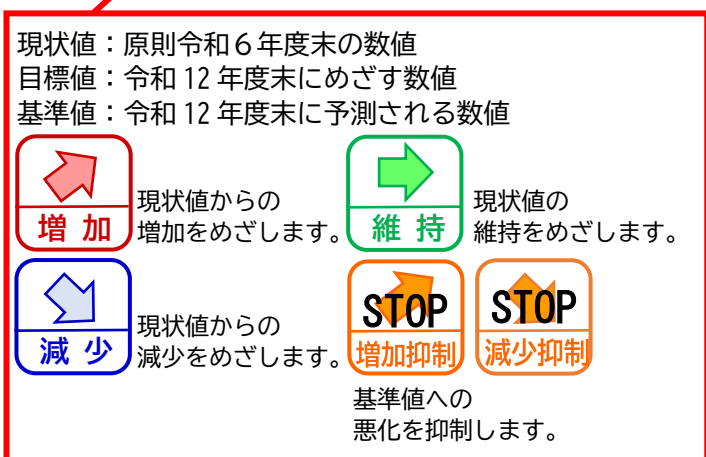
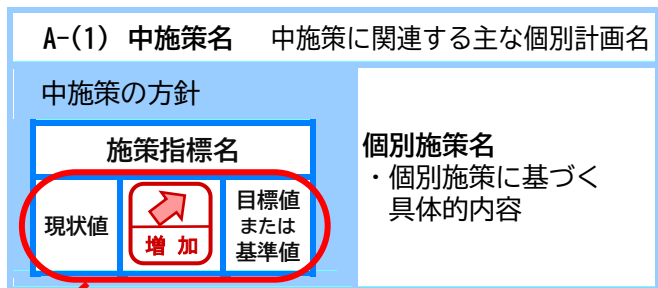
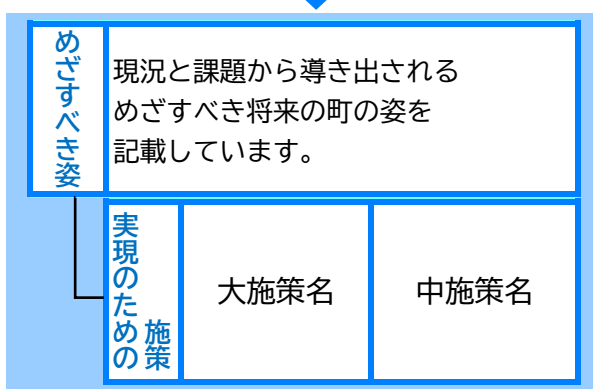
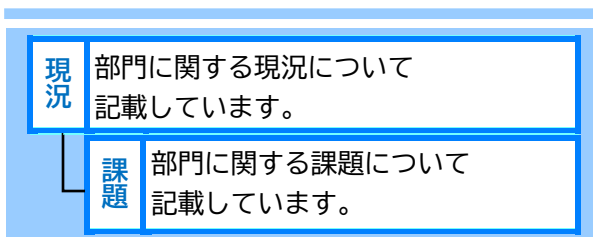
元気や活力が生まれるまちづくり

生活を支える交通基盤の形成	28 道路・交通	P88
地域の特性を生かした産業の活性化	29 産業（農業・林業・漁業・商工業）	P90
	30 就労・創業支援	P92
地域資源を生かした特色ある観光の推進	31 観光	P94



部門別計画の見方

部門○ 部門名



Ⅱ 後期基本計画（2026年～2030年）

安全なまちづくりの推進

部門1 危機管理・防災

現況

- ・ 近年、激しさを増す台風、豪雨による風水害や、大規模な地震、津波による被害が想定される中、防災に対する町民の関心が高まっています。
- ・ 本町では「大磯町地域防災計画」に基づき、地区との防災ミーティングによる意見交換、総合防災訓練、神奈川県災害情報管理システム*による操作訓練、自主防災組織による各種訓練を実践し、町民の防災意識を高めています。
- ・ 津波浸水想定図やハザードマップの作成、備蓄品の確保、防災行政無線の更新などを実施し、災害に対して迅速な対応ができるよう体制を整備しています。

課題

- ・ 災害時により迅速な対応ができるよう、ICTを活用した全庁的な危機管理体制の整備が必要です。
- ・ 高齢者、障がい者、女性など配慮が必要な方々の安全が確保されるように避難場所及び避難施設の整備が必要です。また、被災者が一緒に避難したペットの適正な飼育環境の確保に努めることも必要です。
- ・ 総合防災訓練などの各種訓練を継続的に実施することに加え、地域防災力を高めるために、若者の参加者数を増やすような取組みを行うことが必要です。

めざすべき姿

町職員、町民一人ひとりの防災意識が高く、民間の力を活用しながら、災害時に全町民の安全かつ適切な避難場所や避難施設が確保されているまち

実現のための施策

	大施策	中施策
危機管理・防災体制の確立		A-(1) 災害・危機対応力の強化
		A-(2) 地域防災体制の強化
		A-(3) 防災意識の高揚
防災基盤の整備		B-(1) 災害に強い基盤の強化

用語解説

神奈川県災害情報管理システム

市町村や県の各機関と災害対策本部をオンラインネットワークで結び、災害発生時には、市町村等が把握した被害情報を、災害発生当初の速報からその後の詳細な被害内容まで、リアルタイムで県災害対策本部や他の防災関係機関で情報共有するためのシステムのこと。

業務継続計画（BCP）

災害時に町役場が被災し、人、物、情報等の資源に制約が生じた場合、優先的に実施する業務や執行体制、適切な業務執行を行うための業務継続に必要な資源の確保等を定めたもの。

MCA無線

MCA (Multi-Channel Access)方式で通信する、災害に強いデジタル無線のこと。災害時に主として行政機関内の通信手段の1つとしており、大磯町では公共施設や地域会館等に配備している。

A-(1) 災害・危機対応力の強化

地域防災計画、国民保護計画

災害等に迅速に対応できる組織の体制づくりと計画の推進に取り組みます。

災害協定数		
現状値		目標値
85 件		103 件以上

危機管理体制の充実

- ・業務継続計画（BCP）*に基づくマニュアルの整備
- ・危機管理研修の実施
- ・被災市町村への職員応援派遣

地域防災計画及び国民保護計画の推進

- ・防災会議の開催及び災害対策基本法に基づく計画見直し
- ・国民保護計画の周知・啓発

災害協定の推進

- ・各種災害協定の締結
- ・協定に基づく訓練の実施

A-(2) 地域防災体制の強化

地域防災計画

町民の自助、共助の取組みを推進し、地域防災体制づくりに努めます。

防災リーダー資格者数		
現状値		目標値
42 人		60 人以上

自主防災組織の育成の推進

- ・自主防災組織の運営支援
- ・リーダー育成研修会の実施

災害弱者に対する支援の推進

- ・避難行動要支援者の名簿の更新
- ・地区による個別避難計画策定の促進


災害ボランティア育成の推進

- ・災害ボランティア、コーディネーターの育成
- ・災害ボランティアセンターの開設訓練の実施

A-(3) 防災意識の高揚

地域防災計画

防災訓練、講演会、啓発等を通じて意識の高揚を図ります。

防災訓練等の参加者数【再掲】		
現状値		目標値
2,747 人		4,000 人以上

各種防災訓練の推進

- ・防災ミーティング、総合防災訓練及び避難訓練の実施

災害危険箇所等の周知・啓発

- ・各種ハザードマップの更新・配布
- ・マイ・タイムラインの作成促進

防災講演会、出前講座、シェイクアウト（安全確保行動）の推進

- ・防災講演会や出前講座の開催
- ・かながわシェイクアウト、シェイクアウトおいその実施

B-(1) 災害に強い基盤の強化

地域防災計画、耐震改修促進計画、まちづくり基本計画

災害に対する情報基盤と都市基盤を強化し、災害に強いまちづくりをめざします。

おいそ防災・行政ナビ登録者数【再掲】		
現状値		目標値
9,813 件		20,000 件以上

情報伝達手段の確保及び多重化

- ・防災行政無線設備及びMCA無線*の維持管理
- ・防災メール及びSNSによる情報発信
- ・おいそ防災・行政ナビの普及促進・機能充実

防災性と避難の安全性の向上

- ・本庁舎の建替え、建築物の耐震化、道路や公園の整備
- ・震後対策マニュアルの充実、地区計画の策定検討
- ・河川・海岸管理者への整備・安全対策に向けた取組みの実施

災害時医療体制及び避難所運営体制確保の推進

- ・医療救護所開設体制の整備及び医薬品等の備蓄
- ・避難所運営に必要な物品の調達
- ・福祉避難所及び仮設住宅の整備に向けた検討

防災備蓄品の整備の推進

- ・防災備蓄計画に基づく備蓄品や防災資機材の整備

II 後期基本計画（2026年～2030年）

安全なまちづくりの推進

部門2 消防・救急・救助

現況

- ・ 消防・救急・救助を必要とする出動件数は、自然災害をはじめとした災害出動が増加傾向にあります。また、高齢化の進展により、救急搬送される高齢者の割合は増加し、救急車の現場到着までの時間及び現場での活動時間は延伸している傾向にあります。
- ・ 高齢化の進展や、担い手不足により、消防団の加入者が減少傾向にあります。
- ・ 防災拠点となる消防庁舎の老朽化に伴い、建替えに向けて検討を進めています。

課題

- ・ 資機材の整備、近隣市町との広域連携の強化により、出動態勢の充実を図っていくことが必要です。
- ・ 救急体制については、救急救命士の養成・確保に努めるとともに、救急車の適正利用について普及啓発を図ることが必要です。
- ・ 災害時に地域の防災リーダーとなる消防団員の確保に向けて、活動の重要性や必要性の理解を広める機会を増やし、加入促進を図ることが必要です。
- ・ 大規模災害時の活動の拠点となる消防庁舎の建替えを進め、安全性や機能性を確保することが必要です。

めざすべき姿

消防団を中心とした地域と連携する、消防・救急・救助体制が充実した災害に強いまち

実現のための施策

大施策	中施策
消防・救急・救助体制の充実	A-(1) 消防・救助体制の強化
	A-(2) 火災予防体制の推進
	A-(3) 消防施設・設備等の整備
	A-(4) 救急体制の強化

A-(1) 消防・救助体制の強化

複雑多様化する要請に対応するため、資機材の導入や更新・整備し、高度な専門知識を備えた職員を養成します。

消防団員の充足率		
現状値		目標値
79.3%		100%

消防団員活動の充実

- ・消防団員の加入促進、資機材の充実
- ・消防団員の訓練・研修の充実

消防及び救助に関する資機材等の充実

- ・消火資機材、水難・救助資機材の更新・整備

高度な専門知識と技術を備えた職員の養成

- ・各種専科教育の受講推進
- ・水難救助訓練等の実施

初期消火体制の確保

- ・街頭消火器の更新

湘南地区1市2町（平塚市・大磯町・二宮町）での消防広域化事業の推進

- ・指令業務の共同運用の維持及び広域化に向けた調査・検討
- ・広域災害による被害軽減対策の実施

A-(2) 火災予防体制の推進

一般住宅等の火災や危険物に係る事故の未然防止に取り組みます。

住宅用火災警報器の設置率		
現状値		目標値
84%		96%以上

火災予防体制の推進

- ・住宅用火災警報器、家庭用消火器及び感震ブレーカーの設置促進
- ・防火対象物・危険物施設の災害の防止
- ・女性防火クラブとの活動連携

防火防災意識の普及啓発

- ・火災予防啓発活動の実施

A-(3) 消防施設・設備等の整備

消防庁舎及び消防団詰所の適正な維持、出動車両や資機材の高機能化・効率化、消防水利施設等の計画的な整備を図ります。

消防水利設置数		
現状値		目標値
692基		710基以上

消防庁舎及び消防団詰所の維持

- ・消防庁舎の建替えの推進
- ・消防分団詰所の適正な維持管理

消防車両・資機材の高機能化・充実

- ・消防自動車、救急自動車及び資機材の高機能化・充実
- ・消防団車両及び資機材の高機能化・充実

消防水利の整備・更新

- ・消火栓・防火水槽などの消防水利の整備・更新

A-(4) 救急体制の強化

多様化する救急事案に対応できる高度な知識や技術の習得、応急手当の知識や技術の普及啓発に取り組みます。

上級・普通救命講習・救命入門コース受講者数		
現状値		目標値
10,758人		14,000人以上

救急救命士の養成・確保

- ・救急救命士養成課程の出向推進
- ・病院実習による高度な知識・技術を備えた救急救命士の養成
- ・認定救急救命士の養成・確保・研修の推進
- ・上級・普通救命講習の推進及び救命入門コースの推進

応急手当等の普及啓発

- ・応急手当の知識・技術の普及啓発及びAED設置促進
- ・24時間営業事業所へのAED設置推進

救急車の適正利用の推進

- ・適正利用の周知・啓発

II 後期基本計画（2026年～2030年）

安全なまちづくりの推進

部門3 生活安全

現況

- ・ 交通ルール違反やマナーの低下に起因する事故が多いことから、交通安全意識の高揚を図るため、交通安全の啓発や交通安全教育の推進に取り組んでいます。
- ・ インターネットや携帯電話の普及により、犯罪の複雑化・多様化が進み、高齢者を狙った特殊詐欺の手法が巧妙化していることから、防犯意識の高揚を図るため、防犯啓発活動や防犯教育の推進に取り組んでいます。
- ・ 高齢化の進行、単身世帯の増加や、デジタル化の進展、電子取引の拡大などにより、消費者トラブルが多様化していることから、消費生活を安心して送るため、消費者教育の推進や消費者被害の未然防止に取り組んでいます。

課題

- ・ 交通マナーの向上や、事故防止に向けた取組みにより、歩行者が安全で快適に通行できる環境の整備が必要です。
- ・ 高齢者を狙った特殊詐欺の手法や予防方法について防犯教育や情報提供が必要です。
- ・ 消費者被害を未然に防止するため、消費生活センターと連携した取組みを進める必要があります。

めざすべき姿

行政が警察、自治会、関係団体と連携し、交通安全、防犯、消費生活に対する取組みを進め、安全安心な地域社会がつけられるまち

実現のための施策

大施策	中施策
交通安全対策の充実	A-(1) 交通安全意識の高揚・充実
	A-(2) 交通安全環境の整備
防犯対策の推進	B-(1) 防犯意識の高揚・強化
消費者被害の未然防止	C-(1) 消費意識の向上と啓発

用語解説

グリーンベルト

歩道が整備されていない道路において、車と歩行者の接触事故を防止するために、道路の路側帯の範囲内を緑色に着色し、車道と歩道の区分を視覚的に認識させる交通安全対策のこと。

A-(1) 交通安全意識の高揚・充実

交通安全計画

交通安全の啓発活動と交通安全教育に取り組みます。

交通安全教室等の開催回数		
現状値		目標値
13回		13回以上

交通安全の啓発活動

- ・交通安全運動の実施
- ・運転者に交通安全に関する冊子等による啓発の実施

交通安全教育の推進

- ・学校や地域を対象とした交通安全教室の実施
- ・自転車の安全で適正な利用のための教室の実施

A-(2) 交通安全環境の整備

交通安全計画

歩道等の道路環境整備と交通事故未然防止のための安全対策に取り組みます。

交通死亡事故発生件数		
現状値		目標値
0件		0件

交通安全対策の推進

- ・交通安全啓発看板等の整備
- ・通学路安全点検の実施
- ・放置自転車等の防止

道路環境整備の推進

- ・グリーンベルト*など通学路等の歩道整備
- ・カーブミラー、ガードレールなどの整備
- ・見やすく分かりやすい路面標示の設置

B-(1) 防犯意識の高揚・強化

警察や関係団体と連携し、防犯意識の高揚に取り組みます。

防犯に係る講座や街頭キャンペーン等の開催回数		
現状値		目標値
13回		13回以上

各種犯罪に対する情報提供の充実

- ・防犯に必要な情報収集及び情報提供
- ・高齢者を狙う特殊詐欺等の予防法の周知

防犯啓発活動や防犯教育の推進

- ・防犯に関する講演会や講座の開催
- ・街頭防犯キャンペーン等の啓発の実施
- ・防犯に関する冊子等による啓発の実施

C-(1) 消費意識の向上と啓発

消費生活相談窓口を充実するとともに、町民の意識の向上を図ります。

消費生活講座等の開催回数		
現状値		目標値
3回		4回以上

消費者の意識啓発

- ・消費生活講座等の開催
- ・広報等による情報提供
- ・消費者教育や啓発の充実
- ・高齢者を狙う架空請求詐欺等の予防法の周知

消費生活相談窓口の充実

- ・消費生活センターによる消費生活相談の実施

II 後期基本計画（2026年～2030年）

子どもを産み育てやすい環境づくりの推進

部門4 こども・子育て支援

現況

- ・ こどもたちや若者からは、自分の考えが尊重され、不安なく充実した生活を送りたいという声が多く寄せられています。
- ・ 保護者からは、仕事と子育ての両立支援や、子育てに関する様々な不安への対応を求める声が多く寄せられています。
- ・ 安心してこどもを産み、育てられる環境を充実するため、専門職を配置したこども家庭センターを中心に、包括的な相談支援を行い、家庭が抱える多様なニーズに対応する継続的な相談体制づくりに努めています。

課題

- ・ こどもが意見を積極的に表明できる機会を創出し、それが反映される仕組みを構築することが必要です。
- ・ こどもの権利を守る観点からも、いじめや不登校、児童虐待など、当事者であるこどもが、心身ともに健やかに成長できるよう、安全で安心して過ごせる環境を整えることが必要です。
- ・ 多様なニーズに対応できる子育てサービスの提供、ゆとりある子育て環境の整備、そして妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制の構築が不可欠です。
- ・ 特に、障がいのあるこどもを持つ家庭やひとり親家庭など、必要な状況に応じたきめ細やかな支援体制の整備が必要です。

めざすべき姿

生きづらさを感じることなく、いかなる状況でも権利や意見が尊重され、多様な経験を通じて豊かな心を育み、自分らしく社会生活を送ることができるまち
保護者が抱える様々な負担が軽減され、仕事と生活の調和が取れた働き方により、誰もが心豊かな時間を持ち、安心してこどもを産み、子育てを通じて、生活に喜びを実感できるまち

実現のための施策

大施策	中施策
こども・子育て支援の充実	A-(1) こどもの権利を守り、健やかな成長を支える仕組みづくり
	A-(2) 安心してこどもを産み・育てられる環境づくり

A-(1) **こどもの権利を守り、健やかな成長を支える仕組みづくり**

こども計画、けんこうプラン大磯、教育大綱、いじめ防止計画基本方針、生涯学習推進計画

こども・若者が権利の主体であることの理解促進に努め、社会参画や意見表明を促す環境を整備します。

また、成長段階に応じた体験学習や文化活動など多様な経験をすることで、自己肯定感を高めるなど、こどもの権利を守り、健やかな成長を支える仕組みづくりに取り組みます。

子育て世代の転入世帯数【再掲】		
現状値		目標値
425 世帯		450 世帯

こどもの権利と社会参加の促進

- ・こどもの意見、提案を反映する機会の充実

こども・若者の健全育成

- ・人権、道徳、環境教育、平和学習、読書習慣の推進
- ・こどもの自殺対策
- ・こどもを災害から守る環境整備
- ・こどもを応援する団体への支援
- ・こどもをいじめから守る取り組みの推進

多様な体験機会の提供

- ・スポーツ活動団体などへの支援
- ・スポーツ大会や体験の実施、大磯式部活動の実施
- ・文化・芸術体験の機会の提供
- ・地域における多様な体験機会の提供

こどもの成長を支える経済的な支援

- ・こども医療費などの助成、手当や給付金の支給
- ・小学校給食の無償化、中学生への昼食補助
- ・実費負担への費用助成、減免制度の充実

食育の推進


- ・規則正しい食生活の推進
- ・地産地消の普及啓発の実施

A-(2) **安心してこどもを産み・育てられる環境づくり**

こども計画

障がいや医療的ケア、不登校、ひとり親、経済的困窮などの様々な困難を抱える家庭に対し、一人ひとりの状況に合わせた多様で継続的な支援体制づくりに取り組みます。

また、保護者の多様な働き方に対応できる保育サービスやこどもを預かる環境の充実・整備など、保護者が主体的に子育てと仕事ができ、安心してこどもを産み・育てられる環境づくりに取り組みます。

18歳以下のこどもの数		
現状値		目標値
4,506 人		4,506 人

妊娠前、妊娠・出産期から子育て期を通じた切れ目のない支援

- ・プレコンセプションケアの推進
- ・不妊・不育などに悩む方々への支援
- ・妊娠中・産前産後の心と体の健康保持
- ・産後ケアの充実、産前・産後ヘルパー派遣の実施
- ・こどもの健康診査や予防接種の実施・充実

こども・子育て相談体制の充実

- ・こども家庭センターでの専門職による相談支援
- ・地域子育て相談機関（めばえ、すくすく）による相談支援
- ・家庭に対する訪問事業、育児相談の実施
- ・援助や支援を行う教育支援室の運営
- ・メールやオンラインなど多様な手段を活用した相談支援
- ・関係機関と連携した専門職による総合的な支援体制の構築

児童虐待防止体制の充実

- ・児童虐待の未然防止や早期発見、相談窓口の周知
- ・こども家庭センターと児童相談所、医療機関等との連携強化

心配りが必要なこどもや保護者、若者への多様な支援

- ・重層的支援体制の構築
- ・医療的ケア児、障がいのあるこどもへの切れ目のない支援
- ・発達支援（療育）相談体制の充実、専門職による巡回相談
- ・ひとり親、貧困対策、ヤングケアラー、ひきこもりへの支援
- ・いじめや不登校への対応、学校と福祉の連携
- ・相談員、スクールカウンセラーの配置

保育・預かりサービスの多様化・充実

- ・一時預かり事業の充実、利用促進
- ・ファミリー・サポート・センター事業の充実

II 後期基本計画（2026年～2030年）

健康と生きがいつくりの推進

部門5 生きがいつくり・社会参加

現況

- ・ 人口減少・少子・超高齢社会が進行する中、本町においてもおよそ3人に1人が高齢者となり、今後も高齢化率の上昇が見込まれます。また、2025年（令和7年）には、団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）となっています。
- ・ 地域の住民同士が気軽に集い、誰もが交流ができる「通いの場*」を広げ、住み慣れた地域の中で生きがいつくりの場を創出しています。
- ・ 働く意欲のある高齢者の活動を支援し、社会参加しやすい環境づくりを進めています。

課題

- ・ 高齢者が豊かな経験や知識を生かしながら、社会の一員として活躍できる環境づくりが必要です。
- ・ 「通いの場」の全町内への普及を進め、住み慣れた地域の中で高齢者の生きがいつくりの場を創出していくことが必要です。
- ・ 誰もがいつまでも元気にくらすよう、就労、生涯学習、スポーツ活動、世代間交流、ボランティアなどの地域の活動を含めた幅広い社会参加を促進することが必要です。

めざすべき姿

高齢者が孤立することなく、今まで培ってきた豊かな経験や知識を生かしながら、住み慣れた地域の活動や、社会参加をしていきいきとくらすまち

実現のための施策

大施策	中施策
生きがいつくりの推進	A-(1) 生きがいつくり活動の促進
	A-(2) 生涯学習活動の促進
社会参加の促進	B-(1) 就労機会の拡充
	B-(2) シニア人材活用の促進

■ 用語解説

通いの場

地域の高齢者が、自主的に継続して介護予防等の活動を行う場のこと。

A-(1) 生きがいづくり活動の促進

高齢者福祉計画・介護保険事業計画、生涯学習推進計画

高齢者本人のニーズにあった生きがい活動支援に取り組みます。

生きがいマップ登録団体数		
現状値		目標値
85 団体		91 団体 以上

- ボランティア活動や福祉活動・支え合いの促進
- ・高齢者相互の交流や社会活動に関する情報の提供
 - ・生きがいマップの更新
 - ・老人クラブ活動への支援
 - ・全町内普及に向けた通いの場の活動への支援
- 地域での世代間交流の促進
- ・地域や学校などに積極的に参加できる環境づくり
 - ・民俗芸能・伝統行事などを通じた多世代交流の促進

A-(2) 生涯学習活動の促進

高齢者福祉計画・介護保険事業計画、生涯学習推進計画

高齢者が生涯学習を行うことへの支援に取り組みます。

おおいそシニア教室受講者満足度		
現状値		目標値
89%		90%以上

- 学習機会の提供
- ・生きがいづくりを目的とした講座の開催
- 高齢者のニーズに対応した講座開催
- ・講座アンケートの実施
- 高齢者の活躍機会の充実
- ・健康づくり・介護予防活動への支援
- 運動・スポーツに挑戦する機会の提供
- ・健康づくり・介護予防としての各種運動教室の開催

B-(1) 就労機会の拡充

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

働く意欲のある高齢者の就業機会を拡大するため、就労支援の充実を図ります。

シルバー人材センター会員登録者数		
現状値		目標値
128 人		150 人以上

- シルバー人材センターの支援
- ・シルバー人材センター活動の広報周知
 - ・シルバー人材センター活動への助言・支援

B-(2) シニア人材活用の促進

高齢者福祉計画・介護保険事業計画、生涯学習推進計画

様々な知識や技術を持つ方の地域での活躍支援に取り組みます。

65 歳以上の生涯学習人材登録制度等の登録者数		
現状値		目標値
16 人		30 人以上

- 人材の発掘と情報提供
- ・人材の募集・登録と情報提供
- 知識や経験などの次世代への伝承
- ・民俗芸能・伝統行事などを通じた多世代交流の促進
 - ・高齢者の知識や経験を多世代に伝える機会の提供

II 後期基本計画（2026年～2030年）

健康と生きがいづくりの推進

部門6 保健・医療

現況

- ・ がんや糖尿病、心疾患などの生活習慣病の予防と早期発見・早期治療につなげるため、「特定健診」や、「がん検診」などの各種健診（検診）の定期的な受診を勧めています。
- ・ かかりつけ医のいない、普段、健診（検診）を受診していない町民への各種健診（検診）の周知・啓発を行っています。
- ・ 救急医療体制、地域医療体制の維持・確保を進めながら、かかりつけ医を持つことや、在宅医療推進の普及啓発を行っています。

課題

- ・ 町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるように、自分の健康状態を知る機会をつくる必要があります。
- ・ 「特定健診」や、「がん検診」などの各種健診（検診）の未受診者へ受診勧奨を行うとともに、健康に関する相談の場や、機会を充実させる必要があります。
- ・ 健康で自立した生活を送るため、健康づくりの施策とも連携しながら、あらゆる世代が健康づくりに関心が持てる環境づくりが必要です。

めざすべき姿

町民一人ひとりが心身ともに健康であり、社会全体で相互に支え合いながら健康づくりを推進し、自分らしく生きることができるまち

実現のための施策

	大施策	中施策
健康づくりの充実		A-(1) 地域ぐるみの健康づくり
		A-(2) 健康づくり事業の推進
地域医療の充実		B-(1) 医療体制の強化
		B-(2) 感染症対策の推進

■ 用語解説

フレイル

加齢とともに心と体の動きが弱くなってきた状態をフレイル（虚弱）と呼び、適切な評価・対策を行うことで、一定の機能回復が可能とされている。


KDBシステム

国保保険者や後期高齢者医療広域連合における保健事業の計画の作成や実施を支援するため、国保連合会が「健診・保健指導」「医療」「介護」の各種データを利活用して統計情報や、個人の健康に関するデータを作成するシステムのこと。

A-(1) 地域ぐるみの健康づくり

けんこうプラン大磯、高齢者福祉計画・介護保険事業計画

地域における健康づくりの取組みを推進します。

通いの場開始地区数		
現状値		目標値
9地区		24地区

様々な地域の集まりの場を活用した健康づくりの推進

- ・全町内普及に向けた通いの場の活動への支援
- ・地域の集まりへの健康づくりの視点の導入支援

いつでもどこでも運動できる環境づくり

- ・おいそ骨太体操・大磯こゆるぎ体操の普及啓発

食育の推進

- ・地域に密着した食育に関する意識啓発活動の推進
- ・食生活改善推進団体の活動支援

A-(2) 健康づくり事業の推進

けんこうプラン大磯、国民健康保険データヘルス計画

健診（検診）の受診率向上、健診（検診）結果の生活習慣病予防への活用を図ります。

特定健康診査受診率【再掲】		
現状値		目標値
県内8位		県内1位

健康づくり事業の推進

- ・歯と口腔の大切さの普及啓発
- ・こころの健康づくりの推進（自殺予防対策）
- ・運動による生活習慣病予防、フレイル*予防の普及啓発

健診（検診）体制の充実

- ・特定健診、がん検診、成人歯科健診受診率向上の取組み

健診（検診）結果を生かした生活習慣病予防等の保健指導

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- ・生活習慣病の重症化予防に重点をおいた保健指導

KDBシステム*の分析結果を生かした保健指導

- ・特定健診・後期高齢者健診と保健指導、介護予防事業を通じた疾病予防の推進

B-(1) 医療体制の強化

けんこうプラン大磯、高齢者福祉計画・介護保険事業計画

救急医療・地域医療を整備するとともに、救急医療体制を維持し、かかりつけ医を持つことを推進します。

休日急患当番医制対応医療機関数		
現状値		目標値
22施設		22施設

救急医療体制の確保

- ・初期救急医療体制の見直し
- ・広域二次救急医療体制の確保

地域医療機関の充実

- ・かかりつけ医、在宅医療推進の普及啓発
- ・地域医療における多様な診療科目の維持・確保

B-(2) 感染症対策の推進

けんこうプラン大磯、新型インフルエンザ等対策行動計画

予防接種の実施による感染症対策の推進等の対策を整備します。

予防接種の接種率（麻しん風しん第2期）		
現状値		目標値
88.1%		100%

感染症対策の推進

- ・予防接種の受診促進
- ・新型インフルエンザ等の感染症対策体制の整備
- ・感染症対策としての消毒薬等の備蓄

II 後期基本計画（2026年～2030年）

健康と生きがいつくりの推進

部門7 運動・スポーツ

現況

- ・ 適度な運動・スポーツは、健康の保持・増進だけでなく、メンタルヘルスの維持向上や、自己免疫力を高め、様々な感染症などの予防につながることから、健康寿命の延伸や、医療費の抑制に有効であると考えられています。
- ・ 町民一人ひとりのライフスタイルに合った運動・スポーツを推進し、こどもの体力向上や高齢者の運動器機能の維持等に取り組んでいます。
- ・ 各種スポーツ大会やスポーツ教室を実施し、幼児期から親しむ機会を多く提供するなどスポーツ活動の振興に取り組んでいます。

課題

- ・ 町民一人ひとりがスポーツに関心を持ち、主体的な活動を推進していくため、スポーツや、健康づくりに係る人材育成や活動支援をすることが必要です。
- ・ スポーツ活動を通して、社会活動への積極的な参加の促進や、地域のつながりを豊かにする取組みが必要です。
- ・ 民間や近隣市町の協力を得ながら、既存施設の利活用を図り、身近な施設でスポーツを楽しめるように取り組むことが必要です。

めざす姿

スポーツ・健康イベント等を通じて、運動・スポーツに親しみ、楽しんで続けることで、生涯にわたり健康でいきいきとくらすまち

実現のための施策

大施策	中施策
スポーツ・レクリエーション活動の推進	A-(1) 誰もが参加できる活動環境の充実
	A-(2) 団体・指導者の育成、指導体制の充実
	A-(3) 公共施設の利活用の推進

A-(1) 誰もが参加できる活動環境の充実

けんこうプラン大磯

ライフステージに応じた誰もが気軽に参加できる健康づくりやスポーツの機会を提供します。

スポーツ教室・町スポーツ協会主催大会数		
現状値		目標値
402 回		410 回

スポーツ活動機会の充実

- ・各種スポーツ教室やスポーツ大会の実施
- ・健康づくりの機会の提供（チャレンジフェスタなど）
- ・ビーチスポーツの振興

スポーツ活動の情報提供

- ・地域におけるスポーツ大会等の情報提供
- ・各種スポーツ教室の情報提供による活動促進

A-(2) 団体・指導者の育成、指導体制の充実

けんこうプラン大磯

スポーツ指導者やボランティアを育成するとともに、スポーツ関係団体の育成、連携を進めます。

スポーツ指導者バンク登録者数		
現状値		目標値
14 人		16 人

関係団体と連携した指導者等の育成

- ・指導者やボランティアなどの人材養成
- ・地域の人材発掘による指導者の確保

総合型地域スポーツクラブの支援

- ・総合型地域スポーツクラブの普及啓発
- ・各種教室の支援推進

スポーツ推進委員の積極的支援

- ・スポーツ推進委員協議会の自主開催イベントの支援
- ・スポーツ推進委員の活動への支援・普及啓発

A-(3) 公共施設の利活用の推進

けんこうプラン大磯

気軽にスポーツ活動ができる環境づくりとして、既存施設の利活用を図ります。

スポーツ施設利用件数		
現状値		目標値
3,350 件		3,400 件

公共施設の利活用

- ・スポーツ協会による各種スポーツ大会の実施支援
- ・地域のスポーツ団体等における学校体育施設の利用促進
- ・武道館の更新

近隣市町とのスポーツ施設の相互利用の促進

- ・スポーツ施設利用団体等への周知

指定管理者との連携

- ・イベントや町民ニーズに応じた各種教室等による効果的な施設利用の促進

II 後期基本計画（2026年～2030年）

こころふれあう共生社会の推進

部門8 地域福祉

現況

- ・ 地域福祉は、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組み、「地域」という大きな視点で包括的に必要な支援を行っています。
- ・ 地域の行事や、「通いの場」などの介護予防を通じた交流活動を推進し、日頃からつながり、助け合える地域づくりに取り組んでいます。
- ・ 団体間の地域福祉ネットワークづくりのための交流機会や講習を実施しています。

課題

- ・ 地域福祉の推進には、自分がくらす身近な地域で、社会から孤立することなく、一人ひとりが支え合い・助け合いの意識を持つことが必要です。
- ・ 地域住民の福祉意識を醸成するとともに、地域福祉を担う人材の育成と地域活動・ボランティア活動を充実させることが必要です。
- ・ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を構築することが必要です。

めざすべき姿

誰もが自立した生活が送れ、ともに支え合い・助け合う自助・共助（互助）・公助のバランスがとれた安心してくらするまち

実現のための施策

大施策	中施策
地域福祉体制の充実	A-(1) 地域福祉の推進
	A-(2) 地域福祉ネットワークの充実・強化
地域福祉環境の整備	B-(1) バリアフリー社会の推進

■ 用語解説

中核機関

成年後見制度の利用促進を図るための、地域連携ネットワークの中核となる機関で、地域の権利擁護を果たす役割を担う。

心のバリアフリー

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活が送れるよう、高齢者や障がい者に対する理解を深め、お互いに支え合う考え方・行動のこと。

A-(1) 地域福祉の推進

地域福祉計画

地域において人々が安心してくらすよう、総合的・計画的な地域福祉施策を推進します。

中核機関*の設置数		
現状値		目標値
0か所		1か所

福祉学習・教育の推進

- ・福祉教育に関する研修会等の学習機会の提供
- ・行事等を通じた世代間の交流の場づくり

包括的な相談支援体制の充実

- ・関係機関との連携による生活困窮者等への相談支援体制の強化
- ・関係機関からの情報収集、支援サービスの情報提供
- ・地域の見守り体制の強化

成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度・相談窓口の周知・啓発
- ・中核機関の設置の検討

A-(2) 地域福祉ネットワークの充実・強化

地域福祉計画

社会福祉協議会、民生委員・児童委員、事業者やボランティア団体等との連携を強化し、地域の支援ネットワークづくりを推進します。

ボランティア団体数		
現状値		目標値
18団体		20団体以上

社会福祉協議会、民生委員・児童委員との連携

- ・社会福祉協議会や民生委員・児童委員の社会福祉活動の推進


地域福祉活動や社会貢献活動の支援

- ・ボランティア団体の活動支援
- ・ボランティア人材の発掘・育成
- ・地域の拠点となる居場所づくりの推進

B-(1) バリアフリー社会の推進

地域福祉計画、バリアフリー基本構想

まちづくりとひとづくりの両面から、誰もがくらしやすい地域づくりを推進します。

バリアフリー化された公園トイレ数		
現状値		目標値
9か所		12か所

公共施設におけるバリアフリー化の推進

- ・駐車場や道路から建物出入口及び公園トイレのバリアフリー化の推進

バリアフリー化の促進

- ・大磯駅周辺地区・国府支所周辺地区における生活関連施設等のバリアフリー化の促進

「心のバリアフリー*」の推進

- ・広報やチラシの配布などの啓発、広報活動の推進

II 後期基本計画（2026年～2030年）

こころふれあう共生社会の推進

部門9 障がい者福祉

現況

- ・ 住み慣れた地域で、社会的に自立した生活を送り、安心して暮らし続けるため、障がいの状況等に応じた様々な支援サービスのニーズが高まっています。
- ・ 社会環境の変化に対応すべく、「障がいのある人も障がいのない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり」を基本理念とした「大磯町障がい者福祉計画」を策定しています。
- ・ 神奈川県が定めた「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念にも基づき、共生社会の実現に向けた各種施策や事業を推進しています。

課題

- ・ 障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、安心してくらすことができるよう、総合的な障がい者相談支援体制を充実していく必要があります。
- ・ 障がいのある人の雇用促進や、福祉的就労の推進に向けて、地域社会における障がいへの理解に取り組んでいく必要があります。

めざすべき姿

障がいのある人が自立していきいきと社会参加しながら、住み慣れた地域の中で障がいの有無に関わらず、共に支え合い、くらすことができるまち


実現のための施策

大施策	中施策
障がいのある人も障がいのない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり	A-(1) 住み慣れた地域で自立して安心してくらすまち
	A-(2) いきいきと社会参加できるまち
	A-(3) 支え合い、共に生きるまち

A-(1) 住み慣れた地域で自立して安心してくらすまち

地域福祉計画、障がい者福祉計画

障がい者が住み慣れた地域で自立し、安心してくらすための支援に取り組みます。

地域生活への移行に伴う 福祉施設の入所者の減少【再掲】		
現状値		目標値
36人		32人以下

- 総合的な障がい者相談支援体制の充実
- ・相談支援事業の充実
- 自立支援の推進
- ・在宅生活支援の充実

A-(2) いきいきと社会参加できるまち

地域福祉計画、障がい者福祉計画、けんこうプラン大磯

障がい者がいきいきと社会参加できるまちづくりに取り組みます。

障がい者雇用率（平塚職業安定所管内）		
現状値		目標値
2.30%		2.78%以上

- 障がい児支援の充実
- ・障がい児療育の充実
- 障がい者の雇用・就労の促進
- ・福祉ショップの支援及び他分野との協働の支援
 - ・福祉施設から一般就労への移行促進及び定着支援
- スポーツ・文化活動への参加
- ・障害者スポーツの普及啓発

A-(3) 支え合い、共に生きるまち

地域福祉計画、障がい者福祉計画

障がいの有無に関わらず、地域社会の中で支え合い、共に生きるまちづくりに取り組みます。

町民参加による普及啓発事業の実施		
現状値		目標値
1件		2件以上

- 障がいへの理解と交流
- ・障がい者と町民の理解と交流の促進
- 地域ぐるみのネットワークの整備
- ・地域共生社会の実現に向けた取組み
- 権利擁護の推進
- ・人権意識の普及・啓発、障害者差別解消法の推進

II 後期基本計画（2026年～2030年）

こころふれあう共生社会の推進

部門 10 高齢者福祉

現
況

- ・ 2025年（令和7年）に「団塊の世代」が75歳以上となり、高齢化率が一層高まる中で、高齢者の単独世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増えています。
- ・ 要支援、要介護認定率の上昇を抑制するためにも、自主的な健康づくり活動である「通いの場」への支援を進めています。
- ・ 町民の複雑化・複合化した課題の解決・支援につなげる「重層的支援体制」の構築に取り組んでいます。

課
題

- ・ 高齢者が安心して地域でいきいきとくらするように、介護保険事業の推進や医療と介護の連携など、地域包括ケアシステムを推進していくことが必要です。
- ・ 要支援、要介護認定率の上昇を抑制するため、「通いの場」などの自主的な介護予防活動に対し、継続的に支援するとともに、担い手の育成・確保が必要です。
- ・ 高齢者一人ひとりが状況に応じた介護サービスが受けられるよう、適切な介護保険運営とサービスの質の向上をめざすことが必要です。

め
ざ
す
べ
き
姿

高齢者が持てる力を発揮し、地域全体でともに支え合いながら、住み慣れた地域でいきいきとくらすまち

実
現
の
た
め
の
施
策

大施策	中施策
高齢者福祉の推進	A-(1) 地域包括ケアシステムの推進
介護予防と生活支援の推進	B-(1) 介護予防と生活支援対策の推進
	B-(2) 地域での支え合いの推進

■ 用語解説

認知症カフェ

認知症高齢者や介護している家族、地域の人、医療職・介護職などが交流し、情報交換やお互いを理解し合う通いの場。

A-(1) 地域包括ケアシステムの推進

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

高齢者が要介護状態・要支援状態になっても、在宅で安心してくらす社会を形成します。

地域包括支援センター相談件数		
現状値		目標値
2,715件		3,054件

医療・福祉・介護サービスの充実
・在宅医療・介護連携の推進

介護人材育成・確保
・介護人材育成のための助成制度の充実
・各種研修やセミナー等への参加促進

地域包括支援センターの機能強化
・地域包括支援センターの広報周知
・高齢者虐待や個別ケースへの対応

B-(1) 介護予防と生活支援対策の推進

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

介護予防の推進により、要支援、要介護認定率の上昇を抑制します。

65歳以上に占める介護認定者の割合【再掲】		
現状値		基準値
18%		20.7%以下


介護予防・生活支援の充実
・介護予防教室・認知症予防教室等の開催
・介護予防・生活支援に関する社会資源の把握と人材育成・マッチング
・健康寿命延伸のための保健指導活動の促進
・家族介護者教室等の開催

自主的な健康づくり活動への支援
・全町内普及に向けた通いの場の活動への支援

B-(2) 地域での支え合いの推進

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

支援の必要な人に様々なサービスを提供するとともに、お互いに助け合う体制づくりを推進します。

認知症カフェの確保		
現状値		目標値
2か所		4か所以上

認知症施策の推進
・認知症サポーター養成講座の実施
・認知症キャラバンメイトの増員
・認知症カフェ*の確保
・認知症等行方不明SOSネットワークの普及啓発

見守り体制の充実
・ごみ出し支援による安否確認の実施
・配食見守りサービスによる安否確認の実施

重層的支援体制整備に向けた連携促進
・軽度生活支援サービスの実施
・生活支援コーディネーターの配置
・地域ケア推進会議の開催

II 後期基本計画（2026年～2030年）

こころふれあう共生社会の推進

部門 11 保険

現況

- ・ 介護保険料は2024年度（令和6年度）に県内最低額であったが、少子高齢化の進行や医療技術の高度化などにより、医療費や介護給付費は増加し続けており、保険財政に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。
- ・ 医療費や介護給付費の抑制のため、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、介護保険制度において、予防施策の充実に取り組んでいます。
- ・ スマートフォン決済アプリによるキャッシュレス収納を導入するなど、各種保険料（税）の収納率の向上に取り組んでいます。

課題

- ・ 特定健診事業及び特定保健指導事業を充実し、生活習慣病などを要因とする病気にかかるリスクを減らし、医療費を抑制していくことが必要です。
- ・ レセプト点検体制の強化、医療費通知等を活用した啓発、ジェネリック医薬品の普及啓発などによる医療費の適正化を推進していくことが必要です。
- ・ 加齢による心身機能の低下を防ぐため、フレイル予防や介護予防などの健康づくりに関する普及啓発を行い、自主的な活動を推進することが必要です。

めざすべき姿

国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度が適正かつ健全に運営され、町民が安心した生活を営めるようになっているまち

実現のための施策

大施策	中施策
社会保障制度の適正な運営	A-(1) 国民健康保険制度の適正な運営
	A-(2) 後期高齢者医療制度の適正な運営
	A-(3) 介護保険制度の適正な運営

A-(1) 国民健康保険制度の適正な運営

国民健康保険データヘルス計画

KDBシステムを活用し、疾病構造の変化や健康診査結果などを分析し、各種保健事業の充実を図り、増加する医療費の抑制に取り組めます。

一人当たりの医療給付費（国民健康保険）

現状値		基準値
32.7万円		37万円以下

国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上

- ・適切な保険税率の設定
- ・キャッシュレス納付等による収納率向上

医療費適正化の推進

- ・レセプト点検体制の強化
- ・医療費通知等を活用した啓発
- ・ジェネリック医薬品の普及啓発

保健事業の推進

- ・特定健康診査の受診率向上
- ・フォローアップ事業、健康教育、健康相談、保健指導の充実

広報活動の推進

- ・国民健康保険制度の理解及び啓発活動の推進
- ・健康づくりなどの広報の充実

A-(2) 後期高齢者医療制度の適正な運営

KDBシステムを活用し、疾病構造の変化や健康診査結果などを分析し、各種保健事業の充実を図り、増加する医療費の抑制に取り組めます。

一人当たりの医療給付費（後期高齢者医療保険）

現状値		基準値
76.7万円		85万円以下

後期高齢者医療保険料の収納率の向上

- ・キャッシュレス納付等による収納率向上

医療費適正化の推進

- ・レセプト点検体制の強化
- ・医療費通知等を活用した啓発
- ・ジェネリック医薬品の普及啓発

広報活動の推進

- ・後期高齢者医療制度の理解及び啓発活動の推進
- ・健康づくりなどの広報の充実

A-(3) 介護保険制度の適正な運営

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

自立支援・重度化防止に向けた取組みを推進し、増加する介護給付費の抑制に取り組めます。

一人当たりの介護給付費

現状値		基準値
145万円		160万円以下

介護保険料の適正賦課と収納率の向上

- ・適切な保険料率の設定
- ・キャッシュレス納付等による収納率向上

介護給付費適正化の推進

- ・介護給付費通知を活用した啓発

介護予防施策の推進

- ・介護予防事業の充実
- ・全町内普及に向けた通いの場の活動への支援

広報活動の推進

- ・介護保険制度の理解及び啓発活動の推進

II 後期基本計画（2026年～2030年）

交流と協働のまちづくりの推進

部門 12 町民参画・協働

現
況

- ・ 町民ニーズの多様化・高度化に伴い、行政だけでは解決困難な課題が増加しており、地域コミュニティや、ボランティア団体と協働で課題解決に取り組むことが重要です。
- ・ 地域活動の主体を担っている自治会では、構成員の高齢化や、雇用環境の変化による役員の担い手不足が生じており、住民相互のつながりが希薄化しています。
- ・ 町民参画の意義や、協働の必要性を啓発し、町民活動の支援や、自主的な参加を促しています。

課
題

- ・ 地域課題に対応するため、町民相互の交流促進や、地域と協働するまちづくりを推進していくことが必要です。
- ・ 地域における町民活動の促進を図るため、自治会や各種団体などの活動を支援する仕組みや、持続可能な自治会活動への取組みを進めることが必要です。
- ・ 町民参画を推進していくため、ターゲットに合わせた広報媒体を活用し、町民が必要な情報を迅速に提供していくことが必要です。

め
ざ
す
べ
き
姿

地域の課題解決や、活性化に向けて、町民と行政が相互に協力し、地域コミュニティや、町民活動団体が活発に活動するまち

実
現
の
た
め
の
施
策

大施策	中施策
町民参画・協働の推進	A-(1) 町民参画の推進
	A-(2) 町民活動の支援
地域コミュニティ活動の推進	B-(1) 地域コミュニティ活動の支援

A-(1) 町民参画の推進

町民の参画と協働によるまちづくりの推進に取り組みます。

町民参画の実施数		
現状値		目標値
27件		30件

まちづくりに対する参画意識の高揚の促進

- ・おおいそ防災・行政ナビ、広報、SNSを通じたまちづくり活動の情報提供

町民参画によるまちづくりの推進

- ・町民が参画できる機会の充実
- ・まちづくりへの町民参画の推進
- ・講演会や、研修、講座の開催

A-(2) 町民活動の支援

町民活動における団体の活動促進や情報提供に取り組みます。

町民活動団体登録数		
現状値		目標値
58団体		58団体

地域主体の地域づくり活動の促進

- ・地域における町民活動への参加促進や支援
- ・町民活動における人材発掘や育成の推進

自立的な町民活動の促進

- ・町民活動の機会の確保
- ・町民活動団体の育成や支援
- ・町民活動補助制度の啓発

町民活動に関する情報提供の充実

- ・町民活動団体の情報提供

B-(1) 地域コミュニティ活動の支援

地域のコミュニティ活動を支援します。

地域集会施設の利用率		
現状値		目標値
41.5%		50%以上

地域コミュニティ活動に対する意識の高揚の促進

- ・地域コミュニティ活動の啓発
- ・区長連絡協議会との連携

地域コミュニティ活動に対する支援の強化

- ・自治会などの地域づくりの取り組みへの支援
- ・地域コミュニティ活動への参加促進

地域コミュニティ活動の環境整備

- ・地域の自主的な活動への支援
- ・地域の実情や要望に応じた自治会の負担軽減への支援
- ・地域集会施設の計画的な改修等の検討

II 後期基本計画（2026年～2030年）

開かれた町政と情報化の推進

部門 13 広報・広聴・デジタル化

現
況

- ・ 情報化社会が進展し、町民の情報の受取り方も多様化する中で、SNSによる新たな情報発信ツールを開設し、様々な町民ニーズへ迅速に対応するよう取り組んでいます。
- ・ 町民の声を町政へ反映するため、町長の町政報告会や各種出前講座の開催、町政への意見・提案制度「まちのこえ」の実施など広聴活動を推進しています。
- ・ 2023年（令和5年）にデジタル化推進計画を策定し、公共施設の公衆無線LAN、施設予約システムの対象施設拡大、統合型GIS（地理情報システム）の導入、テレワーク環境の整備、RPAの導入など、デジタル化による町民の利便性向上や行政運営の効率化に向けた取り組みを進めています。

課
題

- ・ 新たな情報発信ツールを活用し、情報発信に努めていますが、「知らない人」や、「利用していない」町民が多く、周知・活用促進を徹底することが必要です。
- ・ デジタル社会の進展により、行政サービスのデジタル化が加速しており、高齢者等のデジタルデバインド（情報格差）などの問題に対応することが必要です。

め
ざ
す
べ
き
姿

誰も取り残されることがないように、行政情報やまちの魅力の効果的な発信や、デジタル化によるくらしの利便性の向上をめざす優しいまち


実
現
の
た
め
の
施
策

大施策	中施策
広報・広聴活動の推進	A-(1) 広報広聴・情報発信の充実
	B-(1) 町民の利便性の向上
デジタル化の推進	B-(2) 業務の自動化・効率化
	B-(3) デジタル化の基盤整備

A-(1) 広報広聴・情報発信の充実

デジタル化推進計画

町政に関する様々な情報について、的確で分かりやすい情報発信に取り組みます。また、町民の声を聴く機会の確保に取り組みます。

SNSの年間投稿数		
現状値		目標値
166件		250件以上

町民から親しまれる分かりやすい広報紙の作成

- ・町民ニーズに応える広報紙づくり
- ・ボランティア団体との「声の広報」の作成

多様な情報発信手段を活用した情報提供の充実

- ・SNSによる情報発信の拡充
- ・ホームページの適正管理・リニューアル
- ・広報掲示板の更新及び適切な維持管理

町民ニーズを把握する機会、手段の確保

- ・町民との継続的な対話機会の確保
- ・町政への意見・提案の収集

B-(1) 町民の利便性の向上

デジタル化推進計画

先端技術を活用して、より迅速、的確な行政サービスを提供し、町民の利便性向上を図ります。

オンライン申請利用件数		
現状値		目標値
17,131件		22,000件以上

行政手続・窓口サービスの向上

- ・行政手続のオンライン化の推進
- ・窓口手続の簡素化
- ・公金納付のキャッシュレス化

デジタルデバインド（情報格差）対策

- ・スマホ教室の開催
- ・手続き等の利用支援

B-(2) 業務の自動化・効率化

デジタル化推進計画

デジタル技術を活用して、業務の効率化を進め、人口減少社会においても、町民サービスの維持・向上に取り組みます。

デジタル技術の導入により効率化した業務数		
現状値		目標値
10業務		20業務

業務の自動化・効率化

- ・RPA、AIなどデジタル技術の活用
- ・庁内無線LAN環境の整備
- ・情報システム等の共同利用の推進

町村情報システムの共同運営

- ・基幹系・内部情報系システムの共同利用の推進

B-(3) デジタル化の基盤整備

デジタル化推進計画

災害や情報セキュリティなどのあらゆる脅威に対応できる組織づくりに取り組みます。

情報セキュリティ上の脅威となる事象の発生件数		
現状値		目標値
0件		0件

情報機器・デジタルデータの適正管理

- ・情報機器等の適正な管理環境の整備

情報セキュリティ環境の整備

- ・情報セキュリティ対策の仕組みの維持

職員のデジタルリテラシーの向上

- ・職員向け研修会の開催
- ・外部セキュリティ研修会への参加

II 後期基本計画（2026年～2030年）

持続可能な行財政の運営

部門 14 行財政運営

現況

- ・ 社会経済情勢が急速に変化する中、継続的かつ安定的な行政サービスを提供してきましたが、行政需要は複雑化・多様化し、業務量は増加しています。
- ・ 財政運営は、人口減少の進行により町税収入が減少することに加え、公共施設の老朽化対策に要する歳出経費が増加し、財政の硬直化が危惧されています。

課題

- ・ 事務の効率化・適正化、人材育成による職員の能力向上を行いながら、複雑・高度化する行政課題に的確に対応していく必要があります。
- ・ 事務事業の継続的な見直しを行い、歳出削減に取り組むとともに、ふるさと納税など財源確保に向けた取組みを積極的に推進することが必要です。
- ・ 公共施設の老朽化に対応するため、計画的な維持修繕、改修工事を行い、施設の長寿命化を図るとともに、適正な配置に努める必要があります。

めざすべき姿

健全で効率的な財政運営が継続的に実現され、多様な行政サービスが充実し、町民の利便性が高いまち

実現のための施策

大施策	中施策
行財政改革の推進	A-(1) 行政運営改革の推進
	A-(2) 人材育成の推進
	A-(3) 財政運営改革の推進
	A-(4) 公共施設のマネジメント

A-(1) 行政運営改革の推進

行政経営プラン、定員適正化計画

持続可能な行政運営を推進するため、事業の改善・効率化、人件費の適正化を図ります。

経常収支比率		
現状値		目標値
90.8%		95.0%

事務事業の整理合理化

- ・行政経営プランによる取組みの推進
- ・行政評価を活用した事業の改善と効率化

行政運営の効率化

- ・民間委託、指定管理者制度の推進

人件費の適正化の推進

- ・職員給与水準や諸手当等の水準の適正化

広域行政の推進

- ・近隣市町との広域連携の推進
- ・近隣市町との公共施設の相互利用

A-(2) 人材育成の推進

定員適正化計画、人材育成基本方針

職員の心身の健康の保持増進を図り、職員のやる気を引き出す組織風土の醸成に取り組めます。

職員研修等開催数		
現状値		目標値
47 講座		65 講座

人材活用の推進

- ・安定的かつ持続的な行政サービスに必要な職員数の確保
- ・人材の効率的な活用の推進
- ・人事評価制度の適正な運用

人材育成の推進

- ・各種職員研修の充実及び積極的な参加の促進

職員の健康保持と増進

- ・職員の健康管理体制の充実

A-(3) 財政運営改革の推進

行政経営プラン、町税等滞納削減のための行動プラン

自立した財政運営の維持と財源の確保に向けて取り組めます。

自主財源額		
現状値		目標値
71 億 8,400 万円		65 億 2,500 万円以上

自立した財政運営の推進

- ・効果的・効率的な予算配分や執行
- ・財務情報の公開や有効活用

自主財源の確保

- ・使用料や手数料の見直しによる受益者負担の適正化
- ・町有財産の有効活用
- ・町税等の徴収率の向上
- ・ふるさと納税、企業版ふるさと納税の推進

A-(4) 公共施設のマネジメント

公共施設等総合管理計画、公共施設等個別施設計画

公共施設について持続可能で適正な施設規模や予防保全による財政負担の平準化を図ります。

公共施設数		
現状値		目標値
68 施設		66 施設

公共施設マネジメントの推進

- ・予防保全型の管理とコスト削減
- ・投資的経費の平準化
- ・公共施設の長寿命化、再編・有効活用
- ・公共施設の包括管理委託導入の検討
- ・公共施設の複合化に向けた検討

II 後期基本計画（2026年～2030年）

身近な自然環境空間の形成

部門 15 自然環境・公園

現況

- ・ 自然と調和した町並み・風景に配慮するとともに、樹林地や水辺地などの保全対策、保存樹木等の指定を行うなど豊かな自然環境の保全に取り組んでいます。
- ・ 歴史的建築物や庭園とその周辺の緑地を一体とした特殊公園（歴史公園）の「明治記念大磯邸園」の整備を進めています。
- ・ こどもの居場所、遊び場整備の一環として、老朽化した公園遊具やフェンスの改修、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒になって遊ぶことができるインクルーシブ遊具の設置など、公園施設のリニューアルを進めています。

課題

- ・ 町民、行政、事業者が一体となり、豊かな自然環境を保全・再生していくための体制を整備し、人と自然がふれあい、楽しめる環境づくりを進めていくことが必要です。
- ・ 自然と調和した地域の歴史・文化などへの町民の理解が深まり、地域のニーズや、周囲の風致、景観、自然などの良好な環境を保全し、親しまれるような特色のある公園整備をしていくことが必要です。



めざすべき姿

豊かな自然環境の保全・再生が行われ、多世代の交流を育み、地域活動に幅広く利用される公園が多く、自然とのふれあいを楽しめるまち

実現のための施策	大施策	中施策
実現のための施策	自然環境の保全・再生	A-(1) 保全・再生活動の推進
	緑化の推進	B-(1) 緑地の保全・再生
		B-(2) 資源を生かした自然環境の形成
特色ある公園づくり	C-(1) 公園づくり・管理運営	

用語解説

自伐型林業

比較的小規模で低コストな施業方法により、地域住民や山林所有者が、地域の山林や所有山林において持続的に実施する自営型の林業のこと。

風致地区・特別緑地保全地区

風致地区は、都市計画法に基づき、都市の良好な自然景観（樹林地、水辺、丘陵など）を維持・保全するために指定される地域、特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、都市内の良好な自然環境を形成している樹林地や草地などを現状のまま保全するために指定される地域のこと。

A-(1) 保全・再生活動の推進

環境基本計画、鳥獣被害防止計画、森林整備計画

自然環境への理解を促進するとともに、豊かな自然環境と生態系の保全・再生を推進します。

森林・里山の整備活動支援箇所数		
現状値		目標値
2か所		3か所以上

自然とのふれあい活動の推進
 ・環境ワークショップの実施

生物多様性の保全
 ・野生鳥獣対策の推進
 ・特定外来生物等の対策の推進


森林保全・再生及び活用の推進
 ・自伐型林業*などによる森林整備の推進
 ・森林・樹木・里山アドバイザー派遣制度による森林保全・維持管理

海岸環境の保全
 ・海岸管理者等への海岸環境保全に向けた取組み

B-(1) 緑地の保全・再生

緑の基本計画

市街地における緑地を保全・再生し、地域の緑を守り育てる活動を推進します。

一人当たりの施設緑地面積		
現状値		目標値
60.67 m ² /人		61.92 m ² /人

町に残された自然環境の保全
 ・みどり基金積立金の活用
 ・建築協定や緑地協定の活用

市街地の緑の保全の推進
 ・地域地区（風致地区・特別緑地保全地区*）の指定の検討
 ・保存樹木指定制度の普及促進

宅地内の緑化の推進
 ・いけがき設置奨励制度の普及促進
 ・シンボルツリー奨励制度の普及促進

B-(2) 資源を生かした自然環境の形成

景観計画、環境基本計画

豊かな自然と良好な町並みの風景を創出します。

保存樹木の指定本数		
現状値		目標値
20本		25本

自然風景の保全と創出
 ・都市計画法の地域地区の指定などによる自然風景の保全と創出
 ・保存樹木指定制度の活用による緑の保全

景観に配慮した取組みの推進
 ・景観計画などによる良好な町並み風景の形成
 ・景観重要建造物の指定などによる積極的な保存と活用

身近な景観の形成
 ・関係機関と連携した電線地中化の促進
 ・いけがき設置奨励制度による町並みの緑化の促進

C-(1) 公園づくり・管理運営

緑の基本計画、明治記念大磯邸園基本計画、公園施設長寿命化計画

町民意向を反映し、町民参加による公園づくりを推進します。

公園緑地里親（アダプト）に係る団体数		
現状値		目標値
7団体		10団体以上

特色ある公園づくりの推進
 ・明治記念大磯邸園の整備及び活用
 ・個々の公園の特色を生かした公園間ネットワークの形成
 ・新たな手法を用いた公園づくりの推進

多世代の利用ニーズに応える施設環境の整備
 ・遊具の更新・新設及び維持管理
 ・公園トイレ、遊具・植栽等の整備

民間活力や協働による持続可能な管理運営の継続
 ・指定管理者による利用サービスの向上、管理業務の効率化
 ・公園緑地里親（アダプト）制度の推進
 ・公園施設長寿命化計画に基づく効率的・効果的な維持管理
 ・利用者ニーズを満たすパークマネージメントの推進

II 後期基本計画（2026年～2030年）

良好な地域環境と循環型地域社会の形成

部門 16 地域環境

現況

- ・ 地球温暖化、異常気象など様々な環境問題が深刻化する中、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成し、良好な環境を次世代へ引き継ぐことが求められています。
- ・ 環境の保全と創造を推進するため、町民、行政、事業者が一体となり、美化意識の啓発や、環境美化活動に取り組んでいます。
- ・ 環境問題に対する町民の関心の高まりから、省エネルギー・再生可能エネルギーの普及啓発や、スマートエネルギー設備導入費補助など、環境施策の展開を図っています。

課題

- ・ 環境保全に向けた取組みを町民、行政、事業者が一体となり推進していくため、町民への啓発活動やマナー向上に取り組んでいくことが必要です。
- ・ 環境保全に関する制度や活動の普及啓発を行い、環境問題を地域の問題として捉え、町民一人ひとりが環境保全に対して自発的に取り組むことが必要です。

めざすべき姿

町民一人ひとりが地域環境について学び、環境保全に対して高い意識とモラルを持ちながら、自発的に取り組むことで町内外から人が集まるまち

実現のための施策

大施策	中施策
環境保全・環境意識向上の推進	A-(1) 地球温暖化対策の推進
	A-(2) 生物多様性の保全
	A-(3) 環境美化の推進
	A-(4) 普及啓発・情報発信の強化

A-(1) 地球温暖化対策の推進

環境基本計画、地球温暖化対策実行計画

省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に取り組みます。

スマートエネルギー設備補助件数		
現状値		目標値
24 件		20 件以上

地球温暖化対策の推進

- ・省エネルギー・再生可能エネルギーに関する普及啓発
- ・スマートエネルギー設備導入費補助制度の推進
- ・太陽光発電、蓄電池、燃料電池の普及促進
- ・次世代自動車の普及促進

A-(2) 生物多様性の保全

環境基本計画、生物多様性地域戦略

住民参加による生き物調査などを通じて、生き物とふれあう機会を大切にし、生息環境を保全します。

生き物調査や自然体験・学習会の参加者数【再掲】		
現状値		目標値
16 人		300 人以上

生物多様性の保全のための行動の促進

- ・生態系の仕組みを知る機会の創出
- ・生き物の生息環境の保全に対する意識啓発

生き物とのふれあいの場の提供

- ・町民参加による生き物調査
- ・生息する生き物の保護活動や観察活動の支援

特定外来生物等の対策の推進

- ・外来種等の生息調査の実施
- ・特定外来生物の防除（駆除）等に関する情報発信

A-(3) 環境美化の推進

環境基本計画

地域の生活環境への意識とモラルの向上を図り環境美化活動を推進します。

不法投棄件数		
現状値		目標値
29 件		10 件以下

環境美化活動の推進

- ・美しいまちづくり条例による美化意識の啓発
- ・地域で実施する環境美化活動の支援

不法投棄防止活動の推進

- ・不法投棄パトロールや地域の美化の啓発

A-(4) 普及啓発・情報発信の強化

環境基本計画

環境教育や体験学習などを通じて、環境保全の意識の醸成を図り、次世代を担う子どもたちを育成します。

こどもエコクラブの数		
現状値		目標値
9 クラブ		15 クラブ以上

広報やホームページ・SNSの活用

- ・環境に関する事業や制度、イベントの情報発信

学校における環境教育の推進

- ・地域や学校における環境教育・学習の支援
- ・里山や農地、河川などの自然体験・学習の場の支援
- ・こどもエコクラブの活動の支援

II 後期基本計画（2026年～2030年）

良好な地域環境と循環型地域社会の形成

部門 17 河川・下水道・生活排水

現況

- ・ 公共下水道は、相模川流域関連公共下水道事業として、整備面積を 638.7ha、計画処理人口を 29,600 人、目標年次を 2030 年度（令和 12 年度）とした全体計画の中で事業を進めており、大雨による浸水被害が懸念される箇所について、雨水管の整備を重点的に行っています。
- ・ 公共下水道の整備・供用開始により水質保全を図るとともに、治水能力の向上と地域環境に配慮した管理・保守を行っています。また、公共下水道区域外においては、生活排水の適正な処理を推進するため、合併処理浄化槽への転換の推進に取り組んでいます。
- ・ 公共下水道事業経営については、今後予測される人口減少等に伴う使用料収入の減少、管渠の更新費用などを考慮した、安定的かつ持続的な下水道事業運営のため適切な使用料収入を確保できるよう、接続率の向上、定期的な使用料の改定検討・経営戦略の見直しを行っています。

課題

- ・ 水環境の向上と快適で衛生的な生活が享受できるよう、引き続き河川の適正な管理、公共下水道の接続促進及び合併処理浄化槽への転換を推進することが必要です。
- ・ 公共下水道については、人口減少や社会経済情勢、地域社会構造を考慮した事業計画へ見直しを行い、将来にわたり安定的な事業を継続していくことが必要です。

めざすべき姿

河川の治水対策と公共下水道整備及び合併処理浄化槽による生活排水対策が進み、水環境が向上し快適で衛生的な生活が享受できるまち

	大施策	中施策
実現のための施策	河川の保全・保守	A-(1) 治水対策・環境保全の推進
		B-(1) 公共下水道事業の推進
	生活排水対策の推進	B-(2) 公共下水道事業経営の健全化
		B-(3) 個別処理対策の推進

■ 用語解説

BOD

BOD（生物化学的酸素要求量）は、河川の有機汚濁を測る代表的な指標のこと。微生物が水中の有機物を分解するときに消費する酸素量として表され、この値が大きいほど水の汚れの度合いが高いといえる。

A-(1) 治水対策・環境保全の推進

環境基本計画、公共下水道全体計画

河川の治水対策と環境保全を推進します。

河川水質調査測定値（BOD*）		
現状値		目標値
環境基準値以下		環境基準値以下

治水対策の推進

- ・定期的な施設点検と必要に応じた修繕の実施
- ・雨水処理対策の推進

河川の水質保全

- ・水質改善に対する普及啓発
- ・河川の美化活動の実施

河川環境の監視

- ・環境測定の実施

B-(1) 公共下水道事業の推進

公共下水道全体計画、公共下水道事業経営戦略、一般廃棄物処理基本計画

公共下水道全体計画区域の早期整備を進めます。

下水道整備区域面積		
現状値		目標値
548.73ha		638.7ha

整備計画の適正管理

- ・汚水管整備の推進
- ・雨水管整備の推進

下水道施設の維持管理

- ・特定施設からの排水の水質検査・指導の実施
- ・既設下水道施設の適切な維持管理の推進

公共下水道接続の推進

- ・供用開始区域内の接続工事に対する助成及び啓発による接続の促進

B-(2) 公共下水道事業経営の健全化

公共下水道全体計画、公共下水道事業経営戦略、一般廃棄物処理基本計画

経営環境の変化に適切に対応し、一層の財政基盤の強化を図ります。

水洗化率（接続率）		
現状値		目標値
81.5%		90%

公共下水道接続の推進

- ・供用開始区域内の接続工事に対する啓発による接続の促進

持続可能な経営基盤の確保

- ・公共下水道の接続促進による、安定的な使用料収入の確保

B-(3) 個別処理対策の推進

環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画

合併処理浄化槽への転換を進めます。

合併処理浄化槽補助件数		
現状値		目標値
2基		2基

浄化槽の整備

- ・合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の活用促進
- ・水質改善に対する啓発活動の実施
- ・浄化槽法定検査の受検促進

II 後期基本計画（2026年～2030年）

良好な地域環境と循環型地域社会の形成

部門 18 廃棄物処理

現況

- ・ 1市2町（平塚市、大磯町、二宮町）でごみ処理の広域化を行っており、2021年（令和3年）に策定した「第二期平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画」に基づき、ごみの資源化、減量化に取り組んでいます。
- ・ 2024年度（令和6年度）では1年間に9,689t、一人1日当たり852gのごみが排出されており、前期基本計画初年度（令和3年度）の目標値（869g）を達成している一方、資源化率は目標値（27.7%）に対して伸び悩んでいます。
- ・ し尿処理施設は、1978年（昭和53年）の供用開始から40年以上が経過し、施設の老朽化が顕著になっているため、し尿処理施設の更新に向けた調査・検討を進めています。

課題

- ・ 広域処理施設のリサイクルセンターを円滑に運営し、分別の徹底や資源化によるリサイクルを推進することが必要です。
- ・ ごみの減量化の目標値である一人1日当たり833.3g以下をめざし、廃棄物の発生、排出を抑制するとともに、資源化率は33.0%の達成に向けて取り組む必要があります。
- ・ し尿処理施設は、し尿及び浄化槽汚泥を安定的に処理するため、老朽化した施設を更新することが必要です。

めざすべき姿

町民、行政、事業者が連携し、ごみの減量化、資源化の推進による循環型地域社会を形成しながら、それぞれが熱心に取り組んでいるまち


実現のための施策

大施策	中施策
廃棄物処理の推進	A-(1) 減量化の推進
	A-(2) 資源化の推進
	A-(3) ごみ処理広域化の推進
	A-(4) し尿処理体制の推進

A-(1) 減量化の推進

一般廃棄物処理基本計画、平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画

ごみの排出抑制を推進し、ごみ排出量を削減します。

一人1日当たりのごみ排出量		
現状値		目標値
852.0g		833.3g 以下

ごみの排出抑制

- ・ごみの排出抑制に関する普及啓発
- ・おおいそ廃棄物減量化等推進員制度の推進
- ・ごみ減量・リサイクル協力店制度の最適化
- ・ごみの排出抑制を促進する施策の調査・研究

生ごみ減量化の推進

- ・生ごみ処理機のおっせん販売制度の活用
- ・電動生ごみ処理機の購入費補助制度の活用

A-(2) 資源化の推進

一般廃棄物処理基本計画、平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画

ごみの再利用・再生利用を推進し、資源化率の向上をめざします。

資源化率		
現状値		目標値
27.7%		33.0%以上

資源化の普及促進

- ・ごみの資源化に関する普及啓発
- ・資源回収協力制度の活用
- ・ごみの資源化に資する施策の研究・実践

資源化品目の質及び量の維持・向上

- ・リサイクルセンターの活用
- ・新たな資源化品目の調査・研究・検討

A-(3) ごみ処理広域化の推進

一般廃棄物処理基本計画、平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画

ごみ処理広域化実施計画に基づき、一般廃棄物処理施設の整備及び円滑な運営を行います。

ごみ処理広域化実施計画による施設整備数		
現状値		目標値
1施設		1施設

広域処理施設の整備

- ・汚泥再生処理センター（し尿処理施設）の整備

広域処理施設の適正運営

- ・リサイクルセンターの円滑な運営

A-(4) し尿処理体制の推進

一般廃棄物処理基本計画、平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画

既存し尿処理施設の適正な維持管理を行うとともに、新たな施設を整備します。

処理水の水質状況		
現状値		目標値
施設設定値 範囲内		施設設定値 範囲内

既存施設の適正管理

- ・し尿処理施設の維持管理・運転管理委託の継続

広域処理による施設整備の推進

- ・新たな施設整備に向けた各種調査の実施
- ・民間活力導入による施設整備及び運営の検討

II 後期基本計画（2026年～2030年）

魅力ある快適な暮らし空間の形成

部門 19 土地利用

現況

- ・ 「都市計画法」に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市マスタープラン）を包含した「大磯町まちづくり基本計画」に基づき、計画的な土地利用を進めています。
- ・ 土地利用状況は農林地が減少傾向にあり、住宅地については増加傾向にあります。市街化区域では都市的土地利用が約8割、市街化調整区域では自然的土地利用が約8割となっており、豊かな自然環境のもと、安定的な土地利用が図られています。

課題

- ・ 人口減少・少子・超高齢社会が進行する中で、誰もが安心して健康で快適な生活を送ることができる環境を持続することが必要です。
- ・ 海や山などの自然環境、松並木や歴史的建造物などの歴史・文化環境など、独特な素晴らしい風土を生かし継承していくことにより、地域特性を生かした地域の魅力が生きる持続可能な土地利用を実現することが必要です。

めざすべき姿

地域の環境や土地利用状況に応じて、機能的で魅力あるコンパクトな市街地が形成され、それを取り囲むように緑豊かな自然環境が守られているまち

実現のための施策

大施策	中施策
持続可能な土地利用の実現	A-(1) 計画的な土地利用の推進
	A-(2) 地域特性を生かした土地利用の推進

A-(1) 計画的な土地利用の推進

まちづくり基本計画

まちづくり基本計画や関連する個別計画に基づき、町の土地利用を総合的・計画的に進めます。

地区計画の指定数		
現状値		目標値
2件		3件

- 大磯町まちづくり基本計画の推進
- ・まちづくり基本計画に則した土地利用の推進
- 都市計画法の地域地区や地区計画等の推進
- ・地区計画等の指定

A-(2) 地域特性を生かした土地利用の推進

まちづくり基本計画、緑の基本計画

地域特性を生かし、環境に配慮した土地利用を図ります。

地区まちづくり計画、指針の策定数		
現状値		目標値
2件		3件

- 地区まちづくり協議会への支援
- ・地区まちづくり協議会への積極的な支援の推進
- 地区計画制度の活用支援
- ・地域地区見直しの検討や地区計画制度の活用の推進
- 地域の魅力を引き出す土地利用の推進
- ・各地域の特性を踏まえた土地利用の推進
 - ・風致地区などの指定の推進

II 後期基本計画（2026年～2030年）

魅力ある快適な暮らし空間の形成

部門 20 住宅・住環境

現況

- ・ 市街化区域における可住地の人口密度は約 89 人/ha と低く、ゆとりのある市街地が形成されています。市街地の多くが 1,000 m²未満の小規模開発であり、国府本郷や西小磯地区における専用住宅の開発が多くなっています。
- ・ 2021 年（令和 3 年度）に「大磯町空き家等対策計画」を策定し、空き家等に関する情報のデータベース化や、相談窓口の開設など正確で迅速な実態把握に取り組んでいます。

課題

- ・ 都市基盤整備が遅れたまま、老朽化した住宅などが建て込んでいる地区などにおける既存市街地の改善を図ることが必要です。
- ・ 「高齢者が安心してくらせる」や、「子育て世代の定住を促進する」など、多様なニーズに対応し、地域特性に応じた住宅・住環境を整備することが必要です。
- ・ 適切に管理されていない空き家の増加や、住宅の老朽化などの住宅課題への対策として、所有者に指導・助言や支援をしていくことが必要です。

めざすべき姿

自然環境に恵まれ、コンパクトな市街地形成を活用しながら、町民が主体となって身近な地域のまちづくりに積極的に関わり、良好な住環境が維持されているまち

実現のための施策

大施策	中施策
良好な居住空間の形成	A-(1) 良好な住宅・住環境の整備
	A-(2) 都市防災機能の整備
	A-(3) 空き家等対策の推進

用語解説

空き家バンク

空き家を有効活用することで、地域の活性化を図り、良好な住環境を維持するため、空き家の所有者と空き家を必要とする人をつなぐ制度のこと。

A-(1) 良好な住宅・住環境の整備

まちづくり基本計画、景観計画、バリアフリー基本構想

多様なニーズに対応し、地域特性に応じた住宅・住環境を整備します。

建築協定、緑地協定の件数		
現状値		目標値
7件		8件以上

コンパクトなまちづくりの促進

- ・拠点整備の促進
- ・生活サービス施設の集約化

バリアフリー化の促進

- ・大磯駅周辺地区・国府支所周辺地区における生活関連施設等のバリアフリー化の促進

緑豊かな良好な住宅・住環境の形成と創出

- ・景観計画・景観条例の活用
- ・地区計画の活用
- ・建築協定、緑地協定の活用

A-(2) 都市防災機能の整備

まちづくり基本計画、耐震改修促進計画

誰もが安心して生活することができる災害に強いまちづくりを推進します。

住宅の耐震化率		
現状値		目標値
76.74%		90%

住宅の耐震化の推進

- ・住宅耐震化補助制度の推進
- ・危険ブロック塀撤去等補助制度の推進

防災減災対策の推進

- ・津波・洪水・土砂災害に対する防災意識の向上

木造密集市街地の改善

- ・不燃化・防災化の促進
- ・住環境整備事業の地区計画などの活用

A-(3) 空き家等対策の推進

まちづくり基本計画、空家等対策計画

住宅地の良好な景観を維持するとともに、空き家等の適切な管理や利活用を促進します。

空き家バンク*の登録・活用件数		
現状値		目標値
10件		75件以上

空き家等の適切な管理

- ・空き家等相談窓口による実態把握
- ・空き家等情報のデータベースの更新・活用

空き家等の利活用の推進

- ・空き家バンクによる空き家利活用の推進

II 後期基本計画（2026年～2030年）

魅力ある快適な暮らし空間の形成

部門 21 景観形成

現況

1988年（昭和63年）に策定した「大磯町景観形成計画」に基づき、都市の景観向上に向けた施策を展開し、2005年（平成17年）には、「景観法」に基づく景観行政団体となりました。

その後、明治以降に多くの政財界人が構えた別荘群が2007年（平成19年）に「美しい日本の歴史的風土100選」に選ばれ、2009年（平成21年）には、「大磯町景観計画」を策定しています。

2012年（平成24年）には、大磯駅前洋館を「景観法」に基づく景観重要建造物に指定し、現在までに、鷗立庵及び敷地と日本基督教団大磯教会（礼拝堂、門柱及び塀）を指定しています。

2019年（平成31年）には、旧滄浪閣（伊藤博文邸跡・旧李王家別邸）を中心に、旧大隈重信別邸・旧古河別邸、陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸、西園寺公望別邸跡・旧池田成彬邸などの歴史的建築物や庭園とその周辺の緑地を一体とした「明治記念大磯邸園」を特殊公園（歴史公園）として大磯都市計画公園に追加しています。

課題

- ・ 鷹取山から高麗山まで連続する山並みや、丘陵の眺望点から見える海などの自然風景、大磯らしい風景を形成していくことが必要です。
- ・ 本町の魅力ある都市空間を形成するため、歴史的建造物、松並木などの歴史・文化資源を保存していくことが必要です。
- ・ 町民、事業者、滞在者、行政がそれぞれの持つ特徴や役割を果たしながら、連携・協働し、まちづくりを推進していくことが必要です。

めざすべき姿

先人たちから受け継がれてきた象徴的な風景や、地域の風景を特徴づける優れた建築物などが保存され、町並みを生かした魅力ある快適な都市空間が形成されているまち

実現のための施策

大施策	中施策
地域特性を生かした景観形成	A-(1) 自然風景の保全と創出
	A-(2) 良好な町並みの保全と創出
	A-(3) 歴史的建造物などの保全と活用

用語解説

特別用途地区

都市計画法により、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護等の特別の目的の実現を図るために定める地区のこと。

パートナーシップ邸園

邸園の価値の普及と啓発、邸園文化を創造し発信するため、NPO法人等が、邸園所有者、神奈川県及び大磯町と協働して実施する、大磯町内の邸園の公開と運営を通じた邸園の新しい保全活用方策のこと。

A-(1) 自然風景の保全と創出

まちづくり基本計画、景観計画

山並みや海などの自然風景を守り、育み、創ります。

保存樹木の指定本数		
現状値		目標値
20本		25本

自然風景の保全と創出

- ・景観計画・景観条例の活用
- ・保存樹木の指定などによる自然風景の保全と創出

丘陵や海岸沿いの自然風景の保全

- ・松くい虫被害対策による松の保全
- ・ナラ枯れ被害対策による丘陵地の保全

住宅地の緑の活用と保全

- ・オープンガーデンのイベントの実施に向けた支援

A-(2) 良好な町並みの保全と創出

まちづくり基本計画、景観計画

住宅地の町並みや緑などの豊かな風景を守り、育み、創ります。

いけがき設置奨励助成の総延長		
現状値		目標値
859m		1,000m

景観に配慮した取組みの推進

- ・景観計画・景観条例の活用
- ・良好な町並みの保全と創出のための規制や誘導方策の検討

地域の緑化の推進

- ・いけがき設置奨励制度の普及促進
- ・シンボルツリー奨励制度の普及促進

A-(3) 歴史的建造物などの保全と活用

まちづくり基本計画、景観計画

歴史的または文化的価値の象徴となる建造物等の保全及び活用を図ります。

景観重要建造物の指定数		
現状値		目標値
3件		6件

歴史的・象徴的建築物のある風景の保全と活用

- ・明治記念大磯邸園の整備と活用
- ・景観重要建造物の指定などによる積極的な保存と活用
- ・歴史的建造物等整備基金の運用
- ・特別用途地区*の指定及び活用
- ・パートナーシップ邸園*事業への支援

II 後期基本計画（2026年～2030年）

次世代を担う人づくりの推進

部門 22 幼児教育・保育

現況

- ・ こどもたちからは、学校施設の老朽化への対応や、興味・関心に合った学習機会の提供などが、一方、保護者からは、保育・教育の質の向上や、子育てに関する情報の発信を求める声が寄せられています。
- ・ 待機児童対策として、2027年（令和9年）4月の開園をめざして、町立大磯幼稚園の公私連携幼保連携型認定こども園移行に伴う整備などを進めています。

課題

- ・ こどもたちの個性や発達段階に合わせ、家庭、保育、教育が連携し、質の高い保育・教育環境、多様な学習機会の提供、家庭での子育て支援、就学前の教育・保育から小学校教育への円滑な移行など、こどもたちが健やかに成長できる環境づくりが必要です。
- ・ こどもたちに安全で快適な教育・保育環境を提供できるよう教育・保育施設・設備の維持管理を行うとともに、民間の力を活用しながら事業を推進することが必要です。

めざすべき姿

家庭でのこどもへの適切な関わりや、保育の専門性、教育の多様化を組み合わせた、快適な子育て環境が整い、こども一人ひとりの成長を支えることができるまち

実現のための施策

大施策	中施策
保育・幼児教育環境の充実	A-(1) 子育てに優しい良好な環境づくり

A-(1) 子育てに優しい良好な環境づくり

こども計画

こどもや若者が健やかに育つ環境として重要な「家庭」「保育」「教育」の各場面において、楽しくわくわくするサービスを提供し、多様な子育てニーズに対応できるように、それぞれの環境の充実を図るとともに、保護者への情報提供を強化し、子育てに優しい良好な環境づくりに取り組みます。

保育所などの児童受入れ確保数		
現状値		目標値
601人		786人以上

保育・教育環境の整備

- ・子育てに参加する環境づくりの推進
- ・保育、学校施設及び設備の維持管理・更新
- ・公立保育所や幼稚園の施設のあり方の検討
- ・放課後児童クラブ（学童保育）の活動内容の充実
- ・放課後児童クラブ（学童保育）施設の整備

家庭保育・教育への支援

- ・産官学連携による親子の育ちの支援
- ・保育所や幼稚園などにおける相談環境の充実

質の高い保育・教育の提供

- ・こどもの交流促進、保幼小連携の推進
- ・豊かな心を育む芸術鑑賞の場の提供
- ・研修体制の充実、こども同士の交流促進
- ・保育士や幼稚園教諭の資質向上のための研修の充実
- ・保育士や幼稚園教諭の確保

多様な子育ての場の提供と充実

- ・延長保育、一時保育、休日保育の実施
- ・病児、病後児保育の推進
- ・運営支援による保育内容の充実
（保育所・認定こども園・小規模保育事業所など）

情報アクセスの向上とICT化の促進

- ・多様な情報発信体制の構築
- ・電子申請などによる利便性の向上
- ・保育所などにおけるICTの導入

医療体制の充実

- ・救急医療体制の確保
- ・安心してこどもを産み育てられる医療体制の確保

Ⅱ 後期基本計画（2026年～2030年）

次世代を担う人づくりの推進

部門 23 学校教育

現
況

- ・ 社会の多様化が進む中、発達障がいや不登校などきめ細やかな支援を必要とする児童・生徒が増加傾向にあるとともに、ヤングケアラー、児童虐待、いじめへの対応が必要となるなど、こどもの抱える困難も複雑化・多様化しています。
- ・ 町立学校をとりまく環境は、経験の浅い教職員の増加や教職員の長時間労働の現状にあり、専門性の高い人材の育成と働き方改革が求められていることから、教職員の指導力向上を図る研修や、地域から指導者を派遣する「大磯式部活動」の推進などを進めています。
- ・ 学校教育施設の計画的な整備を進めながら、1人1台タブレット端末を活用したICT教育の充実に取り組んでいます。

課
題

- ・ いじめ・暴力行為など児童・生徒の問題行動や不登校の要因・背景が複雑化・多様化しており、誰一人取り残さないよう個々に応じた適切な支援が必要です。
- ・ 児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に引き出すためには、より一層の教職員の指導力、資質の向上、学校組織の活性化が必要です。
- ・ 児童・生徒が家庭や、地域、学校とともに協働しながら学び、様々な体験・活動を行うことができる教育環境の整備が必要です。

め
ざ
す
べ
き
姿

すべてのこどもたちが心豊かに成長し、「わくわく」することができる大磯教育が推進されたまち

実
現
の
た
め
の
施
策

	大施策	中施策
教育内容の充実		A-(1) 「まなび」を育む大磯教育の推進
		A-(2) 「からだ」を育む大磯教育の推進
		A-(3) 「こころ」を育む大磯教育の推進
教育環境の充実		B-(1) 学校施設環境の整備
		B-(2) 学校給食の推進

■ 用語解説

スクールカウンセラー	各学校において支援体制の構築及び相談機能の充実、教職員との協力体制を密にする目的で教育研究所に配置した臨床心理士のこと。
スクールソーシャルワーカー	様々な課題を抱える児童・生徒の置かれた環境への働きかけや、学校と関係機関等とのネットワークの構築・保護者や教職員等に対する支援や相談、情報提供等を行う社会福祉士のこと。
スクールロイヤー	いじめや保護者とのトラブル、体罰、教員同士のトラブル等の学校で起こる問題を法的に解決するために派遣される弁護士のこと。

A-(1) 「まなび」を育む大磯教育の推進

教育大綱、わくわくプラン

人の可能性を広げる基盤となる、資質や能力を育む教育を推進します。

「授業が分かる」と回答した生徒の割合(中学3年生)

現状値		目標値
国語 83.1%		国語 85%以上
数学 88.8%		数学 90%以上

教職員の実践研究・研修の推進

- ・学びづくり推進研究や教育研究を通じた専門性の高い研修機会の充実

関係機関と連携した教育指導体制の推進

- ・幼保小中連携教育のカリキュラムに向けた研究

確かな学力を支える学校教育の提供

- ・情報化社会で活躍できるICT教育の推進
- ・学校図書館を活用した読書活動の推進
- ・グローバル化に対応した英語教育の推進

A-(2) 「からだ」を育む大磯教育の推進

教育大綱、わくわくプラン、学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針

新しい時代をしなやかに生きる原動力となる、心身の健康を育む教育を推進します。

「中学校卒業後自主的に運動したい」と回答した生徒の割合

現状値		目標値
男子 83.2%		男子 85%以上
女子 80.9%		女子 82%以上

健康に関する正しい知識の啓発

- ・健康管理や適切な保健指導、食育活動の実施

生涯にわたり健康に生活できる体づくり

- ・体力向上に向けた取組みの推進

A-(3) 「こころ」を育む大磯教育の推進

教育大綱、わくわくプラン、いじめ防止基本方針

多様性を認め合い、ともに生きる豊かで温かい心を育む教育を推進します。

いじめの解消率

現状値		目標値
84.71%		100%

学校、PTA、地域等との協働・連携の推進

- ・地域社会とのつながりを育む様々な交流・体験活動の推進
- ・学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の運営
- ・「大磯式部活動」の推進

人権教育、いじめ問題対策の推進

- ・子どもの権利などの人権教育の推進
- ・アプリ等の活用によるいじめの未然防止・早期発見

教育研究所における相談体制の推進

- ・相談体制の強化充実やネットワークの構築
- ・スクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*、スクールロイヤー*、専任教諭の配置の充実

B-(1) 学校施設環境の整備

教育大綱、わくわくプラン、教育施設等長寿命化計画、学校教育施設整備基本構想

児童・生徒の学びを支える教育環境の整備を進めます。

特別教室空調設備設置率

現状値		目標値
47.6%		100%

安全安心な学校施設環境の推進

- ・長寿命化計画に基づく計画的な学校施設の点検・修繕の実施
- ・老朽化する学校施設のあり方の検討
- ・学校施設の防災、防犯・安全対策の実施

学習活動を支える教育環境の推進

- ・学校図書館における蔵書の拡充や町立図書館との連携推進
- ・不登校児童・生徒への支援
- ・校務支援ソフトの効果的活用

B-(2) 学校給食の推進

教育大綱

心身の健全な発達と食育を推進する学校給食を実施します。

地場産食材の使用割合(小学校)

現状値		目標値
21.2%		56.4%以上

学校給食の推進

- ・地産地消や食育を推進する給食の実施
- ・中学校給食の再開
- ・給食費の公会計化の検討

II 後期基本計画（2026年～2030年）

次世代を担う人づくりの推進

部門 24 青少年・若者

現況

- ・ 青少年や若者からは、出会いや結婚など、将来への不安や、居場所を求める声が多く寄せられています。
- ・ スマートフォン等への過度な依存やSNSを介したいじめ、インターネット上の違法・有害情報の氾濫など、青少年や若者をとりまく環境は、時代とともに複雑化しています。
- ・ 地域社会とのつながりの希薄化や子育てに関する親の意識の変化などから、親の地域内の孤立や子育てに関する悩みが増えています。

課題

- ・ 地域全体で青少年・若者の健全育成の重要性を共有し、一体となって青少年・若者の健やかな成長を支えることが必要です。
- ・ 青少年・若者が個性や能力を伸ばし、豊かな人間性と社会性を高め、活力に満ちた成人として成長できる学びの機会が必要です。
- ・ 次の世代を担う青少年・若者が心豊かに成長できるように、家庭、学校、地域、行政と連携のもと、社会全体で青少年・若者の健全育成を推進していくことが必要です。

めざすべき姿

地域全体が青少年・若者に関心を持ち、その声をしっかりと聴き、地域参加や居場所の充実を通じて、将来を担う青少年・若者の笑顔があふれているまち
家庭、学校、地域、行政が連携し、地域に青少年・若者の居場所が作られ、自らの意志で地域社会に参加しながら、心豊かに育むまち

	大施策	中施策
実現のための施策	青少年健全育成の推進	A-(1) 健全な育成環境づくり
		A-(2) 青少年の多様な活動・交流の促進
		A-(3) 家庭教育の充実
		A-(4) こども（青少年）・若者の育ちを社会全体で支える地域づくり

用語解説

こどもまんなか
応援サポーター

こども家庭庁が提唱する「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む個人や企業、地方公共団体等のこと。

A-(1) 健全な育成環境づくり

生涯学習推進計画、こども計画

青少年指導者や関係機関との連携により、健全な育成に向けた環境づくりを推進します。

青少年指導者研修参加延べ人数		
現状値		目標値
5人		5人以上

有害環境の改善

- ・ファミリー教室の開催
- ・青少年健全育成連絡会による情報交換
- ・特殊詐欺への加担防止や薬物乱用防止に向けた啓発
- ・SNSの適正利用の周知・啓発

指導者の養成と確保

- ・青少年指導員連絡協議会に対する支援
- ・青少年指導員研修、子ども会指導員研修の実施
- ・青少年指導員活動の広報周知による担い手の確保

A-(2) 青少年の多様な活動・交流の促進

生涯学習推進計画、こども計画

青少年が参加できる事業の拡充を図ります。

青少年・若者関連行事開催数		
現状値		目標値
8回		8回以上

青少年の活動機会の提供

- ・青少年おもしろ講座の開催
- ・成人式、新成人記念のつどいの開催

青少年活動の支援

- ・青少年おもしろ講座の安全管理
- ・新成人記念のつどいの支援

青少年の居場所づくりの推進

- ・新たな居場所空間の確保

A-(3) 家庭教育の充実

生涯学習推進計画、こども計画

家庭教育に関する情報提供の充実を図ります。

ファミリー教室受講者満足度		
現状値		目標値
85%		90%以上

家庭教育学級の充実

- ・PTA家庭教育学級への支援

家庭教育に関する情報提供

- ・ファミリー教室の開催

A-(4) こども（青少年）・若者の育ちを社会全体で支える地域づくり

こども計画

こども（青少年）や若者が、安全で安心して地域で過ごせるよう、地域社会全体で、居場所づくりや交通事故・犯罪防止のための見守り、出会いの場の創出、地域への定住など、こども（青少年）・若者の育ちを社会全体で支える地域づくりに取り組みます。

新たなこどもの居場所数		
現状値		目標値
0か所		2か所以上

こども（青少年）・若者の居場所づくり

- ・産官学連携による新たな居場所空間の創出
- ・地域に根付いたこども（青少年）・若者の居場所の確保
- ・放課後子ども教室、ホリデースクールの拡充

青年期以降の新生活支援

- ・若者の移住・定住支援

子育て世代に優しい生活環境の整備

- ・公園などの維持管理と整備、改修、バリアフリー化
- ・学校や地域での交通安全、防犯活動の推進
- ・学校と地域などが協力したこどもの見守り活動
- ・公共施設の子育て支援（授乳室、ベビーベッドの設置など）
- ・安全で通行しやすい歩道や道路の整備

町全体での子育て・孫育て機運の醸成

- ・多世代での近居を希望する世帯を支援
- ・こどもまんなか応援サポーター*に就任
- ・こどもを中心としたイベントなどの開催
- ・地域の伝承文化に親しむ郷土愛の育成

世代間交流の推進

- ・こどもの地域活動を支援

II 後期基本計画（2026年～2030年）

つながりを育む生涯学習の推進

部門 25 生涯学習

現況

- ・ 社会状況が大きく転換する中、町民一人ひとりが今以上に幸せで豊かな生活を営めるよう、自由に学ぶことができる環境の整備、学習機会や学習情報提供の充実が求められています。
- ・ 人口減少や少子高齢化、地域のつながりが薄れつつある中で、地域に根ざした学びを促進し、学びを通じて地域のつながりを広げていくことが求められています。

課題

- ・ 学習活動を通じて、町民同士のつながりを深め、心豊かな地域づくりを進めるため、町民のライフステージ・ライフスタイルに応じた学習機会を提供することが必要です。
- ・ 地域に根ざした学びを促進し、学びを通じて、多世代交流や地域のつながりを広げていくことが必要です。
- ・ 町民一人ひとりが生涯にわたり、いつでも、どこでも、誰でも自由に学ぶことができ、自らが得た知識を地域に還元できる仕組みづくりを推進することが必要です。

めざすべき姿

町民一人ひとりが継承した文化、自然に誇りを持ち、自らの学びの楽しみを伝え、学びが地域に生かされているまち

実現のための施策

大施策	中施策
生涯学習の環境づくり	A-(1) 生涯学習施設の整備
	A-(2) 生涯学習施設の利用促進
生涯学習活動の活性化	B-(1) 学習機会・活動の充実
	B-(2) 人材の育成と活用・支援

A-(1) 生涯学習施設の整備

生涯学習推進計画、町立図書館サービス計画 附 子ども読書活動推進計画

施設環境を整備し、所蔵資料の充実を図ります。

生涯学習施設来館者数		
現状値		目標値
19.2万人		20万人以上

生涯学習施設の整備

- ・生涯学習館・郷土資料館・旧吉田茂邸（郷土資料館別館）、図書館の施設・設備の修繕と更新

民間活力による施設の利活用

- ・民間事業者による生涯学習施設の包括管理等の検討

A-(2) 生涯学習施設の利用促進

生涯学習推進計画、町立図書館サービス計画 附 子ども読書活動推進計画

所蔵資料の充実や、ICTを活用した機能充実など、施設の利用促進を図ります。

所蔵資料の館外貸出件数		
現状値		目標値
8件		10件以上

所蔵資料の充実

- ・郷土資料館の資料収集
- ・図書館の資料収集

ICTを活用した学習機能の充実

- ・郷土資料館・旧吉田茂邸（郷土資料館別館）のデジタルアーカイブによる機能拡充
- ・電子図書館の運用

民間活力による施設活用の促進

- ・民間事業者のノウハウを生かした施設利用の促進

B-(1) 学習機会・活動の充実

生涯学習推進計画、町立図書館サービス計画 附 子ども読書活動推進計画

ライフステージに合わせた講座の実施により学習機会の提供を図るとともに、講座アンケートを実施し、講座内容の充実を図ります。

各種講座受講者満足度		
現状値		目標値
90%		90%以上

世代ごとに応じた学習機会の提供

- ・おいそシニア教室の開催
- ・OISO学び塾の開催
- ・パソコン講座の開催
- ・郷土資料館展示解説・講座の開催
- ・図書館教養講座の開催
- ・図書館児童文学講演会の開催
- ・児童向け体験教室「本といっしょ」の開催
- ・図書館読書会の開催

地域の資源を活用した学習の推進

- ・郷土学習の推進
- ・旧吉田茂邸や明治記念大磯邸園等の文化資源の活用

町民ニーズに対応した講座開催

- ・講座アンケート結果に基づく講座の見直し

B-(2) 人材の育成と活用・支援

生涯学習推進計画、町立図書館サービス計画 附 子ども読書活動推進計画

生涯学習人材登録制度を活用し、活動機会を広げるため講座を開催します。

おはなしボランティア数		
現状値		目標値
52人		55人以上

学習指導者の育成推進

- ・生涯学習人材登録制度の周知
- ・生涯学習情報「OISOまなびバンク」の活用
- ・おはなしボランティア養成講座の開催

学習指導者の活用支援

- ・人材活用講座の開催
- ・生涯学習情報「OISOまなびバンク」の活用

学習相談業務の実施

- ・社会教育指導員の配置

II 後期基本計画（2026年～2030年）

誰もが尊重される社会づくりの推進

部門 26 人権・男女共同参画・多文化共生

現
況

- ・ 現代社会では、いじめや虐待等によって子どもの命が奪われることや、インターネット上に個人の名誉やプライバシーを侵害、障がいのある人や外国人、性的マイノリティ等に対する不当な差別や偏見といった多様な人権問題が依然として存在しています。
- ・ 家庭と仕事の両立を望む人の割合が上昇するなど、職業観・家庭観が変化している中で、性別に関係なく、誰もがあらゆる分野において、平等に参画できる男女共同参画社会の推進が求められています。
- ・ 人手不足を補うための外国人材の受入れや、ダイバーシティの推進など、社会経済情勢の変化により多様性を受け入れる地域社会の実現が求められています。

課
題

- ・ 人権に対する啓発活動や人権教育に取り組み、多様性が尊重され、お互いの人権や尊厳を大切にしよう人権啓発活動を推進していくことが必要です。
- ・ 男女共同参画について理解を深める機会をつくり、男女ともに自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会の推進に向けた教育や、啓発活動を一層推進していくことが必要です。
- ・ 多文化共生社会を推進するため、多文化共生に向けた意識啓発・醸成や、ICT等を活用した行政情報の多言語化が必要です。

め
ざ
す
べ
き
姿

お互いに思いやり、誰もが尊重され、自らの個性と能力を最大限に発揮し活躍しているまち

実
現
の
た
め
の
施
策

大施策	中施策
人権の尊重	A-(1) 人権教育の推進と擁護体制の充実
男女共同参画社会の推進	B-(1) 男女共同参画意識の醸成と推進体制の充実
多文化共生の推進	C-(1) 多文化共生の推進

A-(1) 人権教育の推進と擁護体制の充実

生涯学習推進計画

人権に対する意識を高める人権教育を推進するとともに、人権擁護体制の充実を図ります。

人権に関する講演会の参加者数		
現状値		目標値
56人		60人

人権教育・啓発の推進

- ・人権教育講演会の開催
- ・人権教育に関する研修への参加
- ・パネル展示の実施

人権擁護体制の充実

- ・人権問題に対する対応状況などの情報収集
- ・定期的な相談窓口の設置

B-(1) 男女共同参画意識の醸成と推進体制の充実

男女共同参画推進プラン

性別により区別されない平等意識の向上と環境づくりを推進します。

審議会・協議会への女性参加率		
現状値		目標値
30.7%		40%以上

男女共同参画意識の向上

- ・講演会や講座の開催
- ・学校教育や生涯学習活動の場による啓発の実施
- ・広報等を活用した家庭生活における意識向上の推進
- ・性の多様性に関する啓発と理解の促進

まちづくりにおける性別により区別されない社会参画の推進

- ・町の各種審議会や協議会への女性参画の推進
- ・町民活動への女性参画の推進

性別に区別されない社会参画における環境づくり

- ・相談、支援体制の整備
- ・就労や子育て、介護における環境づくりの啓発

C-(1) 多文化共生の推進

行政情報の多言語化や、国際交流の促進など、多文化共生を推進する地域づくりに取り組みます。

多文化共生に向けた取組み数		
現状値		目標値
0件		1件

多文化共生の推進

- ・多文化共生に向けた意識啓発・醸成
- ・ICT等を活用した行政情報の多言語化
- ・国際交流の促進

II 後期基本計画（2026年～2030年）

先人から引き継いだ文化の継承と活用

部門 27 文化芸術・文化財

現況

- ・ 身近な地域で気軽に文化芸術活動に取り組み、活動成果を発表できる場として、おおいそ文化芸術祭を開催し、町民の文化芸術活動への意識が高まっています。
- ・ 歴史、民俗などの貴重な有形文化財や左義長、相模国府祭をはじめとした無形文化財についても、町民との協働体制により、適切な保護や保存及び活用に努めている一方、人材の高齢化などによる担い手不足が喫緊の課題です。
- ・ 明治記念大磯邸園が2028年（令和10年）に全面公開されることを見据え、旧吉田茂邸の集客強化に向けた取組みを検討し、新たな町の魅力を高めていくことが求められています。

課題

- ・ 町民が歴史や文化芸術に親しむことができる場の充実に努め、自主的な文化芸術活動を推進するとともに、各種団体の活動の支援を行うことが必要です。
- ・ 年間行事や民俗芸能など無形文化財の後継者育成や、学校と連携し、文化資源を活用した次代を担うこともたちの学習支援につなげることが必要です。
- ・ 文化財の保存・活用を進めながら、明治記念大磯邸園を始めとした歴史的建造物等を活用した魅力ある活動を進めていくことが必要です。

めざすべき姿

伝統ある貴重な文化財が適切に保護され、町民が主体となって地域に根ざした文化芸術活動が活発に行われているまち

実現のための施策

	大施策	中施策
文化芸術の振興		A-(1) 文化芸術活動の推進
文化財の保護・継承		B-(1) 文化財の保存
		B-(2) 文化財の活用

A-(1) 文化芸術活動の推進

生涯学習推進計画

町民を主体とした活動を支援し、文化芸術活動の振興を図ります。

おおいそ文化芸術祭の参加団体数		
現状値		目標値
38 団体		40 団体以上

おおいそ文化芸術祭の開催支援

- ・ おおいそ文化芸術祭実行委員会への支援

文化芸術活動への支援

- ・ 広報活動への支援
- ・ 新たな文化芸術活動に対する発表機会の確保
- ・ 文化芸術活動の広報周知による新たな人材確保

公共施設の利活用

- ・ 公共施設の有効利用・活用促進

文化芸術を鑑賞・体感する機会の提供

- ・ O I S O まなび体験会の開催

B-(1) 文化財の保存

生涯学習推進計画

貴重な文化財を後世へ引き継ぐため指定文化財を指定します。

指定・登録・記録選択文化財件数		
現状値		目標値
55 件		57 件

文化遺産の保存・活用の推進

- ・ 指定文化財保存管理奨励制度の推進
- ・ 指定文化財利活用奨励制度の推進

文化財の調査推進

- ・ 文化財専門委員会議の開催
- ・ 文化財調査の推進

B-(2) 文化財の活用

生涯学習推進計画

民間活力の導入などにより、文化財の活用促進を図ります。

歴史・文化ふれあい講座参加者数		
現状値		目標値
740 人		800 人以上

文化財の活用促進

- ・ 歴史的建築物の保存・活用制度による文化財の活用
- ・ 民間活力を生かした多分野での文化財の利活用

郷土を知るための機会の創出

- ・ ワークショップの開催
- ・ 文化財ウォーキングの開催

観光と連携した文化振興

- ・ 旧吉田茂邸と明治記念大磯邸園との連携

II 後期基本計画（2026年～2030年）

生活を支える交通基盤の形成

部門 28 道路・交通

現況

- ・ 町内の道路網は、広域的な交通網の役割を担う国道や県道、幹線町道を含め、南北に縦断する道路が少なく、また、道路や道路施設の老朽化が進んでいます。
- ・ 電車、バス、タクシーが中心である公共交通は、2023年度（令和5年度）に「大磯町地域公共交通計画」を策定し、一部地域の公共交通空白地の解消に向けて取り組んでいます。
- ・ 交通弱者*や免許返納に係る高齢者、買い物弱者*への対策など、多様なニーズへの対応が求められています。

課題

- ・ 道路施設の長寿命化や道路環境の整備を図るため、定期的な点検に基づく計画的な維持管理や改良を行い、安全で快適な道路網を確保することが必要です。
- ・ 誰もが快適に移動できる交通ネットワークの形成をめざし、地域で格差のない公共交通の充実を図ることが必要です。
- ・ 公共交通のあり方を検討するとともに、町民ニーズを踏まえた新たな移動手段を導入することが必要です。

めざすべき姿

道路の安全性や、利便性が確保され、多様な交通手段を組み合わせることで、子どもや高齢者、障がい者など、誰もが快適に移動できる環境が整備されたまち

実現のための施策

	大施策	中施策
道路整備の推進		A-(1) 道路等の安全対策の推進
		A-(2) 道路・橋りょう等の整備
快適な交通サービスの形成		B-(1) 地域公共交通の充実

用語解説

交通弱者

自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人のこと。

買い物弱者

人口減少や少子高齢化等を背景とした流通機能や交通網の弱体化等の多様な理由により、日常の買い物や生活に必要なサービスを受ける機会が十分に提供されない状況に置かれている人のこと。

A-(1) 道路等の安全対策の推進

定期的な点検や維持管理により安全性の向上を図ります。

定期点検(3巡目)実施済み橋りょう数(全71橋)

現状値		目標値
0橋		71橋

道路等の定期点検の推進

- ・道路ストック定期点検(3巡目及び4巡目)の実施
- ・町民等との連携による道路パトロールの実施

道路施設の維持管理の推進

- ・街路樹や地下道排水ポンプの維持管理の実施
- ・町民等との連携による道路施設維持管理の実施

A-(2) 道路・橋りょう等の整備

橋りょう長寿命化修繕計画、道路トンネル長寿命化修繕計画、まちづくり基本計画

道路、橋りょう等の計画的な修繕及び整備に取り組みます。

修繕計画に基づく修繕実施済み橋りょう数

現状値		目標値
2橋		9橋

道路等の修繕、整備の推進

- ・橋りょう長寿命化修繕計画(令和6年3月改定)に基づく修繕等の実施
- ・道路トンネル長寿命化修繕計画(令和6年3月改定)に基づく修繕等の実施
- ・舗装維持管理計画(平成31年3月策定)に基づく修繕等の実施
- ・跨道橋及び跨線橋耐震化の実施

狭あい道路の拡幅整備の推進

- ・狭あい道路整備事業の実施

他市町にわたる主要幹線道路整備の実現

- ・湘南新道等の実現に向けた要望活動の実施

B-(1) 地域公共交通の充実

地域公共交通計画、地域福祉計画

町民と協働し、多様化するニーズに応じた地域公共交通の充実を図ります。

公共交通サービスの導入数【再掲】

現状値		目標値
1件		5件以上

地域公共交通の空白地対策

- ・既存の公共交通の維持
- ・乗合いタクシーの見直し
- ・利用促進に向けた周知

交通ネットワークの形成

- ・新たな公共交通の導入
- ・高齢者等の移手段の確保

II 後期基本計画（2026年～2030年）

地域の特性を生かした産業の活性化

部門 29 産業（農業・林業・漁業・商工業）

現況

- ・ 産業は、温暖な気候と海や丘陵部などの恵まれた自然環境を生かした農業や、林業、漁業が営まれています。農業では耕作放棄地や鳥獣被害の増加、林業では、手入れが不足した森林の増加、漁業では気候変動等に伴う収入の不安定化などが課題となっています。
- ・ 商工業は、小売業を中心とした小規模店が消費者ニーズの多様化などの経営環境の変化や、従業員の高齢化により、後継者・担い手不足が課題となっています。

課題

- ・ 産業の活性化を図るため、農業では、新規参入者及び法人への支援体制のさらなる強化、生産力の維持・向上を図り、林業では、森林所有者と担い手のマッチングを行い、森林の利活用・保全を促進、漁業では、漁業者の後継者・担い手の育成・確保に取り組むとともに、加工品の品数や量を増やし、さらなる漁業推進を図ることが必要です。
- ・ 商工業については、多様化する消費者ニーズへの対応をはじめ、後継者及び担い手の育成を図り、経営の安定化に向けてキャッシュレス決済などの経営基盤の整備に対して支援することが必要です。

めざすべき姿

産業に意欲的な後継者や担い手の育成が進み、安定的な産業経営が継続され、元気と活力ある活動が行われているまち

	大施策	中施策
実現のための施策	農業・林業経営基盤の強化	A-(1) 農業を支える基盤づくり
		A-(2) 森林の活用と保全を支える基盤づくり
	漁業経営基盤の強化	B-(1) 漁業を支える基盤づくり
	商工業経営環境の安定化	C-(1) 活力を生む経営基盤の強化

■ 用語解説

地域計画
(地域農業経営基盤強化促進計画)

将来的に誰がどの農地を利用するかを示す「目標地図」を作成し、地域農業の将来のあり方を明確にする計画で、地域の農業者の話し合いにより作成する計画のこと。

A-(1) 農業を支える基盤づくり

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、地域計画、鳥獣被害防止計画

農地の保全、農業者の経営支援及び担い手の確保等を支える基盤づくりに取り組みます。

認定農業者数		
現状値		目標値
16人		24人

農地の保全

- ・地域計画*に基づく農地の有効活用
- ・新規参入者をはじめとする希望者への農地のあっせん
- ・市民農園や体験型農園等の多様な農地利用の推進

農業者の経営支援・担い手確保

- ・認定農業者の確保と経営支援
- ・関係機関と連携した営農・経営指導の推進
- ・新規参入者への経済的・技術的支援


営農環境の整備

- ・農業用水路、農業用ため池、農道の修繕・改良
- ・地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進

A-(2) 森林の活用と保全を支える基盤づくり

大磯町森林整備計画

森林の活用と保全の両立及び担い手の確保等を支える基盤づくりに取り組みます。

森林所有者と担い手のマッチング件数		
現状値		目標値
0件		10件 (5年累計)

担い手の確保及び活動支援

- ・担い手への経済的・技術的支援のための体制構築
- ・伐出木の有効活用に向けた支援

放棄森林の有効活用

- ・森林所有者と担い手のマッチングのための体制構築
- ・森林情報（所有者の意向等）の整理と有効活用

活動環境の整備

- ・林道施設の適正管理及び長寿命化

B-(1) 漁業を支える基盤づくり

浜の活力再生プラン

漁業協同組合の活動支援、漁業者の経営支援及び担い手の確保等を支える基盤づくりに取り組みます。

年間漁獲量		
現状値		目標値
385t		463t

漁業協同組合の活動支援

- ・漁業協同組合が運営する定置網漁業の支援
- ・大磯港賑わい交流施設（オオイソコネクト）を拠点とした販売促進の支援
- ・水産加工による高付加価値化の支援

漁業者の経営支援・担い手確保

- ・漁業協同組合と協力した新規漁業就業者の支援
- ・融資利用や共済加入の支援

水産資源の管理

- ・水産資源管理に向けた関係機関との連携

C-(1) 活力を生む経営基盤の強化

商工業者の経営基盤の強化、経営の安定化を支援します。

金融対策支援融資利用件数		
現状値		目標値
11件		13件

融資制度等の活用促進

- ・中小企業への融資制度、信用保証料補助制度、金融対策資金利子補給制度等による支援

経営改善指導や相談体制、担い手育成指導の充実

- ・商工会及び金融機関等と連携した創業者及び後継者の育成に対する支援

消費拡大に向けた環境強化

- ・多言語化及びキャッシュレス決済化等への支援

II 後期基本計画（2026年～2030年）

地域の特性を生かした産業の活性化

部門 30 就労・創業支援

現況

- ・ 「生産年齢人口の減少」、「育児や介護との両立など働く方のニーズの多様化」などにより、勤労者が意欲・能力を十分に発揮できる環境づくりが求められていることから、事業者に対して労働条件の改善、労働安全衛生対策、福利厚生の実施などの普及啓発を図っています。
- ・ 人口減少や少子高齢化の影響による後継者や担い手の不足が、今後も続くことが懸念されることから、女性や高齢者、障がい者、外国人など潜在的な労働者の雇用促進が求められています。

課題

- ・ 勤労者の意欲・能力を十分に発揮できる環境整備の促進などに取り組むため、事業所に対して多様な働き方に関する啓発と導入促進をしていくことが必要です。
- ・ 大磯港賑わい交流施設（オオイソコネクト）を中心としたみなどオアシスエリアなど、町が活性化を図るべき重要な区域において、就労機会の創出を推進していくことが必要です。

めざすべき姿

働く人が意欲を持ち、能力を存分に発揮しながら、多様で柔軟に働くことができる環境が整ったまち

実現のための施策

大施策	中施策
就業機会の確保・創出	A-(1) 多様な働き方の創出
	A-(2) 就労機会の創出
就労者支援の充実	B-(1) 創業者の支援
	B-(2) 勤労者の支援

用語解説

ワーケーション

英語の Work（仕事）と Vacation（休暇）の合成語。リゾート地や地方部など、普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇を取得すること。あるいは休暇と併用し、旅先で業務を組み合わせる滞在のこと。

みなどオアシス

地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなど」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組みが継続的に行われる施設のこと。

A-(1) 多様な働き方の創出

働く人がそれぞれのワークライフバランスを追求しながら、自ら望むスタイルで労働できる環境づくりに取り組みます。

賑わい交流施設会議室利用者数		
現状値		目標値
28 件		36 件

多様な働き方の創出

- ・ワーケーション*等での利用を含めた賑わい交流施設会議室の活用
- ・町内コワーキングスペース等の周知及び設置の促進

A-(2) 就労機会の創出

高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画

労働力不足の解消のため、労働者の雇用促進と就労機会の創出をめざします。

中小企業退職共済制度加入者数		
現状値		目標値
29 件		31 件

就労機会の創出

- ・みなとオアシス*エリアをはじめとする地域の雇用創出の推進
- ・女性、高齢者、障がい者など多様な人材の活躍促進
- ・外国人労働者に関する企業の受入れ体制に関する普及啓発

B-(1) 創業者の支援

大磯の特性を生かした創業の促進に向けた取組みを支援します。

ものづくりわくわく支援補助金利用件数		
現状値		目標値
9 件		10 件

中小企業の健全化と経営基盤の確立

- ・中小企業金融対策融資・利子補給の拡充

地域における創業の促進

- ・スタートアップ創業者に対する支援

B-(2) 勤労者の支援

働く人の就労環境の向上や生活環境の改善を支援します。

勤労者金融対策支援件数		
現状値		目標値
21 件		38 件

就労情報の提供及び就労条件の改善

- ・関係団体との連携による就労情報の提供
- ・商工会等との連携による就労条件改善の普及啓発

就労者向け融資制度の活用促進

- ・勤労者生活金融融資制度、勤労者住宅資金利子補給制度による支援

労働衛生相談支援

- ・労働衛生相談医の活用の推進

II 後期基本計画（2026年～2030年）

地域資源を生かした特色ある観光の推進

部門 31 観光

現況

- ・ 観光は、2021年度（令和3年度）に策定した「大磯らしい潤いづくり計画」に基づき、通年での誘客や町内事業者への多角的な支援などを促進することで、効果的かつ総合的に来訪地としての魅力を高め、大磯町に賑わいを生み出しています。
- ・ 港エリアの核となる「大磯港賑わい交流施設（オオイソコネクト）」を活用し、町民や来訪者へ地場産品の周知啓発、直売機能を活用した地産地消の拡大に取り組んでいます。

課題

- ・ さらなる地域経済の好循環をめざすため、町内への交流や周遊を通じた消費行動へとつながる機会や場の創出など、地域特性を生かした産業と連携しながら、魅力ある観光振興としてステップアップさせる必要があります。
- ・ 港エリアの核となる「大磯港賑わい交流施設（オオイソコネクト）」を活用し、町民・事業者との協働による、農水産資源を活用した催しの開催など、さらなる活性化を図る必要があります。

めざすべき姿

恵まれた自然や、歴史・文化などの地域資源を生かしながら、すべての人が「わくわく」するイベントを体験し、「ひと」や「おかね」が集まってくるアトラティブ（魅力的）なまち

実現のための施策

大施策	中施策
持続可能な連携と活力の創出	A-(1) 地域資源の保全と充実
	A-(2) 計画的な観光の振興
	A-(3) 元気が出る経営環境の創出

■ 用語解説

ビジネスマッチング 資金や人材、製造先・販売先等の取引先といった自社の不足資源を得るための相手方と引き合わせること。

A-(1) 地域資源の保全と充実

大磯らしい潤いづくり計画

地域資源及び観光施設の保全と充実を進めます。

入込観光客数		
現状値		目標値
112.1 万人		135 万人以上

民間活力を用いた施設の管理運営

- ・ 嶋立庵、旧島崎藤村邸、ポートハウスてるがさき、大磯港賑わい交流施設（オオイソコネクト）の利活用の推進

地域資源及び観光施設の保全と充実

- ・ 地域資源の発掘と保全、観光施設の維持及び充実、観光客への防災対策の充実
- ・ 来訪者目線での情報の発信及び啓発、受入れ体制の構築

A-(2) 計画的な観光の振興

大磯らしい潤いづくり計画

通年誘客及び地域経済の形成に向けて「大磯らしい潤いづくり」を促進します。

繁閑差率		
現状値		目標値
58%		50%以上

魅力の発信及び周知活動

- ・ 観光協会及び商工会をはじめ、関係団体等との連携の強化
- ・ SNS（LINEやInstagram）等を活用した効果的な観光の魅力発信

民間資本及び団体等による事業の展開

- ・ 通年での誘客に向けた事業への支援
- ・ 大磯らしい潤いづくり協議会事業への支援
- ・ 大磯らしい賑わいを生み出す団体等への支援

みなとオアシスの推進

- ・ みなとオアシスエリアの活性化

A-(3) 元気が出る経営環境の創出

大磯らしい潤いづくり計画

地域特性を生かした働く場や活力の創出を支援します。

新規開業数【再掲】		
現状値		目標値
24 件		36 件以上

地域資源を生かした産業の創出

- ・ 農業、林業、漁業、商工業、観光の連携促進
- ・ 農業、林業、漁業の6次産業化に向けた支援
- ・ 農水産物や加工品、新商品及びサービスの開発、PR支援

販路拡大に向けた流通環境の充実

- ・ 商工会及び金融機関等によるビジネスマッチング*等に対する支援
- ・ 「めいどいんおおいそ」による地域ブランド認証による高付加価値化
- ・ ICTを活用した販路開拓・拡大への支援
- ・ 大磯港賑わい交流施設（オオイソコネクト）やイベントとの連携による出店の促進

Ⅱ 後期基本計画（2026年～2030年）

❖ 6 実現化方策（まちの将来像の実現に向けた推進方策）

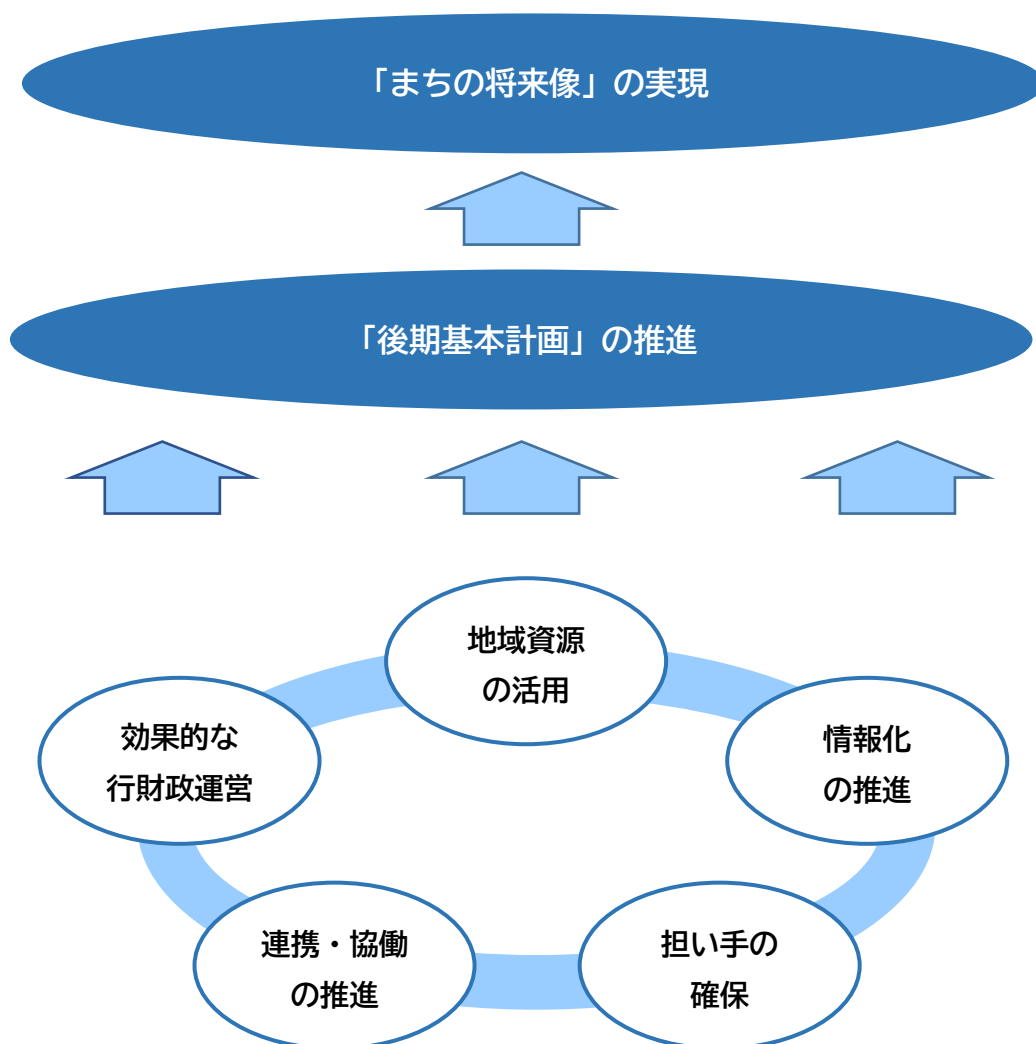
まちの将来像「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」を実現するためには、地域資源の有効活用、担い手の確保、町民や事業者と連携を図りながら、後期基本計画の「重点プロジェクト」や「部門別計画」を推進していく必要があります。

後期基本計画では、まちの将来像を実現していくための推進方針として、5つの実現化方策を設定します。

【実現化方策】

- | | | |
|------------|-------------|----------|
| 1 地域資源の活用 | 2 情報化の推進 | 3 担い手の確保 |
| 4 連携・協働の推進 | 5 効果的な行財政運営 | |

5つの実現化方策は、後期基本計画を推進していくために必要な共通基盤であり、原動力となります。また、実現化方策自体がお互いに連動（ポリシーミックス）することで相乗効果（シナジー）を生み出し、後期基本計画を推進することでまちの将来像の実現をめざします。



1 地域資源の活用

緑濃き高麗山などの丘陵、湘南の輝く海の豊かな自然、相模国府や東海道の宿場町としての歴史、明治から昭和にかけて総理大臣経験者8人が居を構えたという風光などの地域資源を最大限に生かし、誰もが郷土への愛着や誇りを持って住み続けるまちづくりを進めます。

(1) 郷土への愛着や誇りの醸成

自然や歴史・文化といった地域資源を大切に守りながら、新たな価値を創出することで、郷土への愛着や誇りが生まれ、大磯ならではの魅力をさらに高めます。

(2) 地域資源の再発見

町内外や世代を超えた様々な人たちが多角的な視点から、大磯が有する「ヒト・コト・モノ」といった多様な地域資源を掘り起こしていきます。

(3) シティプロモーションの推進

地域資源から生み出された価値や魅力を効果的に発信していくことで、認知度の向上や、移住定住を促進し、まちの活力となる「ヒト」が集まるまちをめざします。

2 情報化の推進

町民ニーズを的確に捉えるためには、町民とのコミュニケーションが欠かせません。多様な伝達手段を活用した積極的な情報発信に努め、町民との情報共有を図るほか、デジタル技術を活用した町民サービスの向上を図ります。

(1) 情報発信の強化

広報おいそや町ホームページだけでなく、SNSなども活用した効果的な情報発信に取り組むことで、町政への関心や参画意欲を高めます。

(2) 情報の共有

多様な伝達手段を活用して積極的かつ適切な情報共有を推進し、町民、行政、事業者の連携強化を図ります。

(3) デジタル技術の活用

デジタル技術を活用した地域の課題解決に向けた取組みを進めることで、町民や団体などの活動の広がりへと発展させ、継続的なまちづくりと町民サービスの向上につなげます。

Ⅱ 後期基本計画（2026年～2030年）

3 担い手の確保

地域の課題解決や未来の地域づくりに向けて、主体的に活動するNPOやボランティア団体などの市民活動団体に対する活動支援や、活動内容に応じた支援や担い手の発掘と育成を図ることで、持続的な発展を促進します。

（1）担い手の発掘と育成

地域の課題解決に向けて、市民活動団体や町民が主体的に活動するための環境を整備するほか、若者の地域活動への参加促進など、新たな担い手の発掘と育成を促進します。

（2）町民意識の醸成

地域活動や町民参画に関する情報を積極的に発信することで、町民が地域の課題を「自分事」として捉え、解決に向けて主体的に行動するよう意識の醸成を図ります。

（3）地域活動の推進

地域活動の成果や経験などを市民活動団体や町民へ共有することで、課題を解決する能力の向上、市民活動団体の認知度や信頼性の向上を促進し、地域活動の推進をめざします。

4 連携・協働の推進

町民、行政、事業者が多様な主体との連携を通じて、町民ニーズを適切に捉えるほか、職員一人ひとりが協働によるまちづくりを推進する意識の向上を図り、地域の課題に対応するための体制を整備します。

（1）町民、事業者との連携と協働

多様な主体が連携することで、それぞれの強みを生かし、弱みを補完し合うような協働によるまちづくりに取り組みます。

（2）町民と行政をつなぐ職員の育成

職員は、町民との対話を積極的に行い、ともに考えることで地域活動に対する理解を深め、地域の一員として活躍できる職員をめざします。

（3）新たな価値観の創出

多様な主体との連携や協働を通じて生まれる関係やネットワークの中から、ウェルビーイング*や、エシカル*といった新しい価値観を創出し、持続可能な社会の実現に向けた取組みにつなげます。

■ 用語解説

ウェルビーイング

身体的、精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的、経済的に良好で満たされている状態にあること。

エシカル

英語で「倫理的な」という意味であり、人や社会、環境に配慮した行動や考え方。

5 効果的な行財政運営

人口減少・少子高齢化などに伴い、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、質の高い町民サービスを提供できるよう効果的な行財政運営を図るとともに、町民ニーズや行政課題に適切かつ迅速に対応できる職員の育成に取り組みます。

(1) 積極的な財源の確保と歳出削減

質の高い町民サービスを提供するとともに、新たな財政需要に対応するためにも積極的な財源の確保と歳出削減に取り組みます。

(2) 機能的な組織体制の整備

総合計画を効率的に推進するための機能的な組織体制を整備するほか、既存組織の枠に捉われず、行政課題にスピード感をもって対応できる横断的な体制づくりを推進します。

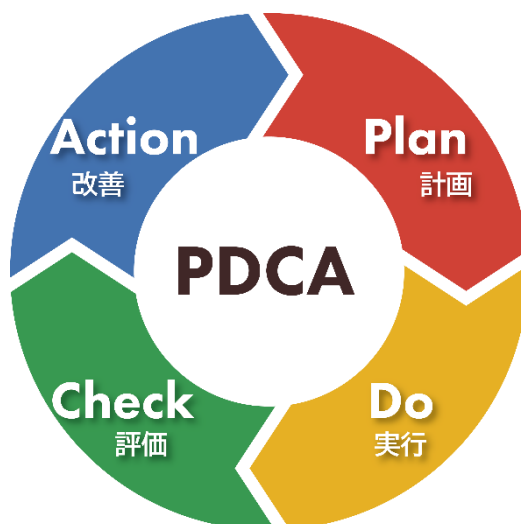
(3) 職員の意識改革

町民感覚やチャレンジ精神を備え、町民ニーズや行政課題に適切かつ迅速に対応できる職員の育成に取り組むほか、コンプライアンスの徹底を図ります。

❖ 7 計画の進行管理

総合計画を推進していくためには、各施策に着実に取り組んだうえで、その効果を検証し、目的が達成されるよう改善していく必要があります。

そのため、有識者や公募町民からなる総合計画審議会において、実施計画に位置付ける施策ごとの指標の達成状況や事業の進捗状況の評価を受けるとともに、施策の推進に資する意見をいただき、実施計画を改善、実施していくことでPDCAサイクルを継続的に循環させることにより、総合計画に沿ったまちづくりを着実に進めます。



Ⅱ 後期基本計画（2026年～2030年）

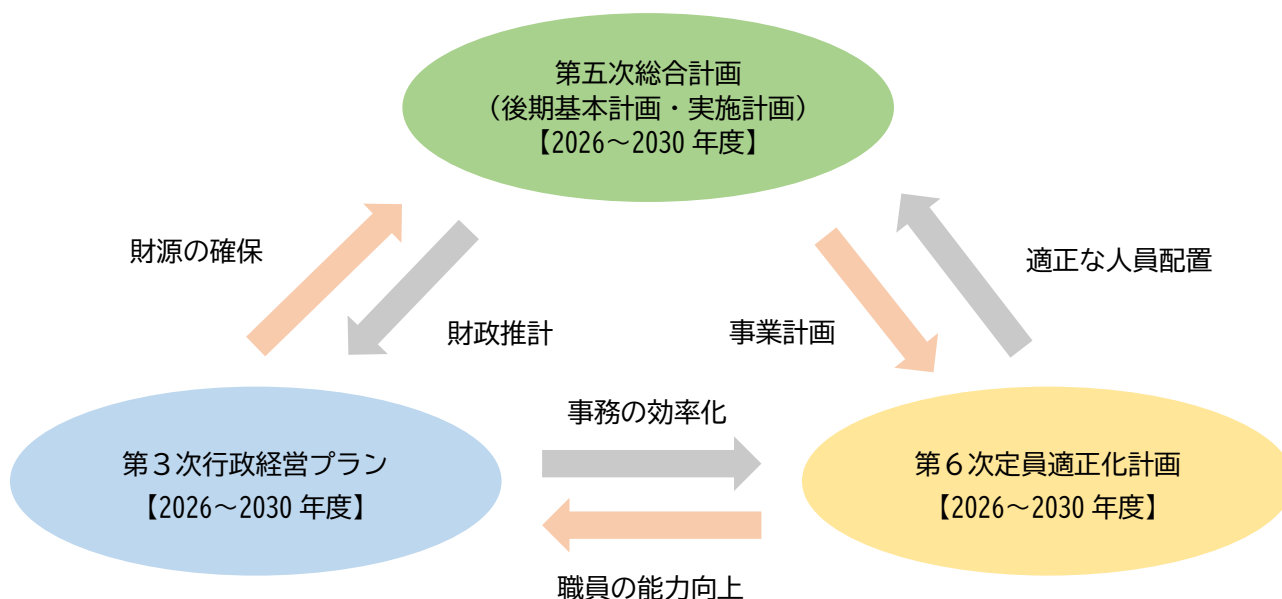
❖ 8 実効性の向上

日本の景気動向は、人口減少・少子高齢化の進行による人口構成の変化により、歳入面では町税収入の減少、歳出面では社会保障関連経費の増大など、今後も厳しい財政状況に置かれることが見込まれています。

本計画期間中においては、現時点で想定する歳出事業費に対して、歳入においては、町税や使用料・手数料といった自主財源はもとより、地方交付税や国県支出金、町債などの依存財源も含め想定できるあらゆる財源を見込んでいますが、毎年財源不足が生じる見通しとなっています。

また、人口構成の変化は経済動向やまちづくりなどにも様々な影響をもたらし、これらの課題に立ち向かうためには、総合計画に基づく各施策を着実に推進していくことが必要です。

「第五次総合計画後期基本計画」においては、計画期間中に見込まれる財源不足の解消をめざす「第3次行政経営プラン」を推進するとともに、「第6次定員適正化計画」の推進により、質の高い行政サービスを効率的・効果的に継続して提供することで、総合計画の実施体制確保に向けた施策を推進し、実効性の向上を図っていきます。



【参考】計画期間中の財政見通し（一般会計）

重点プロジェクトに掲げる「人口減少に歯止めをかける」ためには、本計画に位置付ける施策を着実に推進していくことが不可欠であり、計画期間中に見込まれる財源不足を解消しなければなりません。本計画では、この財源不足を財源確保目標額としてとらえ、行政改革の観点から既存事業の見直しなどによる経常経費の削減や受益者負担の適正化、さらには町税の徴収体制の強化などにより財源の確保に取り組みます。

（単位：千円）

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
歳	自主財源	5,908,000	6,011,000	6,646,000	6,946,000	6,525,000
	町税	5,061,000	5,065,000	5,112,000	5,180,000	5,134,000
	使用料・手数料ほか	847,000	946,000	1,534,000	1,766,000	1,391,000
入	依存財源	6,763,000	6,450,000	9,522,000	7,773,000	5,865,000
	地方譲与税ほか	1,076,000	1,102,000	1,102,000	1,102,000	1,102,000
	地方交付税	1,804,000	1,850,000	1,888,000	1,992,000	2,023,000
	国・県支出金	2,629,000	2,344,000	2,878,000	2,439,000	2,265,000
	町債	1,254,000	1,154,000	3,654,000	2,240,000	475,000
歳入合計		12,671,000	12,461,000	16,168,000	14,719,000	12,390,000

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
歳	義務的経費	6,095,000	6,175,000	6,212,000	6,312,000	6,405,000
	人件費	3,111,000	3,071,000	3,094,000	3,048,000	3,077,000
	扶助費	2,280,000	2,301,000	2,321,000	2,344,000	2,364,000
	公債費	704,000	803,000	797,000	920,000	964,000
出	投資的経費	2,424,000	2,106,000	5,599,000	3,734,000	1,296,000
	普通建設事業費ほか	2,424,000	2,106,000	5,599,000	3,734,000	1,296,000
	物件費	2,149,000	2,192,000	2,225,000	2,258,000	2,292,000
	繰出金	1,791,000	1,761,000	1,822,000	1,822,000	1,836,000
	その他の経費	1,086,000	1,057,000	1,071,000	1,086,000	1,101,000
歳出合計		13,545,000	13,291,000	16,929,000	15,212,000	12,930,000

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
財源確保目標額	874,000	830,000	761,000	493,000	540,000

【歳入】自主財源：自主的に歳入することができる財源

依存財源：国や県などから交付される財源

【歳出】義務的経費：経常的に支出が義務付けられている経費

投資的経費：社会資本整備などの支出効果が長期にわたる経費（総合計画後期基本計画実施計画事業を見込む）

その他の経費：義務的経費、投資的経費、物件費、繰出金以外の経費（補助費等、維持補修費など）

【財源確保目標額】行政改革などの取組みによる歳入確保と歳出削減で確保しなければならない目標額

【推計条件】 ・2025年（令和7年）10月時点で想定できるあらゆる歳入・歳出を見込み、直近の実績及び税制改正等を加味して補正

・原則として町負担の発生しない事業は推計には含めない（国勢調査、国・県選挙費など）

❖ 1 大磯町第3期人口ビジョン

(1) 大磯町第3期人口ビジョンの位置付け

「大磯町人口ビジョン」は、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨を踏まえ、大磯町における人口の現状を分析し、人口問題の観点から、課題解決に向けためざすべき将来の方向を人口の将来展望として広く町民や事業者などと共有するために策定したものです。

大磯町では、2016年（平成28年）に「大磯町人口ビジョン・総合戦略」を策定後、2019年（令和元年）12月に国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の改訂に伴い、「大磯町第2期人口ビジョン」を策定し、人口減少の抑制に向けて各種施策を講じてきました。

「大磯町第3期人口ビジョン」は、より一層、人口減少対策（人口減少に歯止めをかける）に取り組んでいくため、人口の減少段階や自然減の拡大など人口動向の分析を最新化して見直した新たな地方人口ビジョンです。

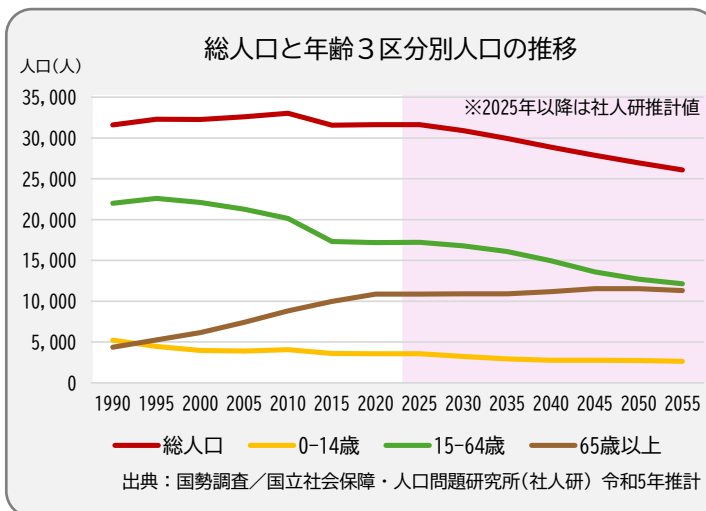
(2) 人口の現状分析

■ 人口減少は第2段階へ

大磯町の人口は、2010年（平成22年）に頂点に達し、それ以降は緩やかに人口が減少しています。一般的に人口減少は、3つの段階を経て進行するとされており、大磯町は65歳以上の人口増加が落ち着きつつあり、第1段階から第2段階に移行しつつあると考えられます。

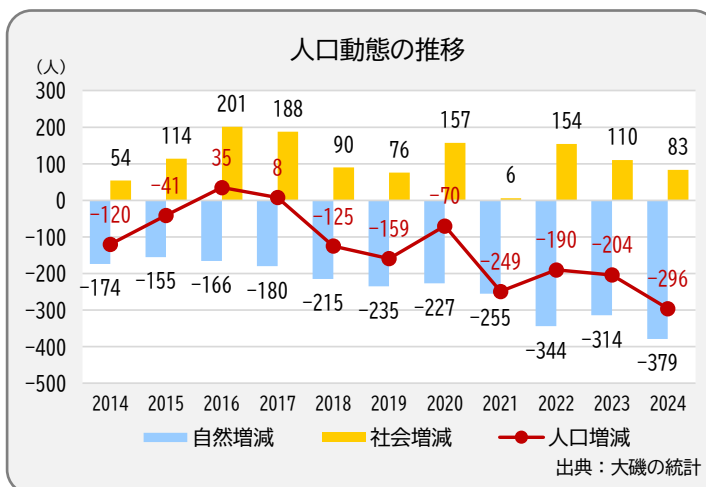
【参考：人口減少の3段階】

- 第1段階：65歳以上人口の増加（総人口の減少）
- 第2段階：65歳以上人口の維持・微減
- 第3段階：65歳以上人口の減少



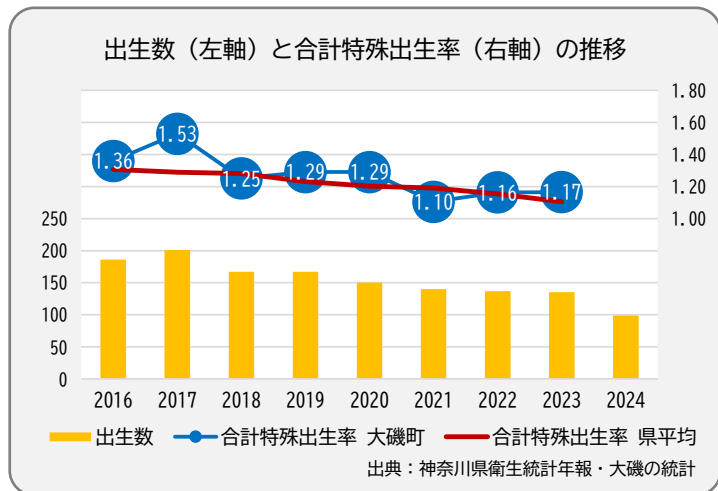
■ 自然減の拡大が人口減少の主要因

直近10年間の人口動態についてみると、自然増減（出生と死亡による増減）は一貫してマイナス、社会増減（転入と転出による増減）は一貫してプラスとなっていますが、自然増減では人口の高齢化に伴い、自然減が大きくなる傾向にあります。また、社会増減は、2016年（平成28年）の201人をピークに緩やかに減少してきており、自然減の拡大と相まって人口減少の大きな要因となっています。



■ 合計特殊出生率は低下傾向

合計特殊出生率は、様々な子育て支援施策の実施にもかかわらず、2017年（平成29年）の1.53から低下する傾向にあり、2023年（令和5年）には1.17となっています。また、県平均についても同様の傾向であり、一自治体だけの努力では改善が難しい問題であることから、県や国に対しても少子化対策の推進を求めつつ、さらなる子育て支援施策の充実に取り組んでいくことが必要となっています。

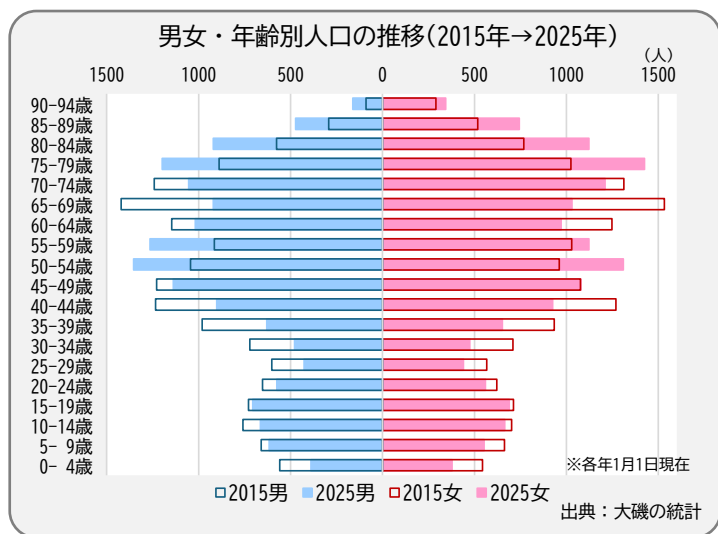


■ ファミリー層の減少が顕著

男女別の年齢5歳刻みの人口を2015年（平成27年）と2025年（令和7年）とで比較すると、75歳以上の後期高齢者と50歳代は増加している一方で、その他の年齢層では減少しています。

特に、ファミリー層である20歳代後半から40歳代前半にかけては男女ともにこの10年間で大きく減少しており、15歳未満の子どもの人口の減少の要因となっています。

そのため今後も引き続き、これらの層を中心とした定住促進を進めていくことが必要です。



(3) 人口の将来展望

■ めざすべき将来の方向

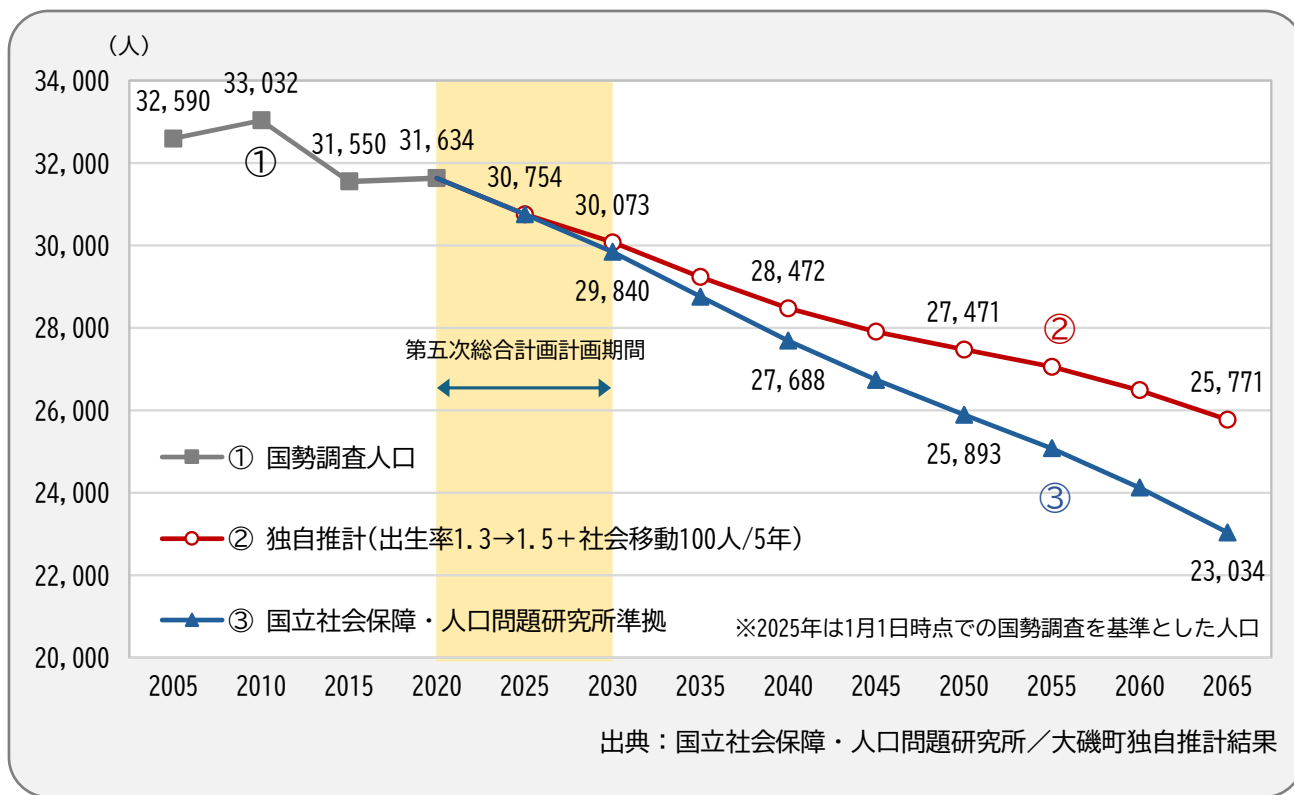
大磯町の合計特殊出生率は2018年（平成30年）～2022年（令和4年）の平均で1.22となっていますが、近年では低下する傾向にあり、人口を維持するために必要な数値(2.07)を達成することは非常に困難と言えます。そのため、当面の目標として2035年（令和17年）までに1.3まで上昇、2045年（令和27年）までに1.5まで上昇させ、それ以降はその水準を維持することをめざします。

2035年(令和17年)に合計特殊出生率を1.3に。2045年(令和27年)には1.5をめざす

第五次総合計画前期基本計画策定時点では、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計の前提となる純移動率に加えて、さらに5年間で300人の社会増をめざしていましたが、様々な政策に取り組んだ結果、転入者が増加しており、計画が満了する2030年（令和12年）の人口は3万人を維持できる情勢となっています。今後も引き続き、子育て世代を中心とした転入の増加を図ることで、社人研の純移動率に加えて、5年間で100人の社会増をめざして必要な取組みを推進するものとしします。

社人研推計の純移動率に加え、5年間で100人の社会増をめざす

将来目標人口



(1) 推計方法

- 基準人口：2025年（令和7年）1月1日時点の人口を使用
- 推計方法：コーホート要因法*を採用

(2) 推計条件

図中「②独自推計」の推計条件

- 合計特殊出生率：2035年（令和17年）までに1.3、2045年（令和27年）までに1.5に上昇させ、それ以降は1.5を維持
- 生残率：国立社会保障・人口問題研究所準拠の数値を適用
- 純移動率：国立社会保障・人口問題研究所準拠の純移動率に加え、5年間で100人の社会増を見込む

図中「③国立社会保障・人口問題研究所準拠」の推計条件

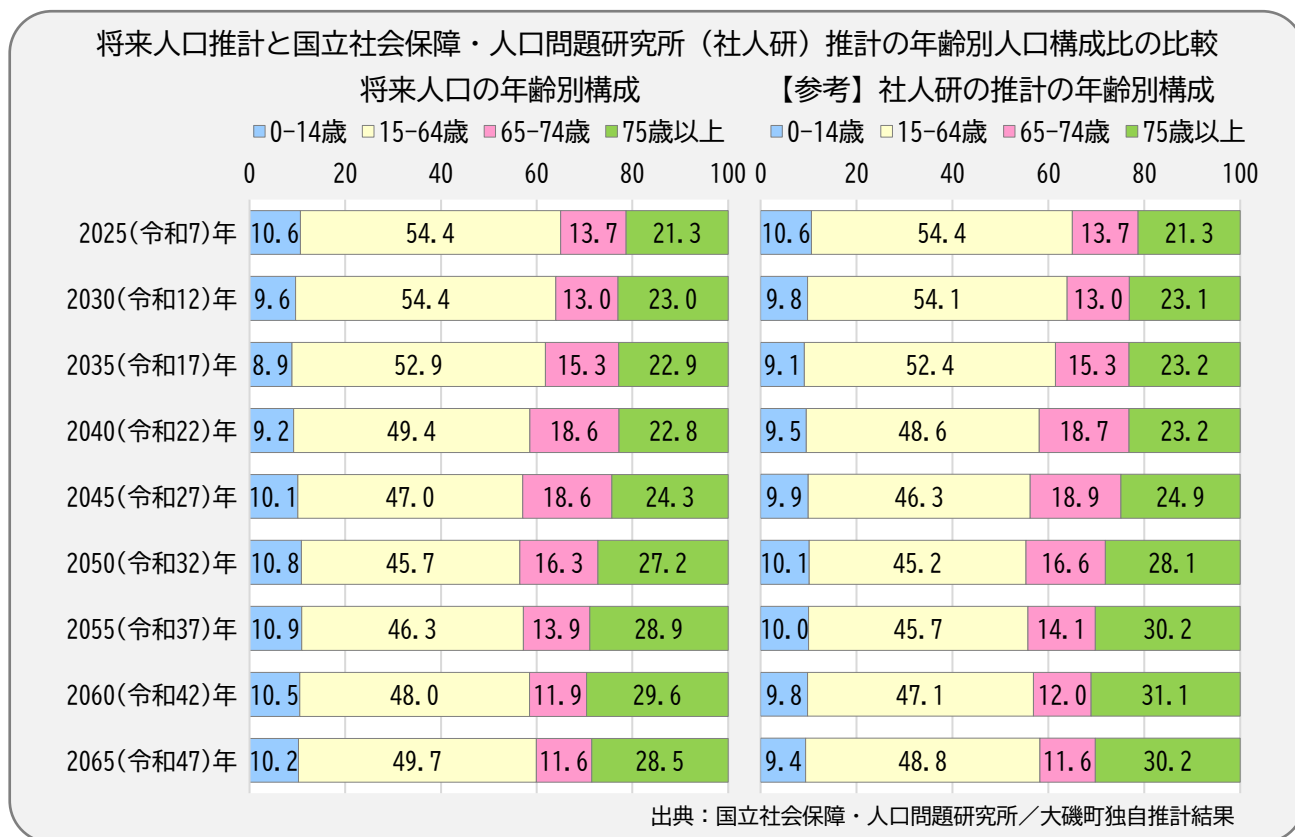
- 合計特殊出生率：2030年（令和12年）から2050年（令和32年）までは社人研が使用した子ども女性比を適用。2055年（令和37年）以降は、将来にわたって同様の傾向が続くと想定し、回帰分析により推計。
- 生残率：2030年（令和12年）から2050年（令和32年）までは社人研が使用した生残率を適用。2055年（令和37年）以降は、将来にわたって同様の傾向が続くと想定し、回帰分析により推計。
- 純移動率：2030年（令和12年）から2050年（令和32年）までは社人研が使用した純移動率を適用。2055年（令和37年）以降は、2045年（令和27年）から2050年（令和32年）までの純移動率を適用。

用語解説

コーホート要因法

コーホートとは、一定期間に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）に基づいて人口の変化を推計する方法のこと。コーホートの人口は、死亡数と移動数によって変化し、コーホートの発生は出生による。そのため、将来における人口を推計するためには、①合計特殊出生率、②出生性比、③生残率、④純移動率という4つの仮定値を設定する必要がある。

独自推計に基づく分析結果



■ 合計特殊出生率の上昇と転入促進により一定の人口規模を維持

合計特殊出生率を2035年（令和17年）までに1.3、2045年（令和27年）までに1.5に上昇させることで、出生数の増加をめざすとともに、5年間で100人の社会増の上乗せをめざすことで、2065年（令和47年）時点での人口は国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計結果に比べ、3,000人弱多く、2025年（令和7年）比では84%の人口を維持できます。

■ 社会を支える生産年齢人口を維持

社会の中核を担う15～64歳の生産年齢人口比率は2050年（令和32年）には45.7%となるものの、その後は回復し、2065年（令和47年）には49.7%となるものと推計されます。

■ 将来の大磯町を担うこどもの比率を維持

こどもの多寡は地域の活力にも大きく影響しますが、0～14歳の年少人口比率は2035年（令和17年）には8.9%にまで低下しますが、その後は回復し、2045年（令和27年）以降は10%台を維持できる見込みです。

■ 高齢者人口比率は最大で43.5%に

65歳以上の高齢者人口比率は、2050年（令和32年）の43.5%をピークに減少に転じるものと推計され、国立社会保障・人口問題研究所準拠のピークに比べると1.2ポイント低く抑えられます。また、75歳以上で見ると、ピークは2060年（令和42年）の29.6%であり、その後は減少していくものと推計されます。

❖ 2 主な個別計画体系



II 14	人材育成基本方針（総務課）
II 14	定員適正化計画（総務課）
II 14	町税等滞納削減のための行動プラン（税務課）
II 14	公共施設等個別施設計画（総務課）
III 15	公園施設長寿命化計画（都市計画課）
V 28	橋りょう長寿命化修繕計画（道路課）
V 28	道路トンネル長寿命化修繕計画（道路課）
V 28	舗装維持管理計画（道路課）
V 28	道路照明灯維持管理計画（道路課）
V 28	道路構造物長寿命化修繕計画（道路課）
III 16	地球温暖化対策実行計画（環境課）
III 16	生物多様性地域戦略（環境課）
III 15, 19	緑の基本計画（都市計画課）
III 15, 20, 21	景観計画（都市計画課）
I 8 III 20	バリアフリー基本構想（都市計画課）
V 28	地域公共交通計画（都市計画課）
III 20	空家等対策計画（都市計画課）
V 29	農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）（産業観光課・農業委員会）

IV 23	わくわくプラン（学校教育課）
IV 23	学校教育施設整備基本構想（学校教育課）
IV 25	図書館サービス計画 附 子ども読書活動推進計画（図書館）







※「大磯町」「大磯」等は計画等の名称から省略しています。

❖ 3 SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、2001年(平成13年)に策定されたMDGs (Millennium Development Goals: ミレニアム開発目標) の後継として、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。『SDGsがめざす目標と今後町がめざすまちづくりとは方向性を共有するものである』ことから、重点プロジェクト (P21~P31)、部門別計画の各柱 (P34~P95) に関連するSDGsの目標を記載しています。

※資料 国際連合広報センター、外務省

ゴール	説明	該当する町の取組み (部門別計画)
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部門4 大施策「こども・子育て支援の充実」 ・部門8 大施策「地域福祉体制の充実」
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部門4 大施策「こども・子育て支援の充実」 ・部門6 大施策「健康づくりの充実」 ・部門23 大施策「学校環境の充実」 ・部門29 大施策「農業・林業経営基盤の強化」 <p style="text-align: right;">など</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部門6 大施策「健康づくりの充実」 ・部門7 大施策「スポーツ・レクリエーション活動の推進」 ・部門10 大施策「介護予防と生活支援の推進」 ・部門11 大施策「社会保障制度の適正な運営」 <p style="text-align: right;">など</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部門22 大施策「保育・幼児教育環境の充実」 ・部門23 大施策「教育内容の充実」 ・部門25 大施策「生涯学習活動の活性化」 ・部門26 大施策「人権の尊重」 <p style="text-align: right;">など</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部門26 大施策「男女共同参画社会の推進」 ・部門30 大施策「就業機会の確保・創出」
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部門15 大施策「自然環境の保全・再生」 ・部門16 大施策「環境保全・環境意識向上の推進」 ・部門17 大施策「河川の保全・保守」 ・部門17 大施策「生活排水対策の推進」 <p style="text-align: right;">など</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部門16 大施策「環境保全・環境意識向上の推進」

ゴール	説明	該当する町の取組み（部門別計画）
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部門9 大施策「障がいのある人も障がいのない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり」 ・部門30 大施策「就業機会の確保・創出」 ・部門31 大施策「持続可能な連携と活力の創出」 <p>など</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<p>【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部門28 大施策「道路整備の推進」 ・部門28 大施策「快適な交通サービスの形成」 ・部門29 大施策「農業・林業経営基盤の強化」 ・部門29 大施策「漁業経営基盤の強化」 <p>など</p>
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	<p>【不平等】 国内及び各国間間の不平等を是正する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部門4 大施策「こども・子育て支援の充実」 ・部門8 大施策「地域福祉体制の充実」 ・部門9 大施策「障がいのある人も障がいのない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり」 <p>など</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部門1 大施策「防災基盤の整備」 ・部門2 大施策「消防・救急・救助体制の充実」 ・部門20 大施策「良好な居住空間の形成」 ・部門28 大施策「道路整備の推進」 <p>など</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部門18 大施策「廃棄物処理の推進」 ・部門29 大施策「漁業経営基盤の強化」 ・部門29 大施策「商工業経営環境の安定化」 ・部門31 大施策「持続可能な連携と活力の創出」 <p>など</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部門15 大施策「自然環境の保全・再生」 ・部門16 大施策「環境保全・環境意識向上の推進」
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	<p>【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部門15 大施策「自然環境の保全・再生」 ・部門16 大施策「環境保全・環境意識向上の推進」 ・部門17 大施策「河川の保全・保守」 ・部門29 大施策「漁業経営基盤の強化」 <p>など</p>
 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p>【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部門15 大施策「自然環境の保全・再生」 ・部門16 大施策「環境保全・環境意識向上の推進」 ・部門19 大施策「持続可能な土地利用の実現」 ・部門29 大施策「農業・林業経営基盤の強化」 <p>など</p>
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	<p>【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部門3 大施策「防犯対策の推進」 ・部門4 大施策「こども・子育て支援の充実」 ・部門26 大施策「人権の尊重」 ・部門26 大施策「男女共同参画社会の推進」 <p>など</p>
 <p>17 パートナースHIPで 目標を達成しよう</p>	<p>【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部門12 大施策「町民参画・協働の推進」 ・部門13 大施策「広報・広聴活動の推進」 ・部門14 大施策「行財政改革の推進」 ・部門26 大施策「多文化共生の推進」 <p>など</p>
 <p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 2030年に向けて 世界が合意した 「持続可能な開発目標」です</p>		

❖ 4 策定経過

(1) 総合計画審議会

○ 総合計画審議会委員名簿

氏名	所属	備考
○ 成田 康昭	立教大学	会長
○ 鈴木 祥弘	神奈川大学	
濱谷 海八	大磯町教育委員会	令和6年度
○ トーリー 二葉	大磯町教育委員会	
○ 戸塚 昭雄	大磯町農業委員会	
小泉 隆史	大磯町区長連絡協議会	令和6年度
○ 菊田 稔	大磯町区長連絡協議会	
鈴木 豊男子	大磯町社会福祉協議会	令和6年度
○ 熊木 博	大磯町社会福祉協議会	
○ 佐藤 一樹	大磯町商工会	
○ 大塚 由美子	大磯町観光協会	
小島 拓	大磯二宮漁業協同組合	令和6年度
○ 高橋 拓郎	大磯二宮漁業協同組合	
土方 正美	大磯町消防団	
立石 春奈	大磯町立学校PTA連絡協議会	令和6年度
○ 清水 豊子	大磯町立学校PTA連絡協議会	
○ 池田 伸之	公募町民	
○ 沖山 雅彦	公募町民	
○ 岩田 理	中郡医師会	
小清水 吉宏	中南信用金庫	令和6年度
○ 村山 三波	中南信用金庫	
○ 小澤 香苗	株式会社 タウンニュース社	

※現任の委員は氏名の前に『○』を表示しています。



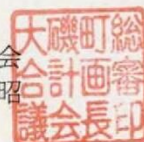
総合計画審議会会長から町長へ答申手交

○ 第五次総合計画前期基本計画（素案）答申

令和8年2月2日

大磯町長 池田 東一郎 様

大磯町総合計画審議会
会長 成田 康昭



大磯町第五次総合計画後期基本計画（素案）について（答申）

令和7年12月11日付け、磯政第38号にて諮問を受けた「大磯町第五次総合計画後期基本計画（素案）」について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

本計画は、令和3年度から令和12年度までの基本構想に基づく後期5年間の計画として、社会経済情勢や町民の皆さんの意見が十分に考慮されており、本審議会において慎重に審議した結果、その内容はおおむね適切であると評価します。

なお、計画の推進にあたっては、次の事項に配慮されることを求めます。

- 1 人口減少対策について
人口減少、少子高齢化の進行は今後も想定されることから、町の財政状況等の見通しも考慮しながら、必要な対策とそのための財源確保に努め、後期基本計画のめざす方向性「人口減少に歯止めをかける」の達成に向けて取り組むこと。
- 2 分かりやすい計画について
本計画は町民とともに進めていくまちづくりの指針となることから、計画内容の十分な周知を行うとともに、用語解説を加えるなど町民に分かりやすい計画となるよう配慮すること。
- 3 重要業績評価指標（KPI）の設定について
本計画で位置づけた各施策の達成度などを測る重要業績評価指標（KPI）については、PDCAサイクルによる各施策の効果を検証するうえで、重要な指標となることから適切な設定に努めること。
- 4 後期基本計画の実現に向けて
本計画の策定過程の中で得られた貴重な意見や提案、また、本審議会での審議を十分に踏まえるとともに、引き続き町民の皆さんの意見やニーズなどを積極的に把握しながら、実施計画及び分野別の個別計画において具体化し、緊急度なども考慮し、スピード感を持って今後の取組みに努めること。

以上

(2) 策定の経過

年度	日付	内容	分類
令和6年度	4月10日	第1回政策会議（策定方針の政策決定）	庁内
	5月27日	第1回総合計画策定委員会（策定方針の報告）	庁内
	7月8日	第1回総合計画審議会（策定方針の報告）	審議
	7月18日～ 8月7日	町民アンケート調査（対象1,500件、回収471件） 転入者アンケート調査（対象500件、回収198件） こどもアンケート調査（対象755件、回収361件）	町民
	7月30日	若手職員との意見交換会（参加者32名）	庁内
	11月13日	第2回総合計画審議会（計画策定の進捗状況の報告、意見聴取）	審議
	3月27日	第3回総合計画審議会（計画策定の進捗状況の報告、意見聴取）	審議
令和7年度	4月23日	第2回総合計画策定委員会（後期基本計画（骨子案）の報告）	庁内
	5月7日	第3回政策会議（後期基本計画（骨子案）の報告）	庁内
	7月15日	中堅職員との意見交換会①（参加者13名）	庁内
	7月29日	中堅職員との意見交換会②（参加者15名）	庁内
	8月12日	第9回政策会議（計画策定の進捗状況の報告）	庁内
	8月21日	総務建設常任委員会協議会（計画策定の進捗状況の報告）	議会
	9月25日	第1回総合計画審議会（計画策定の進捗状況の報告）	審議
	10月1日	第3回総合計画策定委員会（書面開催）（後期基本計画（素案）の報告）	庁内
	10月14日	第11回政策会議（後期基本計画（素案）の報告）	庁内
	10月30日	総務建設常任委員会協議会（後期基本計画（素案）の報告）	議会
	11月4日～ 12月3日	パブリックコメント（後期基本計画（素案）についての意見募集） （意見提出者4名、意見27件）	町民
	11月15日	町民意見交換会（参加者36名）	町民
	12月11日	第2回総合計画審議会（後期基本計画（素案）の諮問）	審議
2月2日	第3回総合計画審議会（後期基本計画（素案）の答申）	審議	
3月23日	第19回政策会議（後期基本計画の報告）	庁内	
3月25日	第4回総合計画審議会（後期基本計画の報告）	審議	

※分類は町民参画を「町民」、議会を「議会」、総合計画審議会を「審議」、庁内会議を「庁内」としています。



大磯町第五次総合計画基本構想・後期基本計画
令和8年3月

発行・編集 大磯町 政策総務部 政策課

〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯183

Tel.0463-61-4100 Fax.0463-61-1991

制作 (株)地域計画建築研究所 表紙イラスト オダギリミホ

UD FONT
ユニバーサルデザインフォントを
使用しています。